

平成29年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成29年8月30日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	10番	梶 繁美君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君

散 会 午後1時29分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第11号 平成28年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第12号 平成28年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第6 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第8 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第61号 土地の取得について
- 日程第10 議案第62号 土地の取得について
- 日程第11 議案第63号 土地の取得について
- 日程第12 議案第64号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定について
- 日程第15 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成29年第5回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで報告します。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 鈴木 豊君、4番 池谷 弘君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの27日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月25日までの27日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してございますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま町長から、議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第11号から議案第81号までの35議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成29年第5回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、報告2件、同意3件、土地の取得3件、町道路線の認定1件、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、条例の一部改正5件、補正予算9件、決算の認定9件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計35件であります。

はじめに、報告第11号 平成28年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第12号 平成28年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

本件は、本年12月31日をもって任期満了となります委員について、人権擁護委員法の規定に基づき、候補者の推薦に当たり、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第61号から第63号の土地の取得についてであります。

本案は、町道3975号線道路新設事業における事業用地の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 町道路線の認定についてであります。

本案は、足柄峠の聖天堂前を起点、金時山山頂を終点とし、神奈川県道矢倉沢仙石原線の一部に重複認定することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者をタイムズ24株式会社共同事業体に指定することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 小山町温泉使用条例の制定についてであります。

本案は、小山町が所有する温泉の供給に当たり、温泉を保護し、かつ適正な利用を図るため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、不妊治療に臨む職員の負担を軽減できる環境を整備し、また、行政機関として仕事と家庭の両立、支援を積極的に推進していることを地域社会に示すことで、不妊治療に対する理解

を広げるため、職員の不妊治療休暇制度の新設を内容とする条例の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、固定資産税の課税標準の特別措置、いわゆるわがまち特例の課税割合を静岡県税条例の改正もあり、最も低い割合とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第69号 小山町環境条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、環境保全の日を毎月5日と定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気事業法及びガス事業法の一部改正が行われたことを受け、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町営住宅家賃決定のための収入申告書の提出について、認知症患者、知的障害者等の申告義務の緩和及び小山町営住宅長寿命化計画に基づく管理戸数の変更を内容とする条例の改正を行うものであります。

次に、議案第72号から議案第80号までについては、一般会計のほか8つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億1,569万7,000円を追加し、歳入歳出総額を112億7,108万4,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,896万9,000円を追加し、歳入歳出総額を23億1,196万9,000円とするものであります。

次に、議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ157万6,000円を追加し、歳入歳出総額を635万9,000円とするものであります。

次に、議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ771万1,000円を追加し、歳入歳出総額を2億1,646万8,000円とするものであります。

次に、議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度決算により、歳入の繰越金を5万6,000円減額し、一般会計繰入金金を5万6,000円増額するものであります。

次に、議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度決算により、歳入の繰越金を1,393万円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を18億93万円とするものであります。

次に、議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,261万円を追加し、歳入歳出総額を2億4,361万円とするものであります。

次に、議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出総額を変えずに、平成28年度決算による繰越金の増額と歳入予算の組みかえをするものであります。

次に、議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出総額を2億6,950万円とするものであります。

次に、認定第1号から認定第9号までと、議案第81号の平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の10件について御説明申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成28年度一般会計の決算額は、歳入総額115億1,501万7,000円で、前年度対比10.7%の増、歳出総額108億5,844万4,000円で、9.4%の増となり、歳入歳出差し引き額は6億5,657万3,000円となりました。この差し引き額には、町道3975号線道路整備事業（一色工区）ほか3件の通次繰越の充当財源、通知カード・番号カード事務交付金ほか17件の繰越明許費の充当財源、林道角取線修繕の事故繰越の充当財源、合わせて2億8,424万円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると3億7,233万3,000円が実質収支額となり、順繰越金となりました。これから前年度の実質収支額3億4,395万1,000円を差し引いた単年度収支額では2,838万2,000円の黒字となりました。また、実質収支額を標準財政規模52億7,479万8,000円で除した実質収支比率は0.5%となりました。

歳入歳出増額の主な要因は、ふるさと寄附金による歳入の増と、ふるさと寄附金をしていただいた方への小山町をPRするふるさと振興事業費の増によるものであります。

歳入について前年度と比較すると、全体で11億1,377万4,000円増加しました。増加した主なものは、ふるさと寄附の増加による寄附金が9億5,650万7,000円の増、地方創生加速化交付金により国庫支出金が1億132万7,000円の増であります。

一方、減少した主なものは、地方消費税交付金が5,091万1,000円の減、多子世帯の保育料の一部無料化に伴い、使用料及び手数料が4,148万3,000円の減、法人町民税の減少から、町税の4,159万9,000円の減であります。

歳出について前年度と比較すると、全体で9億3,081万9,000円の増額となりました。目的別の主なものは、総務費が町のPRを行うふるさと振興事業や、地域産業立地事業費補助金などにより10億4,381万円、土木費が新東名関連町道整備事業や都市計画道路整備事業により3億1,318万8,000円の増となりました。

一方、減少した主なものは、健康福社会館改修事業の終了及び民間のこども園施設整備事業に対する負担金がなくなったことから、民生費が4億895万4,000円の減、商工費では、町民いこいの家の改修及び温泉水中モーターポンプ入れ替えが完了したことから4,583万7,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が35億8,386万3,000円で、全体の33.0%、投資的経費が17億4,356万7,000円で、全体の16.1%となりました。なお、義務的経費のうち人件費は17億8,819万6,000円で、前年度対比で3,801万4,000円の減、扶助費が9億524万6,000円で、前年度対比2,932万4,000円の増、公債費は8億9,042万1,000円で、対前年度比654万8,000円の減となりました。投資的経費では、災害復旧事業費が138万6,000円で、前年度対比739万円の減となり、普通建設事業費は17億4,218万1,000円で、前年度対比1億9,312万2,000円の増となりました。

我が国の経済は、個人消費や設備投資等の内需が伸び悩む中で、外需主導による成長率の確保も難しい状況となっております。また、米国の新大統領の就任や英国のEU離脱等、海外諸国においても大きな変革の中、国内においても熊本での震災や史上2番目に多い台風の上陸など、天災地変の経済に与えた影響が大きい年となりました。

小山町においては、歳入の根幹である町税が引き続き減少しましたが、ふるさと寄附金が好調に推移しており、南藤曲団地建設事業や町道整備事業に取り組むとともに、総合計画推進基金への積立を行うなど、持続可能な財政運営に取り組んできました。また、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点地区の足柄スマートインターチェンジアクセス道路整備や、新しいまちづくりの都市計画道路整備事業に取り組み、金太郎のような元気なまちを目指すとともに、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいりました。

以上、平成28年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は23億836万8,000円、歳出総額は21億1,614万4,000円で、本会計の実質収支額は1億9,222万4,000円であります。

次に、認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は547万5,000円、歳出総額は446万4,000円となりました。

次に、認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億381万3,000円、歳出総額は1億9,900万8,000円で、実質収支額は480万5,000円であります。

次に、認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,224万円、歳出総額は1億8,929万6,000円で、実質収支額は294万4,000円であります。

次に、認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも1億217万1,000円であります。

次に、認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は17億7,760万4,000円、歳出総額は17億2,475万円で、これから翌年度に繰り越すべき財源107万円を差し引いた実質収支額は5,178万4,000円であります。

次に、認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は5億124万2,000円、歳出総額は2億6,844万9,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源3万円を差し引いた実質収支額は2億3,276万3,000円であります。

次に、認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は12億8,968万7,000円、歳出総額は12億8,885万9,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源3万5,000円を差し引いた実質収支額は79万3,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第81号 平成28年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の下水道事業収益3億2,871万3,000円に対し、下水道事業費用は2億5,206万円となり、当年度の純利益は5,613万9,000円であります。また、資本的収入及び支出は収入額1億4,926万3,000円に対し、支出額は3億7,727万4,000円となりました。なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました35件につきまして提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件については私から説明をし、議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、認定第1号から認定第9号までの平成28年度歳入歳出決算及び議案第81号 平成28年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、8月31日の決算補足説明において関係部長等からそれぞれ説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第11号 平成28年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第11号 平成28年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第11号 平成28年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成28年度の小山町の健全化判断比率については、算定した基礎数値及び4指標につきまして、7月27日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。代表監査委員から平成28年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた、いわゆる普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成28年度の小山町の標準財政規模は52億7,479万8,000円で、平成28年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて3億7,334万5,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定をされないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成28年度の実質収支額等の合計は9億6,800万4,000円の黒字でありましたので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成26年度から28年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごとに支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用など公債費に準ずるものや、広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずるものなども含めた合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は9.1%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高81億5,471万1,000円や、公営企業債等繰入見込額5億6,514万円のほかに、広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高17億564万4,000円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は77.3%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第12号 平成28年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第5 報告第12号 平成28年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第12号 平成28年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第11号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられたことによるものです。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

裏面を御覧ください。本町の比率の欄のとおり、対象となる4会計とも資金不足比率は算定されませんでした。

個々の会計の状況ですが、はじめに下水道事業特別会計の実質収支額は294万4,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は2億3,276万3,000円の黒字となり、土地の売払収入見込額と地方債残高の差し引きでも黒字でありますので、下水道事業会計と同様に資金不足比率は算定されないということとなります。

次に、新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支額は79万3,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は、貸借対照表の流動資産総額に貸倒引当金を加えたものから、翌年度へ繰り越す財源を差し引いたものから、流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債及び引当金を差し引きますと、3億4,210万9,000円の黒字でありますので、同様に資金不足比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第6 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第4号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では、固定資産課税対象に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置いたしております。

このうち、平成26年10月1日から委員をお願いしております米山恒久さんが9月30日で任期満了になります。

米山さんは、固定資産の知識が豊富であり、人格、識見ともにすぐれた方であり、再度選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決する

ことに決定しました。

これから採決します。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第7 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長(米山千晴君) 日程第7 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱に基づき、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っております。

小山町の定員は5人で、現在、小学校区ごとに1人ずつ、男性3名、女性2名が委嘱されております。このうち、足柄地区の小見山泰男さんが退任されます。小見山委員は5期15年の長きにわたり人権擁護委員としてお務めいただき、人権相談をはじめ、基本的人権の擁護や尊重の意識普及に御尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。長い間まことにありがとうございました。

後任といたしまして、新たに小山町竹之下1154番地の和田幸彦さんを委員候補者として推薦するものであります。

和田さんは、平成26年3月まで静岡県教員として長年にわたり教鞭を執られた方であり、子どもの人権問題への造詣が深く、また、広く地域社会の実情に通じ、人格識見ともに高く、社会的人望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方です。

また、芹澤勝さんは3期9年、相野谷光子さんと湯山久さんは2期6年にわたり御尽力いただいておりますので、引き続きお願いするものであります。

人権擁護委員法の規定から候補者の推薦に当たり議会の意見をお願いするものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第8 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長(米山千晴君) 日程第8 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第6号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

小山町教育委員会は、4名の委員をもって組織し運営をしておりますが、このうち、相原正和さんが本年9月30日をもって任期満了となります。

相原さんは平成28年4月1日に保護者代表として教育委員に就任され、以来1年6か月間にわたり小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。

相原さんは地域の信望も厚く、人格高潔で、教育、学術及び文化に高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、引き続き教育委員に任命したいため、法の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から平成33年9月30日までの4年間であります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

日程第9 議案第61号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第9 議案第61号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第61号 土地の取得についてであります。

取得します土地は、現在、新東名高速道路北側側道として建設を進めております町道3975号線の道路用地の一部で、小山町大御神字猪ヶ久保387番1外5筆、取得面積は6,634.53平方メートルであります。契約の相手方は町内在住の地権者1名、取得価格は2,148万2,855円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第62号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第62号 土地の取得についてであります。

取得します土地は、現在、新東名高速道路北側側道として建設を進めております町道3975号線の道路用地の一部で、小山町大御神字小玉沢232番外17筆、取得面積は9,991.70平方メートルであります。

契約の相手方は、町内在住の地権者1名、取得価格は1,624万8,476円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 日程第11 議案第63号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第63号 土地の取得についてであります。

取得します土地は、現在、新東名高速道路北側側道として建設を進めております町道3975号線の道路用地の一部で、小山町大御神字小玉沢232番外13筆、取得面積は8,323.85平方メートルであります。

契約の相手方は、町内在住の地権者1名、取得価格は1,460万9,496円であります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第64号 町道路線の認定について

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第64号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第64号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

認定します路線は、竹之下地内から新柴地内に通じる町道2457号線で、足柄峠の聖天堂前を起点とし、金時山山頂を終点とするもので、神奈川県道矢倉沢仙石原線の一部に重複認定するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定について

○議長（米山千晴君） 日程第13 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町竹之下にあります東名足柄バスストップ駐車場におきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該駐車場の指定管理者として候補者選定しましたタイムズ24株式会社共同事業体を指定することに関し、議会の議決をお願いするものであります。

東名足柄バスストップ駐車場を指定管理としますのは、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に行うものであります。

提案の指定管理者につきましては、平成29年8月16日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会の審査を受け、指定管理者の候補者として選定したものであります。

選定の審査に当たりましては、団体から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設

の管理に係る事業計画及び収支予算について、東名足柄バスストップ駐車場の機能を十分に理解し、効率的、効果的な運営ができる内容であるか、また、地域振興や地域活性化に寄与する内容であるかなどを書面審査及びヒアリングにより審査いたしました。

この結果、効率的な運営による経費縮減はもとより、利用者の満足度の向上など、駐車場としての機能を高め、効率的、効果的に運営することが十分期待できるものとし、タイムズ24株式会社共同事業体を指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は、平成29年10月1日から平成34年3月31日までの4年6か月となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定についてであります。

本案は、小山町町民いこいの家あしがら温泉での温泉の使用量に対し、揚湯量に余裕があることから、その余剰分についての利用を検討し、温泉の有効活用及び観光振興に寄与するため、他施設への温泉供給を可能とし、温泉資源の保全と適切な管理運営をもって温泉供給事業に当たるために、本条例を制定するものであります。

条例は16か条からなっており、第1条では目的を、第2条では用語の定義を規定しています。第3条では温泉の使用の許可についてを、第4条では温泉の供給の制限についてを規定しています。第5条から第8条まででは温泉の使用にかかる料金等として、加入金の額、温泉の計量の方法、使用料の額、減免について規定しています。第9条から第12条まででは温泉の受給装置にかかる工事についての届け出、施工、工事検査等を規定し、第13条では受給装置の管理区分を規定しています。第14条では検査のための立ち入りについてを、第15条では許可の取り消し、供給の停止を規定し、第16条で委任を規定しています。

なお、条例の施行の日については、規則で定めることとしています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加している状況の中、働きながら子どもを持ちたい労働者のための不妊治療支援制度の導入が民間企業を中心に広がっており、厚生労働省も啓発を行っていることを踏まえ、職員の不妊治療休暇制度を新たに設けるものであります。

改正条例は、関連条例2つを改正するものであります。

それでは、改正の内容を条文の順に御説明いたします。お手元の条例改正資料新旧対照表の1ページ、2ページをお開きください。

はじめに、小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

当条例第11条の改正は、職員の休暇に不妊治療休暇を加えるものであります。

当条例第15条の3の新設は、職員の申し出に基づき、一つの継続する治療ごとに通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間、勤務しない休暇を不妊治療休暇として定め、当該休暇取得期間中の給与は無給とするものであります。

次に、条例改正資料新旧対照表の3ページ、4ページをお開きください。

小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、不妊治療休暇の新設に伴うものであります。

当条例第17条において、職員の休暇の承認に不妊治療休暇を加えるものであります。

なお、施行日は公布の日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議会6月定例会において承認第1号として承認を得たものを一部見直すものであります。

今回の改正は、静岡県からの提案もあり、静岡県が県税であります不動産取得税において、保育の受け皿整備の促進のための条例改正が行われることに合わせ、また、町といたしましても、さらなる子育て支援の促進を図るため、町税の固定資産税の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の課税割合を最も低い割合とするものであり、小山町税条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容を条文の順に御説明いたします。お手元の条例改正資料新旧対照表の5ページ、6ページをお開きください。

条例第61条の2の改正は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準の軽減の割合を現行の2分の1から3分の1に見直すものであります。

次に、附則第10条の2の改正は、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者等が一定の保育に係る施設を設置した場合、企業主導型保育事業の用に供する固定資産税の課税標準の軽減の割合を現行の2分の1から3分の1に見直すものであります。

なお、施行日は公布の日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、町、町民、事業者及び旅行者等が自主的に環境への負荷の低減に努めるとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進して、町の豊かな自然環境を将来世代に引き継ぎ、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定されております。

今回、この条例を改正しますのは、条例第11条第2項で定義しています環境保全の日について、本年6月から毎月5日を環境保全の日に定めることとしましたので、条例に明記するために改正するものでございます。

環境保全の日は、町民等が広く環境の保全に関心と理解を深めるとともに、積極的に活動を行う意欲を高めるため、必要な事業の実施に努める日としております。

なお、施行日は公布の日であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気事業法及びガス事業法の一部改正が行われたことにより、小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、引用します法律の改正内容に合わせて、占用料の減免を規定しています第4条の第3号及び第5号中の文言の整理を行うものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日としてあります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、関係する法律の一部改正による文言の整理、家賃の決定に関する手続の緩和及び管理戸数の変更に伴う小山町営住宅条例の一部改正であります。

改正の内容は、家賃の決定を規定します第15条に第4項を追加し、収入に関する届け出の緩和をするものであります。町営住宅の家賃決定のため、入居者は毎年収入申告書の提出を義務づけられておりますが、入居者が認知症患者、知的障害者等で町からの収入報告の請求に応じること

が困難であると認められる方に限り、入居者からの申告によらず官公署等での閲覧等により把握した収入状況で家賃を決定できるようにするものであります。

また、管理戸数を定めています第3条の別表中の管理戸数を変更するものであります。小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、解体中であります大胡田団地2棟10戸と、解体を実施いたしました一色西裏団地2棟9戸2団地の合計19戸の町営住宅の用途廃止を行い、南藤曲団地内に現在建設中であります15戸を新たな町営住宅として追加するものであります。

なお、本条例の施行日は公布の日からとしておりますが、現在建設中の南藤曲団地15戸については、完成期日以降の平成30年3月1日からとしてあります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 2点ばかり、この件について質問させていただきます。

まず、総戸数、今回改正によって何戸から何戸になるのか、それらをお示してください。

それからもう一つ、家賃の決定について、入居者は収入申告書の提出が義務づけられております。その中で困難者には官公署等の閲覧により把握した収入状況によってそれが決定されるということですが、ほかの方は一々書類を提出しなければならないのか。今、マイナンバーというものがありますから、これらについてもマイナンバーで調べることができると思う。一々提出しなくても、そういうもので決定できると思いますけれども、そのような活用はどのようにされているのか、これからどのように活用するのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 現在の管理戸数が改正後どう変更するかということからお答えさせていただきます。

現行14団地450戸、条例改正後は12団地446戸となります。

次の、マイナンバー制度を活用した収入申告についてのお尋ねでございますが、小山町が現在抱えている公営住宅の課題に、入居者の高齢化と一人世帯の増加がございます。私ども、入居者の収入申告を毎年8月にいただいているんですが、この機会に収入申告書を提出していただくのみならず、その方々の保証人だとか、あるいはその方々の縁故者、入居者にもし方が一何かあったときの連絡先、そういったものをつぶさに聞き取りさせていただいて、まさにもし方が一何かあったときの対応をさせていただくことに留意しております。

したがいまして、マイナンバーを利用することによって入居者の利便性だとか我々事務方の事務の効率化が図られるんですが、そこを追求するが余り、もっと大事なことが欠けないように注意していきたいと思っておりますので、当面マイナンバーでの収入申告は考えておりません。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（米山千晴君） 日程第20 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億1,569万7,000円を追加し、予算の総額を112億7,108万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

それでは、補正予算書の5ページをお開きください。5ページは地方債の補正であります。

臨時財政対策債につきましては、7月に決定されました発行可能額に合わせて、限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものにつきまして御説明を申し上げます。7ページをお開きください。

はじめに、10款1項1目地方特例交付金を211万円、11款1項1目地方交付税を1億971万1,000円、それぞれ増額いたしますのは、7月25日に平成29年度普通交付税大綱が閣議に報告されるとともに、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.914でありましたが、今年度は0.004ポイント減少し、0.910になったところであります。

次に、8ページの13款1項2目商工労働費分担金を3,228万7,000円増額しますのは、湯船原地区での南北幹線道路流末排水路整備に対して静岡県からの分担金を計上するものであります。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金を126万2,000円増額しますのは、社会保障・税番号制度システム整備に対する補助金であります。

次に、同じく2目民生費国庫補助金を334万5,000円増額しますのは、臨時福祉給付金の経済対策分の給付見込みの増額に伴う国庫補助金であります。

次に、同じく9目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1億1,200万円増額しますのは、今年度に

実施予定の沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練分散実施に伴うSACO分の交付見込額を増額するものであります。

次に、9ページの17款1項1目財産貸付収入を256万1,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、18款1項3目総務費寄附金を5,890万円増額しますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様から御寄付をいただくものであります。

次に、同じく5目教育費寄附金を200万円増額しますのは、北郷小学校トイレ改修に対して綱山五徳会様から御寄附いただくものであります。

次に、10ページにかけまして19款2項2目須走地域振興事業基金繰入金を170万円増額しますのは、須走まちづくり推進協議会への補助金の財源として繰り入れをするものであります。

次に、同じく4目財政調整基金繰入金を580万円増額しますのは、須走高原会流末排水路測量設計業務委託の財源に充てるため繰り入れをするものであります。

次に、20款1項1目繰越金を1億9,233万3,000円増額しますのは、決算により繰越額が確定したことによるものであります。

次に、21款6項1目雑入を2,240万4,000円増額しますのは、総合体育館のアリーナ床修繕に対してスポーツ振興くじ助成金を2,000万円見込むものと、11ページの湯船原での太陽光発電事業者からの災害協力金192万9,000円が主なものであります。

次に、22款1項5目臨時財政対策債を6,900万円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて、12ページから御説明をいたします。

13ページにかけまして2款1項1目一般管理費のうち説明欄(2)一般行政事務費を197万8,000円増額しますのは、永久保存文書のファイリングに向けて、文書管理支援を委託する経費123万7,000円が主なものであります。

次に、2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を2億2,140万円増額しますのは、防衛9条交付金を保育園の運営に関する事業などのソフト事業に充てるため、東富士演習場関連特定事業基金へ積み立てる1億1,250万円と須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる5,890万円及び総合計画を計画的に推進していくため基金に積み立てる5,000万円であります。

次に、同じく説明欄(5)公用車管理費を210万円増額しますのは、中型バスの利用が増加していることから、自家用バス運転委託料を110万円増額するものと、公用車1台を買いかえる100万円であります。

次に、14ページの同じく6目自治振興費のうち説明欄(4)協働推進費を170万円増額しますのは、須走まちづくり推進協議会への補助金であります。

次に、同じく7目電算管理費のうち説明欄(2)電算管理費を184万1,000円増額しますのは、

社会保障・税番号制度システム改修の委託料であります。

次に、15ページの同じく7項4目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を1,744万円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うものであり、平成28年度決算に伴う負担金の精算と諸施設整備等基金に積立を行うものであります。

次に、同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄（3）国際交流・姉妹都市交流費を220万7,000円増額しますのは、中国浙江省海寧市との調印と浙江省35周年記念訪問をする際の手土産代及び旅費であります。

次に、16ページの3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費のうち説明欄（2）臨時福祉給付金給付事業費を334万5,000円増額しますのは、消費税引き上げによる影響の緩和のための経済対策分給付金を増額するものであります。

次に、同じく3項3目保育園費のうち説明欄（3）保育園維持管理費を135万4,000円増額しますのは、すがぬま及びすばしり保育園の給食用リフトの修繕料125万円の増額が主なものであります。

次に、18ページの4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄（8）広域行政組合衛生センター負担金を418万4,000円、同じく3項2目塵芥処理費のうち説明欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金を417万円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第2号の負担割合の変更に伴う増額であります。

次に、19ページの5款1項5目土地改良事業費のうち説明欄（4）町単土地改良事業費を247万9,000円増額しますのは、水漏れから水路崩壊の恐れがある竹之下上堰用排水路の改修工事費227万9,000円が主なものであります。

次に、同じく11目農村公園管理費のうち説明欄（3）農村公園整備費を1,531万4,000円計上しますのは、地方創生拠点整備交付金を活用し整備しているバーベキューガーデンについて、当初計画から整備場所が変更となることによる工事請負費の増額と用地費が主なものであります。

次に、20ページの6款1項1目商工業振興費のうち説明欄（2）商工業振興費を200万円増額しますのは、地域経済の活性化のため、プレミアム商品券を発行する商工会への助成金を増額するものであります。

次に、同じく2目企業立地推進費のうち説明欄（3）未来拠点事業費を9,950万円増額しますのは、上野工業団地排水先の無名沢川の測量設計1,200万円と、小山パーキングエリア周辺地域の物件調査委託料4,000万円及び湯船原地区の南北幹線道路流末排水路整備の4,500万円が主なものであります。

次に、21ページの同じく説明欄（4）新産業集積エリア造成事業特別会計繰出金を959万2,000円減額しますのは、新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算第1号に伴う減額であります。

次に、7款2項2目道路維持費のうち説明欄（3）公共施設地区対応事業費を1,000万円増額しますのは、各地区からの要望に対応するため増額をするものであります。

次に、22ページの同じく3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を4,211万5,000円増額しますのは、須走高原会流末排水路や地区要望の町道大胡田佐野川線道路改良の測量設計の委託料1,100万円、道の駅「ふじおやま」を防災拠点施設として検討する調査委託料600万円、地区要望の町道大胡田佐野川線及び町道1207号線道路改良工事の工事請負費2,000万円と、足柄停車場富士公園線道路改良に伴う静岡県への負担金であります。

次に、同じく説明欄(3)湯船原アクセス道路整備事業費を5,000万円増額しますのは、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路用地費と物件移転等補償費であります。

次に、同じく4目公共道路整備事務費のうち説明欄(5)東名足柄関連町道整備事業費を1,100万円増額しますのは、足柄スマートインターチェンジアクセス道路工事に附帯工事が必要となったことから増額をするものであります。

次に、23ページにかけまして同じく3項1目河川費のうち説明欄(2)普通河川維持管理事業費を2,230万円増額しますのは、棚頭の須川支線の隧道改修設計業務委託料1,550万円と堀城川河川改修工事費680万円であります。

次に、同じく4項2目都市計画費のうち説明欄(3)都市計画道路整備事業費を270万円増額しますのは、大胡田用沢線用地取得に伴う分筆業務委託料であります。

次に、24ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を408万2,000円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うものであり、前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、25ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(5)小学校施設整備費を200万円増額しますのは、北郷小学校のトイレ改修をするものであります。

次に、同じく3項1目学校管理費のうち説明欄(5)中学校施設整備費を200万円増額しますのは、小山中学校の給食室の空調設備を修繕するものであります。

次に、27ページの同じく5項1目社会教育総務費のうち説明欄(3)青少年健全育成費を30万円増額しますのは、若者の地元回帰につなげるため、小・中学校の同窓会の開催を支援する補助金を計上するものであります。

次に、同じく4目生涯学習センター管理費のうち説明欄(3)体育施設管理費を4,200万円増額しますのは、総合体育館アリーナの床を改修する工事費であります。

最後に、12款1項1目予備費を5,671万9,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第3号)の中で、所属委員会以外の項目について、2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、歳出の20ページ5款1項11目15節の工事請負費、17節公有財産購入費に関してですけれども、足柄ふれあい公園バーベキューガーデン整備とその用地のためにそれぞれ1,251万4,000円と240万円が計上されています。その説明については、先ほど触れていましたけれども、どの場所なのか、また、その変更理由、そういったもの、また、その規模や施設設備の詳細については、本来なら設計図の提示も含めてあつてしかるべきかなというふうには考えますけれども、当面ここでは口頭で結構ですので、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

2点目は、同じ20ページ6款1項2目13節の委託料、15節工事請負費についてですけれども、未来拠点事業費として無名沢川測量設計に1,200万円、物件調査に4,000万円、流末排水路整備に4,500万円の比較的大きな増額補正が組まれております。これについても、先ほど触れておりましたけれども、もう少し詳しい説明を求めたいというふうに思います。

以上、2件、質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 高畑議員にお答えいたします。

まず、場所の変更の経緯についてですけれども、地元の方々等の意見を踏まえて変更したということでございます。

それから、変更後の施設の規模でございますけれども、場所の変更に伴い、新たに管理棟が必要になったということで、この管理棟、トイレ等を考えてございます。施設規模につきましては、これは現在検討中ということでございますので御理解いただきたいと思っております。

それから、用地につきましては2筆、806平米を新たに用地取得する対象というふうに考えております。

それから、増額の施設の中には、設備、それから外構工事等も含まれております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えします。

6款1項2目の未来拠点事業費の13節と15節でございます。まず13節の無名沢川測量設計業務について、この無名沢川ですけれども、内陸フロンティアの湯船原地区の中の一番南側にございますロジスティックターミナルエリア、上野工業団地のことですが、上野工業団地の造成工事に伴う流末の排水路の整備でございます。主に上野工業団地から須川にかけて流末の排水路の整備をしていくわけですが、来年度以降の工事に向けて先行して、この9月の補正におきまして約450メートルの無名沢川の河川について整備を検討していくということで、今回、基本設計と測量調査業務を主な委託内容として1,200万円の要求をしております。

次に、地域再生計画作成業務250万円でございます。これが来年度、未来拠点事業の主に道路事業を道整備交付金として国の補助事業の採択を受けるために今年度地域再生計画を国に申請する

ことを進めておりました、その地域再生計画に盛り込むための業務、事業内容等の調査のための委託業務でございます。

次に、物件調査4,000万円でございますけれども、この物件調査の対象ですけれども、内陸フロンティアの小山パーキングエリア周辺地区、大御神地内に建設されます小山パーキングエリアから富士スピードウェイの西ゲート付近、全体約27ヘクタールにつきまして小山パーキングエリア周辺地区という位置づけの中で開発事業を今計画しております。この物件調査ですけれども、その27ヘクタールの中にあります既存の事業所内等の物件の調査を今年度進めるということで4,000万円計上しております。

次に、15節工事請負費になりますが、流末排水路整備4,500万円でございますが、この流末排水路はアグリインダストリーエリアと湯船原地区内にごございます新産業集積エリアとロジスティックターミナルエリアを結ぶ道路、約500メートルを南北幹線という位置づけで整備しておりますが、その南北幹線道路の流末を石沢へ落とすための流末排水路を整備する工事でございます。なお、この流末排水路整備4,500万円ですけれども、これは静岡県が来年度以降工事を実施することになりますアグリインダストリーエリアからの排水も合わせて一緒に整備していくということで、町が今年度、この9月補正におきまして流末排水路の部分だけを先行して着手していくということで4,500万円の工事請負費を要求しております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 足柄のバーベキュー施設の件に関して再質問させていただきます。

実は、どんぶらこをやっているあの川を挟んだ住民の中の声として、騒音を心配している声が伝わってきております。ですから、バーベキューをやる施設を創ると同時に、その使用規定ですとかやる時間帯、こういったものも併せて検討を進めていかないと、やっぱりまずいだろうなど。例えば、公共といいますか、お隣御殿場市の乙女の森林公園あたりでやるのとは、やっぱりちょっと違うんですね。人家がないようなところでやる施設とは違うものですから、そういう意味では使用規定ですとか花火はいかんよとか、いろいろな制約はやっぱり設けていかないと、気持ちよくお互い使えないんじゃないかなと、そんな心配の声もあるものですから、そこを1点、質問させていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 高畑議員にお答えいたします。

御質問の趣旨等を踏まえ、また、諸課題を整理しながら、条例等の改正もございますので、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございますでしょうか。

○5番（菌田豊造君） 先ほどの議案第72号、19ページ、それから20ページについてお尋ねします。

それは足柄ふれあい公園バーベキューのことについてでございます。

先ほど、課長から、地元の要望があったので、そこにするとありましたけれども、確かに地元の要望はそういうところにはありました。しかしながら、1回だけの説明で、あと説明会やその他の会合が開かれた記憶は私にはありません。そうした中で、今回、予算1,251万4,000円の補正が出されております。あるいは240万円の用地取得費が出されているということについて、議会にも、これはこういうふうになりますよとか、あるいは地元の説明会もなされていない。しかも場所さえも、はっきりと決定もされていないのに予算化されている。こういうふうな予算があつていいものかどうかということも含めて、その決定がいつなされたか、それをお答えください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 菌田議員にお答えいたします。

地元の御意見等を踏まえて場所を変えたというふうには、先ほどの高畑議員の御質問に対する回答でお答えしたとおりであります。説明会に関しては1回開催をさせていただいたところですが、そこでの御意見というのは、場所についてのことに終始をしておいたということから、場所の変更は踏み切ったわけでありまして、その後も地元の代表の方々と対話をしていく中で、場所についての御理解は得られていると、合意形成はできているというふうに考えております。

それから、説明が足りないのではないかとというような御意見ですが、これは国の地方創生の補助金をいただいて実施している事業であります。非常にタイトなスケジュールが求められておりますことから、そこについては私どもも十分地元の御意見等を吸収した中で進めていきたいと考えているわけですが、非常にタイトな時間が求められるということも御理解いただければと思います。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 再質問させていただきます。

地元の代表というのはどういう方々だったのか。それから、今後、この話について、地元ともう一度話し合う、そういうようなことは行われるのかどうか、再質問します。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） まず、どのような方と対話してきたかということに対するお答えですが、区の役員などでございます。

それから、今後、説明会をやる意向があるかどうかということに関しては、検討をして、そこ

で決めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,896万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,196万9,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

4款2項1目財政調整交付金96万3,000円の増額は、特定検診の未受診者対策事業に対し、国から100%補助を受けるものであります。

次に、2目制度関係業務準備事業費補助金21万6,000円の増額は、来年度からの静岡県国保への移行のためにシステムを改修する補助金の内示額に合わせ増額するものであります。

次に、5款1項1目療養給付費等交付金85万3,000円の増額は、平成28年度分の交付金の追加交付分を過年度分として受けるものであります。

11款1項2目その他繰越金5,693万7,000円は、平成28年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、説明欄（2）一般管理費、13節国保制度改正システム改修を71万円増額いたしますのは、静岡県国保へ移行するためのシステム改修の所要額が確定したため補正するものであります。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費、説明欄（2）特定健康診査等事業費、7節臨時職員賃金を96万3,000円増額いたしますのは、国の100%補助を受け、特定健診の未受診者対策を担当する臨時職員を雇用するためのものです。

次に、11款1項3目償還金、説明欄（2）償還金、23節国庫支出金超過交付金還付金を1,125万3,000円増額いたしますのは、一般被保険者に係る保険給付に対する平成28年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算で、国に返還する額について前年度繰越金等を財源として増額するものであります。

その下、県支出金超過交付金還付金を27万7,000円増額いたしますのは、特定健診及び特定保健指導事業の精算により超過分となった交付金を返還するためのものであります。

次に、同じページ下段の12款1項1目予備費を4,576万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ157万6,000円を追加し、予算の総額を635万9,000円とするものであります。

はじめに、歳入についてであります。補正予算書の5ページをお開きください。

3款1項1目基金繰入金を61万5,000円増額しますのは、奨学資金貸付金の資金繰りのため、基金の一部を繰り入れるために増額するものであります。

その下、4款1項1目繰越金を96万1,000円増額しますのは、前年度、平成28年度の繰越金の確定に伴うものであります。

次に、6ページ、歳出についてであります。

3款予備費を157万6,000円増額しますのは、今回の補正に合わせ、歳入歳出の調整をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ771万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,646万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料を161万円の増額及び2目普通徴収保険料を109万7,000円増額いたしますのは、当初予算編成後の後期高齢者医療広域連合の試算結果の変更により増額するものであります。

次に、2款1項1目保険基盤安定繰入金を49万9,000円増額いたしますのは、保険料の軽減の拡充及び軽減特例の見直しにより、保険料が不足する分を一般会計から繰入金として繰り入れるものであります。保険料と同様に広域連合の試算を根拠としております。

次に、下段の3款1項1目繰越金を450万5,000円増額いたしますのは、平成28年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページの1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を729万9,000円増額いたしますのは、出納閉鎖期間に納付された保険料と先ほどの基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するもの

です。

最後に、予備費を41万2,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第25 議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第26 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,261万円を増額し、予算の総額を2億4,361万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。補正予算書5ページをお開きください。

2款1項1目繰越金1,261万円増額しますのは、前年度繰越金が確定したことに伴う増額であります。

次に、歳出について御説明いたします。6ページをお開きください。

3款1項1目公債費元金4,600万円増額しますのは、優良田園住宅整備工事において、これまで取得した用地費に要した借入金の一部を繰り上げ償還するものであります。

次に、4款1項1目予備費3,339万円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第27 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア

造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、立木売払金を計上することなどにより、歳入予算の組みかえをするものであります。

それでは、補正予算書の4ページをお開きください。

1款1項1目1節一般会計繰入金を959万2,000円減額しますのは、平成28年度決算によって2款1項1目1節繰越金を59万2,000円増額するものと、町が取得した新産業集積エリア内の立木処分において立木の売払収入を見込めることとなったため、4款1項1目1節の立木売払金収入として900万円を計上することにより、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第28 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ50万円を増額し、予算の総額を2億6,950万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。

3款1項1目1節一般会計繰入金を50万円増額しますのは、当初予定していなかった一時借入れを行う必要が生じたことにより、一時借入金の利子分を計上するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。3ページをお開きください。

2款1項1目公債費（利子）、23節償還金利子及び割引料の細説1一時借入金利子を50万円増額しますのは、ただいま御説明いたしました一時借入れのための利子分であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月31日木曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第9号までの平成28年度会計決算9件と議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計10件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時29分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 鈴 木 豊

署 名 議 員 池 谷 弘

平成29年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成29年8月31日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	2番	佐藤 省三君	3番	鈴木 豊君
	4番	池谷 弘君	5番	藺田 豊造君
	6番	阿部 司君	7番	高畑 博行君
	8番	渡辺 悦郎君	9番	込山 恒広君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君
欠席議員	1番	遠藤 豪君	10番	梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建 設 課 長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	代表監査委員	池谷 浩君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長	鈴木 辰弥君		
会議録署名議員	3番 鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
散 会	午後2時17分		

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

遠藤豪君、梶繁美君は、本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので御報告いたします。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号から日程第9 認定第9号までの平成28年度会計決算9件と、日程第10 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、計10件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成28年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月6日の本会議において行いますので、御承知願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 平成28年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明におきまして、決算額は1,000円未満を切り捨てて読み上げいたしますのでよろしくお願いたします。

それでは、はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。1款町税であります。平成28年度の町税全体の収入済額は37億7,284万3,000円で、収納率は98.23%、歳入に占める割合は32.76%となりました。平成27年度と比較しますと、町税全体で4,159万9,000円、率にいたしまして1.09%の減額となりました。

項目ごとに見ていきますと、1項の町民税につきましては、個人、法人を合わせました現年と滞納繰越分の収入済額は13億2,757万9,000円と、前年度に比べ4.07%、金額にいたしまして5,631万4,000円の減額となりました。そのうち、個人は449万4,000円の増額でありましたが、法人につきましては6,080万8,000円の減額であります。

個人町民税はわずかに増えておりますが、法人町民税の減額の主な要因は、町内の主要企業におきまして設備投資が行われたことによるものであります。

なお、個人町民税の収入済額のうち、滞納繰越分は423件の徴収で793万3,000円となりました。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分であります。収入済額は22億183万2,000円で、前年度と比べますと637万9,000円の増額となりました。

収入調定ベースで見ますと、土地につきましては、最近は下げ止まり傾向にありますが、時点修正による標準宅地の修正価格が前年に比べ下落をしました。これを受けまして、全体で1.78%、1,246万1,000円の減額となりました。家屋につきましては、据え置き年度であることや大規模家屋の建築により3.97%、3,005万円の増額となりました。また、償却資産につきましては、一部企業の設備投資の動きはありましたが、既存資産の減価率が上回り、1.43%、1,086万3,000円の減額となりました。

固定資産税の滞納繰越分につきましては、468件で3,276万円の収入済額となりました。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税収入済額として、前年度に比べ18.62%、771万4,000円増の4,914万2,000円であります。この増額の要因は、平成28年度の税制改正により、13年を経過した車両に対する重課の導入がされたことによりです。前年度と比べますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が48台増加となっており、また、滞納繰越分は18件の徴収で7万6,000円あります。

次に、14、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は1億4,426万6,000円で、前年度より213万9,000円の減額となっております。従来からの健康意識の高まりや、喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向にあり、販売本数の減少が要因となっているものと考えます。

次に、5項の入湯税であります。平成28年度の条例改正により、収入済額で231万9,000円の増額となっております。

次に、2款地方譲与税の収入済額9,988万8,000円ありますが、前年度に比べ0.9%の減額となっております。

次に、16、17ページにかけまして、3款利子割交付金は327万2,000円で、前年度に比べ43.4%

の減額となっております。減額の要因は、マイナス金利政策によるものと考えられます。

次に、4款配当割交付金は975万9,000円で、前年度に比べ39.5%の減額となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は738万1,000円で、前年度に比べ56.7%の減額となっております。

次に、18、19ページにかけまして、6款地方消費税交付金は3億7,828万8,000円で、前年度に比べ11.9%の減額となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金2億2,134万円は、前年度に比べ1.8%の減額で、利用者は7,200人減り37万8,483人でありました。

その下の8款自動車取得税交付金2,715万7,000円は、前年度に比べ129万8,000円の増額となっております。

次に、20、21ページにかけまして、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,663万2,000円ではありますが、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであります。

その下の10款地方特例交付金の1,068万5,000円ではありますが、前年度に比べ31万1,000円の増額でありました。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置された国からの交付金であります。

次に、その下の11款地方交付税4億8,628万3,000円ではありますが、前年度に比べ1,460万4,000円の増額となりました。そのうち普通交付税は3億4,089万5,000円で、単年度財政力指数は0.914となり、前年度から0.002ポイント減少し、7年連続で普通交付税の交付団体となりました。

次に、30、31ページ最下段の15款2項1目総務費国庫補助金の2節企画渉外費補助金7,710万3,000円は、自己実現型定住促進事業とスタジオタウン小山の地方創生の2事業に対する交付金であります。

次に、36ページの15款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金の3億6,319万円は、いわゆる9条交付金と呼ぶもので、実弾演習を行う東富士演習場が存在することにより交付をされるものです。昨年度は、保育園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業と町道下小林1号線道路改良事業や町道4189号線舗装工事など9件の事業に充当いたしました。

次に、46、47ページの17款1項1目財産貸付収入3億3,118万1,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料3億1,010万5,000円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸付をしているものであります。

次に、48、49ページの17款2項1目不動産売払収入1億9,815万1,000円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、旧労働金庫研修所の一部の売り払いなど7件の町有地売払収入で合計1万3,525平方メートルを売却いたしました。

次に、18款1項2目ふるさと寄附金18億1,665万7,000円は、ふるさと納税による寄附金であり、その件数は6万2,000件余りでございました。

次に、52、53ページの19款2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億2,320万円でございますが、これは、先ほど説明いたしました特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業執行の手法として、基金を通じて保育園の運営に関する事業など5つの特定事業を執行するための繰入金であります。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

はじめに、72、73ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち備考欄(3)行財政改革推進事業費の決算額は565万9,000円で、執行率は95%であります。主なものは、13節公共施設等総合管理計画策定業務313万2,000円で、町が管理する全ての施設の耐用年数などの把握をし、基本的な管理方針を定めたものであります。

次に、76、77ページをお願いいたします。2款1項4目財産管理費のうち備考欄(3)基金管理費の決算額は7億6,258万9,000円で、執行率はほぼ100%であります。主なものは9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金積立金2億3,029万円と、ふるさと納税寄附金を積み立てた文化財保護基金積立金2億円、総合計画推進基金積立金3億円であります。

これらの積立により、28年度末時点の町の積立基金の合計は、27年度末から5億900万円ほど増えまして、17億564万4,000円となりました。

次に、82、83ページを御覧ください。次のページにかけまして、2款1項6目自治振興費のうち備考欄(2)自治振興費の決算額は2,461万7,000円で執行率は99%であります。主なものは、11節修繕料270万円で、11カ所の区掲示板を修繕したものと、19節の区長交付金646万円と区運営交付金1,436万3,000円であります。

次のページの2款1項7目電算管理費の決算額は9,035万6,000円で、執行率は99%でありました。主なものは備考欄(2)電算管理費の14節総合行政システム機器使用料ほか10件の機器及びシステムの使用料4,784万1,000円と、備考欄(2)繰越明許、13節の地方公共団体情報セキュリティ強化対策1,310万円で、これはセキュリティ強化のために業務に使うネットワークからインターネット環境を完全に分離するなどの対策をとったものであります。

次に、88、89ページの9目諸費のうち備考欄(2)臨時職員福利厚生費の決算額は4,099万7,000円で、執行率は95%でありました。主なものは、社会保険に加入する臨時職員月平均105人の社会保険料である4節臨時職員社会保険料3,448万7,000円であります。

次の90、91ページをお開きください。中段の2款1項10目土地開発基金費の決算額は9,960万円であり、執行率は99%でありました。これは菅沼地区の土地を土地開発基金で先行取得するための財源として繰り出しをしたものであります。

続いて、92、93ページをお開きください。中段の2款2項2目賦課徴収費のうち備考欄(2)課税事務費の決算額は4,727万7,000円で、執行率は97%でありました。主なものは、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要する13節委託料の電算処理費3,518万8,000円と、23節償

還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金688万5,000円であります。この還付金の主なものは、個人町民税や固定資産税の税額変更によるものや法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

続きまして、106、107ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費のうち備考欄(2)企画調査費の決算額は675万9,000円で、執行率は99%であります。主なものは、地方創生推進交付金による19節福祉理美容による地域活性化事業補助金650万円であります。

その下段の備考欄(3)地域公共交通活性化事業費の決算額は6,808万円で、執行率は97%であります。主なものは、19節自主運行バス負担金6,086万4,000円で、一昨年10月から運行しております優良コミュニティバスを運行している事業者への負担金であります。

次に、120、121ページをお開きください。2款8項1目広報広聴費のうち備考欄(3)国際交流・姉妹都市交流費の決算額は595万7,000円で、執行率は98%であります。主なものは、19節のミッション市姉妹都市提携記念事業交付金200万5,000円で、ミッション市との姉妹都市提携20周年を記念しまして公式訪問を受けた際の事業などに対する交付金であります。

その下段の備考欄(4)ふるさと振興事業費の決算額は7億9,489万3,000円で、執行率は99%であります。これは、ふるさと納税の返礼品等に要する経費で、主なものは13節ふるさと振興事業6億8,959万5,000円で、返礼品購入や発送等の委託料であります。

最後に、266、267ページをお開きください。11款1項1目元金の決算額は8億1,434万7,000円で、執行率は100%であります。これは、219本の借入に対する償還金であります。

その下、2目利子の決算額は7,607万2,000円で、執行率は98%であります。23節町債償還金利子7,606万2,000円は、233本の借入に対する利子の償還分であります。

以上で、平成28年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 平成28年度小山町一般会計決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の24、25ページをお開きください。上段になりますが、13款2項2目1節保健衛生費負担金、備考欄休日等歯科診療運営業務負担金187万9,000円についてであります。小山町と御殿場市では、休日等における歯科診療を年72日、駿東歯科医師会にお願いしております。小山町が事務局を担当しており、御殿場市の負担分を町が一旦受けた分でございます。

次に、同じページ下段になりますが、14款1項2目1節健康福祉施設使用料、備考欄の上の健康福祉施設使用料の198万9,000円は、平成27年度にリニューアル工事を完了し、昨年度から運用を開始した健康福祉会館のリラクゼーションスタジオ及び会議室等の使用料で、延べ2,637回、4万2,019人が利用したものであります。

次に、28、29ページをお開きください。中段やや下の14款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数

料、備考欄戸籍住民票関係手数料の855万9,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で2万5,560件分であります。

次に、30、31ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄中段やや上の障害者自立支援給付費負担金の1億3,155万円ですが、歳出3款1項2目の障害介護給付費2億6,091万1,000円の約2分の1を国の負担分として収入したものでございます。

続いて、備考欄その下の障害者自立支援医療費負担金746万4,000円は、自立支援医療費扶助等6人分の2分の1を、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金の1,396万2,000円は、国民健康保険の低所得者を多く抱える保険者支援分2分の1を、国庫負担金としてそれぞれ収入したものであります。

続いて、下段の2項1目1節総務管理費補助金の備考欄2番目の個人番号カード交付事務費補助金118万4,000円及びその2つ下の個人番号カード交付事業費補助金繰越明許302万7,000円ですが、マイナンバーカードの交付に要する事務費及び事業費に対する国庫補助金として収入したものと、平成27年度に補正予算により計上したものを繰越し、平成28年度に繰越明許分として収入したものであります。

次に、32、33ページをお開きください。一番上になりますが、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち備考欄一番上の地域生活支援事業補助金602万5,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であります。

続いて、備考欄その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金の720万円と、その下の事務費補助金の430万2,000円についてであります。消費税率引き上げに伴い、低所得者の負担緩和としての国の100%補助事業として実施した臨時福祉給付金と、その事務費相当額で2,093人の皆様に1人につき3,000円をお支払いしたものの補助金であります。

その下の低所得の高齢者向け給付金事業費補助金繰越明許4,908万円と事務費補助金繰越明許352万5,000円ですが、高齢者世帯の所得全体の底上げを図るため、低所得の高齢者向けの給付金と、その事務費相当額で1,454人の皆様に1人につき3万円をお支払いしたものの補助金で、平成27年度に補正予算により計上したものを繰越し、平成28年度に繰越明許分として収入したものであります。

次に、38、39ページをお開きください。一番上の15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち備考欄一番上の基礎年金事務委託金286万1,000円は、法定受託事務である国民年金事務に係る委託金であります。

その下、16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち備考欄上から2番目の障害者自立支援給付費負担金6,577万5,000円は、先ほど御説明をした障害介護給付費について県が負担する4分の1の分であります。

備考欄その下の障害者自立支援医療費負担金373万2,000円は、自立支援医療扶助等6人分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

続いて、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金3,869万3,000円は、国保税の低所得者に対する軽減分の4分の3と、低所得者を多く抱える保険者支援分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、その下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,060万6,000円は、後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金として収入したものであります。

次に、40、41ページをお開きください。上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち備考欄1番上の地域生活支援事業補助金301万2,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金で、備考欄1つ飛んで3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,415万1,000円は、重度障害者（児）医療費助成額の2分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、その下2節の老人福祉費補助金の備考欄、在宅福祉事業費補助金293万円は、シニアクラブ活動運営交付金等に対する県補助金として収入したものです。

次に、その下、16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち備考欄一番上のこども医療費補助金1,716万4,000円は、中学生以下の児童生徒の入院、通院に係る医療費に対し、入院分につきましては、未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、通院につきましては、1歳未満児は2分の1、1歳以上未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、56、57ページをお開きください。一番上の21款3項1目1節老人福祉費納付金、備考欄、老人施設入所者納付金549万9,000円は、養護老人ホーム2施設に入所している方のうち、8人からの費用徴収分であります。

次の、58、59ページをお開きください。一番上の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄、健康診査受託事業1,012万2,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の委託料として受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

84、85ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち備考欄（3）防犯推進費の決算額は958万7,000円で、執行率は87%であります。主なものは、14節LED防犯灯等リース料341万8,000円は、LED防犯灯2,065灯分のリース料として、その下19節の4番目の防犯灯維持交付金179万9,000円は、各区の防犯灯電気料を助成したものであります。

次に、備考欄（5）住民相談事業費の決算額は240万8,000円で、執行率は93%であります。主なものは、1節総合相談員報酬132万円で相談員2人に相談業務をお願いし、100件の相談を受け付けいたしました。

次に、94、95ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は5,411万円で、執行率は94%ですが、繰越明許費が150万4,000円あり、これを除いた執行率は97%であります。主なものは、備考欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の13節の電算処理の394万6,000円で、住

民情報業務処理及び印鑑登録管理業務を委託したものと、次の97ページの備考欄一番上の14節の戸籍総合システム使用料745万4,000円と、その下の住基ネットワークシステム機器等借上料234万1,000円で、それぞれシステム使用料と機器借上料です。

その下（3）個人番号カード関連事務費では、7節の臨時職員賃金213万1,000円と14節の統合端末使用料134万2,000円で、マイナンバーカードの発行を推進いたしました。

その下（3）個人番号カード関連事務費繰越明許では、19節通知カード・番号カード事務交付金307万2,000円は、カードの作成等に要する経費を国の指示額に基づき地方公共団体情報システム機構に納めたものであります。

次に、122、123ページをお開きください。2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,666万円で、執行率は99%であります。

主なものは、備考欄（2）交通安全推進費の19節の交通安全指導員設置費負担金の340万4,000円で、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費分を御殿場市と小山町で負担するものです。

その下（3）交通指導員活動費の1節の交通指導員報酬の240万円ですが、町内で活動している交通指導員25人に対する報酬であります。

次に、124、125ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の決算額は7,084万5,000円で、執行率は97%であります。主なものは備考欄（2）社会福祉総務費の次の127ページの13節地域生活支援業務292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続き、調査等について、民生委員・児童委員協議会へ委託をしたものであります。

その他では、中段になりますが、備考欄（3）の社会福祉協議会運営補助費、19節社会福祉協議会職員費交付金2,700万円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費4人分の交付金であります。

次に、その下3款1項2目障害者福祉費の決算額は3億4,771万6,000円で、執行率は96%であります。主なものは、次の129ページ備考欄の（3）重度心身障害者（児）援護費の20節重度障害者（児）医療費扶助の3,453万6,000円で、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は339人でありました。

備考欄中段の（5）自立支援給付費は、20節障害介護給付費の2億6,091万1,000円が主なもので、身体障害者及び知的障害者の入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

次に、備考欄（7）地域生活支援事業費は、13節地域活動支援センター事業の1,191万1,000円が主なもので、障害者相互支援法の規定により町が実施する障害者の活動機会や社会との交流を促進していくための事業費であります。

次に、130、131ページをお開きください。上段の3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は2,811万1,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄一番上の（2）健康福祉会館管理運営費では、11節光熱水費596万8,000円、その下の修繕料340万5,000円は、自動ドア及びエ

レベーターの劣化部品交換と消防設備の修繕を行ったものであります。中段の13節一番下にありますリラクゼーションスタジオ運営557万1,000円と、その下14節トレーニングマシンリース料158万9,000円につきましては、昨年5月から運用を開始いたしましたリラクゼーションスタジオ関連の費用であります。

次に、132、133ページをお開きください。3款1項5目国民年金事務取扱費の決算額は481万9,000円で、執行率は99%であります。主なものは、法定受託事務に携わる職員1名の人件費であります。なお、国民年金の加入被保険者数は、平成29年3月末現在3,072人で、保険料の納付率は72.5%であります。

次に、同じページの下段を御覧ください。3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費の決算額は6,068万5,000円で、執行率は56%であります。翌年度への繰越明許費3,707万5,000円を除いた執行率は90%となります。主なものは、備考欄(2)臨時福祉給付金給付事業費の次の135ページ19節簡素な給付金627万9,000円で、2,093人に3,000円を、また、その下の障害・遺族年金受給者向け給付金369万円で、123人に3万円ずつを給付いたしました。

その下(3)低所得者の高齢者向け給付金給付事業繰越明許の19節低所得の高齢者向け給付金繰越明許4,362万円で、1,454人に3万円を給付いたしました。

次に、下段を御覧ください。3款2項1目老人福祉総務費の決算額は8,747万円で、執行率は99%であります。主なものは、次の137ページの備考欄(2)高齢者福祉推進費の19節の3段目の2市1町共通無料入浴券負担金665万円、その下のシルバー人材センター運営助成金856万円、2段下の単位老人クラブ活動運営交付金316万6,000円、そして4段下の養護老人ホーム建設事業交付金の920万円は、養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

次の139ページをお開きください。備考欄(4)老人保護措置費の20節老人措置費3,305万8,000円は、県内の養護老人ホーム2施設へ入所している町民13人に係る措置費であります。

次に、同じページの中段やや下を御覧ください。3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億2,164万6,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄下段の(2)後期高齢者医療事業費の13節、次の141ページの1番目、健康診査業務1,522万2,000円で、受診者は1,218人、受診率は49.03%でありました。

その下(3)後期高齢者医療負担金につきましては、19節の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金738万円と、静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金1億6,400万1,000円であります。

次に、150、151ページをお開きください。下段の4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億3,697万7,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の153ページになりますが、備考欄中段の(2)保健衛生管理費につきましては、19節5段目の看護学校運営費等負担金502万5,000円と、20節精神障害者医療費扶助の306万3,000円であります。

最下段の(3)救急医療対策事業費の主なものは、次の155ページ上段の19節の御殿場市救急医療センター負担金5,443万5,000円で、昨年度中にセンターを利用された方1万5,792人のうち小山

町民の利用者は2,455人で、利用者全体の15.5%でした。

その下、御殿場市医師会 2次救急医療業務負担金940万7,000円は、御殿場市医師会にお願いしている2次救急業務の小山町分を御殿場市へ支払ったものであります。

次に、備考欄3段下の公的病院等運営費補助金の6,581万7,000円につきましては、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、特別交付税措置がされるため、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ運営費助成し、地域医療の充実を目指したものであります。

次に、中段やや下を御覧ください。4款1項2目予防費の決算額は5,344万8,000円で、執行率は95%であります。主なものは備考欄(2)感染症予防費の13節個別接種4,886万7,000円で、麻疹風疹混合ワクチンなどの各種、乳幼児や高齢者を対象とした予防接種費で、接種者は延べ6,603人でした。

次に、155、156ページをお開きください。4款1項3目健康づくり推進費の決算額は5,165万4,000円で、執行率は99%であります。主なものは備考欄下段の(3)生活習慣病予防費の13節保健事業の3,590万円で、そのうちがん検診に要した費用は3,436万8,000円、受診者数は延べ8,996人でありました。

次に、158、159ページをお開きください。上段やや下の4款1項4目母子保健事業費の決算額は1億394万8,000円で、執行率は95%であります。主なものは備考欄(2)母子保健事業の13節保健事業1,281万8,000円で、妊婦健康診査や乳児健康診査に要した経費であります。

次に、中段やや下の備考欄(3)こども医療費助成費の20節こども医療費助成7,931万5,000円で、中学3年生までの通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万6,763件を助成したものであります。

同じページ下段の4款2項1目環境保全総務費のうち、次の161ページ備考欄(4)ごみ減量リサイクル推進事業費の決算額は298万3,000円で、執行率は82%であります。主なものは19節資源リサイクル活動奨励交付金189万9,000円で、子供会や婦人会など30団体が新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみ237トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

次に、162、163ページをお開きください。上段の(7)、(8)広域行政組合斎場負担金と衛生センター負担金ですが、こちらは広域行政組合が運営しております施設の管理運営費に係る小山町の負担分でございます。

次に、その下ですが、4款3項1目清掃総務費の次の165ページの備考欄(2)塵芥収集事業費の決算額は4,776万7,000円で、執行率は99%であります。主なものは13節塵芥収集運搬に係る委託費4,679万6,000円で、町内を4地区に分けて家庭から出されるごみの収集運搬に係る経費であります。ちなみに、平成28年度の家庭ごみの収集量は3,809トン、町民1人当たりの収集経費は2,438円、町民1人1日当たりの排出量は542グラムとなりました。

次に、166、167ページをお開きください。備考欄の上段ですが、(3)、(4)広域行政組合の富

士山エコパーク、それから広域行政組合の再資源化施設の建設費負担金がございます。こちらは広域行政組合が進めている事業の小山町分の負担金でございます。

最後に、186、187ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費のうち備考欄（6）消費者行政費の決算額は223万7,000円で、執行率は98%であります。主なものは7節消費生活相談員賃金210万7,000円であり、臨時職員1名分の賃金であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 平成28年度小山町一般会計決算のうち、小山消防署、防災課関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の34、35ページをお開きください。15款2項6目消防費国庫補助金の備考欄、演習場周辺消防施設設置事業費補助金727万7,000円は、消防団第1分団ポンプ自動車の更新に対する補助金であります。

次に、42、43ページをお開きください。16款2項7目消防費県補助金の備考欄、緊急地震・津波対策等交付金954万円は、町が策定しました地震・津波対策等の取り組みに関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金であります。平成28年度は、家庭内家具固定等推進事業、耐震性貯水槽設置工事など11件の事業に充当いたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

222、223ページをお開きください。8款1項2目非常備消防費の決算額は6,849万1,000円で、執行率は99%であります。主なものは、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、備考欄（2）消防団運営費の1節報酬の消防団員報酬599万3,000円ですが、消防団員173人分の報酬であります。

下がっていただき、9節旅費の費用弁償1,281万円は、消防団員が火災、警戒、訓練等に出動した際の経費で、内訳といたしましては、建物火災2件、林野火災1件、訓練470回等で、年間出動団員数は延べ8,144人です。

次に、3段下の11節需用費の消耗品費578万3,000円は、消防団員に係る活動服、防火服及び消防ホース等の購入費用であります。

次に、224、225ページをお開きください。備考欄中段（3）消防団消防施設維持管理費の18節備品購入費の消防ポンプ自動車2,224万8,000円は、消防団第1分団のポンプ自動車の更新に要した購入費用であります。

次に、備考欄（4）消防団福利厚生費の8節報償費、消防団員退職報償金の566万4,000円は、消防団員10名の退職報償金であります。

次に、下段になりますが、8款1項3目消防施設費の決算額は953万1,000円で、執行率は99%であります。主なものにつきましては、備考欄（2）消防施設費の15節工事請負費、耐震性貯水

槽798万8,000円で、須走地先に1基40立米型を設置したものであります。

次に、226、227ページをお開きください。8款1項5目災害対策費の決算額は5,356万円で、執行率は97%であります。主なものは、次の228、229ページになりますが、備考欄(2)地震対策費の11節需用費、消耗品費496万9,000円で、避難所などにおける避難所生活時のための備蓄食料としてアルファ米8,000食などを整備したものであります。

次に、備考欄中段の18節備品購入費、組立式避難所用トイレ403万1,000円は、各避難所等に配備するための簡易トイレ15基の購入費用であります。

その下、19節負担金補助及び交付金、防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金73万3,000円は、円滑な運行を図り、防災体制の充実強化に資するため、市町別の負担金であります。

備考欄下段の(3)自主防災推進事業費の19節負担金補助及び交付金、自主防災対策事業補助金211万9,000円は、各自主防災会が実施しました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、小山町自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき20区の自主防災会へ交付したものであります。

次に、230、231ページをお開きください。8款1項6目無線設備管理費、備考欄上段の(2)移動系無線設備管理費の決算額は390万5,000円で、執行率は97%であります。主なものは13節委託料、防災行政無線保守点検148万2,000円で、無線統制局、半固定型無線装置などの保守点検費であります。

以上で、小山消防署、防災課関係の説明を終わりにいたします。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。企画総務部長は公務のため退席しております。途中入室することを御報告いたします。

次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金、収入済額2,042万8,000円の内訳は、竹之下上堰用排水路改修工事ほか2件の町単土地改良事業に対して徴収した分担金と、県営中山間地域総合整備事業、足柄金時地区及び北郷南西部地区の分担金で、受益者から徴収したものであります。

次に、24、25ページをお開きください。13款2項3目1節林道費負担金2,106万円は、須走地先の林道立山線開設工事に対する御殿場市高根財産区からの事業負担金であります。

その下、13款2項4目1節道路橋梁費負担金6,293万9,000円は、町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事に伴う水道橋梁添架管布設替え工事に伴う小山町水道事業管理者からの負担金と、昨年度事故繰越しました新東名高速道路建設に伴う湯船工事用道路を町道整備事業として実施したことに伴う中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、28、29ページをお開きください。14款1項6目3節住宅使用料、収入済額5,495万8,000円は、町営住宅14団地の家賃収入と平成27年度以前の家賃収入であります。現年度分の収納率は94%でありました。なお、不納欠損額901万3,000円は、小山町営住宅管理条例に基づき16件の債権を放棄したことによるものであります。

次に、34、35ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋梁費補助金3億9,151万1,000円の主なものは、町道1063号線外1路線道路改良舗装工事と東名足柄スマートインターチェンジアクセス整備に関連する町道2414号線の用地補償費及び道路改良舗装工事などに対する社会資本整備総合交付金であります。

その下、2節住宅費補助金3,947万1,000円の主なものは、町営南藤曲団地ASUO整備事業に対する社会資本整備総合交付金3,821万円であります。

その下、3節計画調査費補助金7,389万7,000円は、都市計画道路大胡田用沢線の用地取得及び物件移転補償に対する社会資本整備総合交付金であります。

次に、38、39ページをお開きください。16款2項1目1節企画渉外費補助金2億1,302万3,000円の主なものとし、備考欄地域産業立地事業費補助金2億円は、新規に立地した企業の用地取得費に対して町が行う補助制度への県補助金であります。備考欄3行目、ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金1,007万4,000円は、湯船原地区に建設する木質バイオマス発電所の実施設計業務に係る県補助金であります。

次に、40、41ページをお開きください。16款2項4目1節農業費補助金2,546万4,000円の主なものとし、次のページをお開きください。備考欄1行目と3行目にあります経営体育成支援事業補助金は、3件の担い手農家が農業経営の発展・改善を目的として農業用機械・施設を取得したことに対する県補助金であります。

その下、2節林業費補助金3,066万2,000円の主なものは、備考欄の上から2行目、県単林道開設改良事業補助金1,656万円で、須走地先の林道立山線開設工事ほか2件に対する県補助金と、その下、県単治山事業補助金900万円で、角取山ほか1件の治山工事に対する県補助金であります。

次に、16款2項5目2節観光費補助金145万8,000円は、町が行う富士山後世承継事業に対して、富士山保全協力金を財源とした県からの補助金であります。

次に、16款2項6目2節住宅費補助金261万1,000円は、木造住宅の耐震化を推進するために実施しました、わが家の専門家診断40件、木造住宅補強計画策定7件、木造住宅耐震補強工事5件に対する県補助金であります。

次に、56、57ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入2,982

万4,000円は、年度当初に労働金庫へ預託しました平成19年度から平成23年度までの貸付11件分の預託金を収納したものであります。

次に、60、61ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち備考欄中ほど、道の駅地域振興センター利用料2,509万7,000円と道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、各施設の総販売額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

その6行下になりますが、高速自動車道路通過市町村関連公共施設等整備助成金2,233万4,000円は、新東名高速道路が通過する市町に対する中日本高速道路からの助成金で、町道3975号線及び町道阿多野大御神線の測量設計調査業務委託に対するものであります。

以上が、歳入関係でございます。

次に、歳出関係を御説明いたします。

決算書110、111ページをお開きください。2款7項3目企業立地推進費の決算額は7億7,860万4,000円で、執行率は92%であります。主なものとしまして、備考欄(2)企業立地振興費のうち、中ほど13節三来拠点事業委託業務の1億2,126万2,000円は、湯船原地区の木質バイオマス発電所の実施設計、区域内道路の基本設計策定及び地下水関連調査、また、足柄サービスエリア周辺地区のスマートインターチェンジアクセス道路工事等に伴う支障木伐採、事業用地の分筆登記等を実施した委託料であります。

その4行下15節未来拠点整備事業の3,075万3,000円は、湯船原地区の排水先となります石沢排水路の整備工事費等であります。

その下、17節事業用地の9,507万7,000円は、小山町が実施する足柄スマートインターチェンジアクセス道路工事整備事業に伴う用地取得費であります。

19節小山町地域産業立地事業費補助金の4億円は、先ほど収入の部でも御説明いたしましたが、内陸フロンティア推進区域の駿河小山駅周辺地区内に新規に立地した企業1社への用地取得費等に対する補助金で、県からの補助金と合わせて町が4億円を交付したものであります。

次に、112、113ページをお開きください。2款7項4目定住移住促進事業費の決算額は7,863万8,000円で、執行率は97%であります。主なものとしまして、備考欄(2)定住促進事業費のうち、ページは114、115ページをお開きください。備考欄中ほど19節定住促進宅地開発事業補助金450万円は、1団地9区画を宅地造成した事業者へ交付したものであります。

その下、個人住宅取得資金利子補給金930万2,000円は、申請者135人に対して借入金の利子補給として交付したものであります。

その下、定住促進事業費助成金1,229万円は、居住用地購入31件、住宅購入12件、住宅の賃貸43件、北駿材使用住宅7件の計93件に交付したものであります。

出産祝金支給510万円は、第2子に5万円を52人、第3子に10万円を19人、第4子に10万円を6人に交付したものであります。

次に、116、117ページをお開きください。2款7項6目地方創生加速化交付金事業費のうち備

考欄（２）若者向け自己実現型定住促進事業費（繰越明許）の決算額は3,751万1,000円で、執行率は93%であります。主なものとしまして、13節大学生等U I Jターン促進事業（繰越明許）493万8,000円は、町外に住む若者が小山町へ移住定住することを図ったイベントを開催したものであります。

その下、しごと創生事業（繰越明許）1,746万円は、学生と町内企業のマッチング、女性の起業・開業支援を目的にした講座の開催、ビジネスプランコンテストを実施したものであります。

子育て支援事業（繰越明許）781万5,000円は、町内資源を活用して子育て世代を対象にイベントを開催したものであります。

次に、162、163ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費のうち備考欄（6）浄化槽設置推進事業費2,117万2,000円の主なものは、19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金で、合併処理浄化槽55基の設置に対する補助金であります。

次に、170、171ページをお開きください。5款1項3目農業振興費は決算額1,996万7,000円で、執行率は98%であります。主なものとしまして、備考欄（2）農業振興費の19節中ほど経営体育成支援事業補助金438万5,000円と、備考欄（2）農業振興費（繰越明許）660万円で、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、3件の担い手農家が農業経営の発展・改善を目的として農業用機械を取得することに対して補助をしたものであります。

次に、172、173ページをお開きください。5款1項5目土地改良事業費は決算額2,008万9,000円で、執行率は87%であります。主なものとしまして、備考欄（4）町単独土地改良事業費、次のページをお開きください。備考欄15節町単土地改良事業586万4,000円は、足柄竹之下上堰用排水路の改修工事を実施したものであります。

次に、5款1項7目中山間地域総合整備事業費は決算額5,194万8,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、次のページ176、177ページをお開きください。備考欄（2）中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業費負担金4,711万円は、中山間足柄金時地区及び北郷南西部地区においてほ場整備等の工事、従前地評価等の換地業務を実施したため、県への負担金として事業費の15%に相当する額を支出したものであります。

次に、5款1項9目中山間地域直接支払推進事業費は決算額768万8,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、次のページ178、179ページをお開きください。備考欄（2）中山間地域直接支払推進事業費、19節直接払交付金766万4,000円は、町内の中山間地域10集落、対象面積約39.2ヘクタールの農地について、耕作放棄地の抑制と多面的機能の維持増進に資する活動に対して交付したものであります。

次に、180、181ページをお開きください。5款2項1目林業総務費は決算額2,407万8,000円で、執行率は85%であります。主なものとしまして、備考欄（3）森林整備事業費、19節森林整備事業補助金310万円は、町内の林業団体が購入した高性能林業機械に対しての補助金であります。

備考欄（3）森林整備事業費（事故繰越）1,177万2,000円は、平成27年度から平成28年度にか

けて実施をしました小山町有林の間伐事業に支出したものであります。

次に、5款2項2目林道費は決算額6,951万2,000円で、執行率は93%でありました。主なものとしまして、次のページ182、183ページをお開きください。備考欄(3)林道整備事業費、15節県単・町単林道事業4,320万円は、林道立山線の開設工事及び林道中島線・林道竹之下金時線の改良工事を実施したものであります。

19節山村道路網整備事業負担金2,037万円は、県営事業林道金時線の改良工事に伴う負担金であります。

次に、5款2項3目治山事業費の決算額は1,819万6,000円で、執行率は76%であります。主なものとしまして、備考欄(3)県単独治山事業費、15節県単独治山事業費1,503万円は、大御神角取山で治山工事を実施したものであります。

次に、184、185ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の決算額は6,106万5,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、次のページ186、187ページをお開きください。備考欄(4)勤労者支援費のうち、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金2,982万4,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、平成19年度から平成23年度までの過年度分貸付残高に対する預託金として労働金庫に預託したものであります。

次に、188、189ページをお開きください。6款2項1目観光費の決算額は9,467万3,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、次のページ190、191ページをお開きください。備考欄(4)富士山観光事業費、11節修繕料671万9,000円は、雪代により被害を受けた富士山須走口五合目送電高圧ケーブルの断線箇所の接続修繕及び五合目駐車場の法面復旧等を実施したものであります。

13節富士山須走ルート巡視業務は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、県補助金を活用して須走口五合目から八合目までの登山道の巡視及び登山者への情報提供等を実施した事業であります。

備考欄(5)交流人口拡大事業費、ページは192、193ページをお開きください。備考欄19節フジゾンコランヒルクライム交付金50万円は、静岡県との共催により自転車先進国のイタリア人サイクリストを招致し、ふじあざみラインで実施した自転車レースに対する交付金であります。

備考欄(6)観光施設管理運営費、13節金時公園整備事業実施設計業務980万8,000円は、公園内の実施設計及び多世代交流施設等建設工事の設計業務を実施したものであります。

次に、200、201ページをお開きください。7款2項2目道路維持費の決算額は5,692万2,000円で、執行率は99%であります。主なものとしまして、備考欄(2)町道維持管理費のうち13節除雪1,000万6,000円と、次のページ202、203ページをお開きください。備考欄(3)公共施設地区対応事業費4,222万1,000円は、町内各区からの要望事項に対し128件の工事等を実施したものであります。

次に、7款2項3目町道整備事業費の決算額は3億1,870万7,000円で、執行率は75%でありま

す。主なものとしまして、備考欄（２）町道整備事業費、13節旧跨線橋撤去業務5,658万8,000円は、東海旅客鉄道株式会社への町道新柴線旧跨線道路橋撤去工事委託費であります。

15節道路改良舗装事業1億3,704万8,000円は、町道下小林1号線道路改良舗装工事のほか11件の工事を実施したものであります。

その下、備考欄（２）町道整備事業費（事故繰越）のうち15節道路改良舗装事業（事故繰越）8,051万4,000円は、町道1478号線の道路改良舗装工事及び向田橋橋梁整備工事を実施したものが主なものであります。

次に、204、205ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費は、社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に係る事業費となっております。決算額5億8,876万2,000円で、執行率は64%であります。主なものとしまして、備考欄（２）公共道路整備事業費の15節町道整備4,078万7,000円と、その下（２）公共道路整備事業費（繰越明許）の次のページ206、207ページをお開きください。15節町道整備（繰越明許）4,961万3,000円は、町道1063号線道路改良工事を実施したものであります。

備考欄（２）公共道路整備事業費（通次繰越）1億4,988万1,000円は、中日本高速道路株式会社への町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事委託料であります。

備考欄（２）公共道路整備事業費（事故繰越）724万4,000円は、町道3975号線新設工事に伴う用地費であります。

備考欄（３）新東名関連町道事業費のうち、13節測量設計1,758万2,000円は、町道用沢大御神線交差点及び町道阿多野大御神線測量設計業務委託が主なものであります。

備考欄（３）新東名関連町道整備事業費（繰越明許）1,206万3,000円は、（仮称）小山スマートインターチェンジに係る物件移転補償費であります。

次のページ208、209ページをお開きください。備考欄（４）道路構造物長寿命化事業費のうち、13節東名跨道橋補修工事6,885万1,000円と、備考欄（４）道路構造物長寿命化事業費（繰越明許）4,288万8,000円は、町道1636号線あざみづか橋外1橋の橋梁補修工事を中日本高速道路株式会社に委託し実施したものであります。

その下、備考欄（５）東名足柄関連町道整備事業費1億7,310万4,000円のうち、15節町道整備の工事請負費1億6,991万6,000円は、平成31年3月開通予定であります足柄スマートインターチェンジ上下線のアクセス道路として、町道2414号線道路改良工事ほか8件の改良舗装工事を実施したものであります。

次に、7款2項5目防衛施設道路整備事業費の決算額は5,941万4,000円で、執行率は47%であります。主なものとしまして、備考欄（２）防衛施設道路整備事業費、15節道路改良舗装1,497万4,000円と、その下、備考欄（２）防衛施設道路整備事業費（繰越明許）4,435万7,000円は、いずれも町道3866号線舗装補修工事を実施したものであります。

次に、7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は1,696万1,000円で、執行率は99%であ

ります。主なものとしまして、次のページ210、211ページをお開きください。備考欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費の15節急傾斜地崩壊防止工事1,514万7,000円は、竹之下地内の竹之下神田急傾斜地の整備事業を実施したものであります。

次に、212、213ページをお開きください。7款4項2目都市計画費の決算額は1億5,897万8,000円で、執行率は97%であります。主なものとしまして、次のページ214、215ページをお開きください。備考欄（3）都市計画道路整備事業費のうち、17節大胡田用沢線用地費9,952万6,000円及び22節大胡田用沢線物件補償費4,645万円は、道路用地を取得するため、土地17筆と家屋等の物件を3件補償したものであります。

次に、7款4項3目公園等整備費の決算額は1,920万2,000円で、執行率は96%であります。主なものとしまして、備考欄（3）都市公園維持管理費のうち、次のページ216、217ページをお開きください。備考欄13節豊門会館基本計画策定業務496万8,000円と豊門会館等耐震補強設計業務394万2,000円で、豊門公園及び豊門会館等の再整備を行うための設計業務委託を実施したものであります。

次に、7款5項1目住宅管理費の決算額は1億1,620万1,000円で、執行率は93%であります。主なものとしまして、次のページ218、219ページをお開きください。備考欄（2）町営住宅維持管理費のうち、14節住宅用地借上料1,210万5,000円は、敷地を賃借しています町営住宅10団地、4万3,560.28平方メートルの土地に対する借上料であります。

22節町営住宅移転補償費186万7,000円は、2団地11戸の町営住宅の用途廃止に伴う入居者の移転補償費であります。

備考欄（3）南藤曲団地建設事業費は、収入でも御説明しましたが、町営南藤曲団地ASUO整備事業に係る事業費であります。

次に、220、221ページをお開きください。7款5項2目建築指導費の決算額は2,843万4,000円で、執行率は91%であります。主なものとしまして、備考欄（2）建築指導費のうち、木造住宅の耐震化を推進するプロジェクトTOUKAI-0事業として実施しました13節わが家の専門家診断業務921万7,000円と、木造住宅耐震補強補助金250万円及び計画策定補助金67万2,000円であります。平成28年度において199件の耐震診断を実施した結果、町内の耐震診断率は大きく向上いたしました。

以上で、経済建設部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 教育委員会関係の一般会計決算の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の24、25ページをお願いいたします。最上段の13款2項1目2節児童福祉費負担金の受託児童保育負担金904万1,000円は、他市町の子どもをお預かりした他市町負担金であり、実人数

17人、年間延べ159人の保育園児に係るものであります。延べ人数で対前年度30人の減となりました。

次に、26、27ページをお願いいたします。上段の14款1項2目3節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料5,879万9,000円であり、平成28年度末では町内保育所に394人、町外保育所に25人、計419人が在園しておりました。延べ人数で対前年度66人の増となりました。また、平成28年4月から第2子半額、第3子無料化の施策によって減額となっております。

次に、28、29ページをお願いいたします。中段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料の備考欄の1行目755万7,000円は、幼稚園の保育料で、月額6,100円、平成28年度末では234人が在園しておりました。対前年度では21人の減となりました。また、第2子以降無料化の施策によっても減額となっております。

次に、同じく教育使用料のうち、2節生涯学習施設使用料の備考欄1行目、パークゴルフ場使用料363万7,000円は、パークゴルフ場の使用料で、利用者は延べ8,066人となっております。延べ人数で、対前年度32人の減となりました。

次に、30、31ページをお願いします。中段の15款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄1行目、児童手当負担金1億5,850万1,000円は、児童手当に対する国からの負担金であります。

その2行下、障害児施設措置費負担金2,200万3,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、32、33ページをお願いいたします。15款2項2目3節児童福祉費補助金2,289万3,000円は、地域子育て拠点支援事業や放課後児童健全育成事業に対する国からの補助金であります。

次に、38、39ページをお願いいたします。中段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄1行目、児童手当負担金3,475万4,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

その2行下、障害児施設措置費負担金1,100万1,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児施設支援に対する県からの負担金であります。

次のページ40、41ページをお開きください。上段16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄の2行目、子ども・子育て支援交付金1,409万3,000円は、地域子育て拠点支援事業等に対する県からの交付金であります。

次の行、放課後児童クラブ補助金726万1,000円は、放課後児童クラブに対する県からの補助金であります。

次に、歳出についてであります。

140、141ページをお願いします。中段の3款3項児童福祉費からとなりますが、同項の執行率は98%であります。3款3項1目児童福祉総務費の執行率は96%であります。

次のページ142、143ページ、上段の3款3項1目備考欄(5)児童発達支援事業費の20節児童発達支援事業費1,990万6,000円は、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ123人が利用しております。延べ人数ですと対前年度

9人の増となりました。

その下の放課後児童通所支援事業費2,264万2,000円は、就学児童の放課後デイサービス等の利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ245人が利用しております。延べ人数で、対前年度42人の増となりました。

次に、同じページ下段の3款3項2目児童手当費の執行率は99%であります。

備考欄(2)児童手当費、20節児童手当2億2,822万5,000円は、年3回延べ2万666人への児童手当の支給であります。延べ人数で対前年度29人の減となりました。

次に、144、145ページをお願いいたします。3款3項3目保育園費の執行率は97%であり、4億1,731万3,000円は、町内3保育園と1こども園の管理運営に係る経費であります。

次のページ146、147ページをお願いいたします。備考欄中段、20節施設型給付扶助費1,456万円及び地域型給付扶助費559万2,000円は、他市町への委託保育25人分の扶助費であります。人数で対前年度3人の減となりました。

次のページ148、149ページをお願いいたします。備考欄中段(5)民間保育所施設運営費5,416万9,000円は、菜の花こども園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものであります。

次に、同じページ下段、3款3項4目子育て支援事業費の執行率は99%であり、6,963万9,000円は、子育てに関する各種支援に係る経費であります。主なものは、職員人件費のほか、次のページの備考欄(3)放課後児童クラブ費、13節放課後児童クラブ2,198万8,000円で、町内5つの放課後児童クラブへの委託料で、平成28年度末では157人の児童が利用をしております。

次に、232、233ページをお願いいたします。ここから9款教育費となります。

上段、9款1項1目教育委員会費の執行率は94%であり、110万2,000円は教育委員会の運営の経費であります。

次に、下段、9款1項2目事務局費の執行率は98%であり、9,420万円は、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、236、237ページをお願いいたします。下段、9款2項小学校費の執行率は96%であり、1億9,197万1,000円は、小学校の管理運営に係る経費であります。

1目学校管理費の執行率は97%であります。

次のページ238、239ページの備考欄の上段(2)小学校管理運営費、そのうち7節特別支援員賃金823万4,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個々に応じた細やかな指導のため13人の支援員を配置したものであります。

次に、240、241ページをお願いいたします。備考欄下段(5)小学校施設整備費2,661万1,000円は、町内5小学校の施設等の修繕等に要した費用であります。

同じページ下段9款2項2目教育振興費の執行率は91%であり、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。

次のページ242、243ページの備考欄(2)小学校教育振興費、13節外国人英語指導員派遣909

万3,000円は、外国人英語指導員2人分の派遣に要した費用であります。

次に、下段の9款3項中学校費の執行率は96%であり、その1億3,355万3,000円は、中学校の管理運営に係る経費であります。

1目学校管理費の執行率は96%であります。

次に、246、247ページの下段9款3項2目教育振興費の執行率は95%であり、中学校の日常の教育活動に要した経費であります。

次に、248、249ページをお願いいたします。中段9款4項幼稚園費の執行率は99%であり、1億5,297万7,000円は、幼稚園の管理運営に係る経費であります。

次に、252、253ページをお願いいたします。上段の9款5項社会教育費の執行率は99%であります。

9款5項1目社会教育総務費の執行率は98%であり、6,809万9,000円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費、森村橋点検補修及び修景復元設計が主なものとなっております。

次に、256、257ページの中段9款5項2目生涯学習推進費の執行率は99%であり、指定管理者の実施事業を除き、子どもを育む活動や生涯各期に応じた活動を推進するために要した経費であります。

次に、同じページの最下段の9款5項3目図書館費の執行率は94%であり、指定管理者の実施事業を除き、読書推進事業等に要した経費であります。

次に、258、259ページをお願いいたします。中段9款5項4目生涯学習センター管理費の執行率は99%であり、1億6,385万9,000円は、総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費であります。

備考欄(2)文化会館等管理運営費、11節修繕料518万7,000円は、大ホールスピーカーの修繕が主なものであります。

その3つ下、指定管理料1億2,919万2,000円は、生涯学習施設10施設の指定管理料であります。

次のページ260、261ページの上段、備考欄(4)パークゴルフ場管理費613万2,000円は、パークゴルフ場の管理に伴う経費であります。

次に、同ページの中段、9款6項1目保健体育総務費の執行率は99%であり、1,567万4,000円は、社会体育の振興に係る経費であります。

備考欄(2)社会体育振興費、19節の6行目体育協会助成金1,033万2,000円は、体育協会の人件費や市町対抗駅伝競走大会参加助成などに伴うものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わりにいたします。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時02分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。高橋副町長は公務のため午後の会議を欠席しておりますので御報告いたします。

次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は各部長等の所管の会計順にて行います。

それでは、はじめに、認定第6号 土地取得特別会計の1件について補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

はじめに、歳入の主なものにつきまして御説明をいたします。

決算書の384、385ページをお開きください。1款2項1目の一般会計繰入金9,960万円は、菅沼地内の土地を先行取得するための財源として、一般会計から繰り入れたものであります。

次のページにかけまして、4款1項1目1節土地売払収入257万1,000円は、土地開発基金所有の湯船原の土地を新産業集積エリア造成事業特別会計に売り払った土地売払収入であります。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

388、389ページをお開きください。1款1項1目土地開発基金繰出金201万5,000円の主なものは、土地開発基金所有の土地を売り払うための繰出金201万5,000円であります。

1款2項1目の一般会計繰出金55万5,000円は、一般会計からの繰入金の精算として繰り出すものであります。

2款1項1目の財産購入費9,960万円は、菅沼地内の土地を先行取得したものであります。

最後に、390ページを御覧ください。土地取得特別会計の決算額は、歳入歳出とも1億217万1,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも生じませんでした。

なお、土地取得特別会計全体の執行率は99%であります。

以上で、土地取得特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 住民福祉部関係の特別会計決算3会計について、順次説明をいたします。

はじめに、認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書278、279ページをお開きください。最上段、1款国民健康保険税は4億4,767万7,000円で、歳入全体の19.3%であります。なお、収納率は現年度分で95.4%であります。

次に、282、283ページをお開きください。中段の4款国庫支出金は3億4,303万4,000円で、歳入全体の14.8%を占め、そのうち、1項1目の療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る医療費等の保険者負担分について、国が定率32%で負担をする2億8,714万8,000円であります。

次に、284、285ページをお開きください。上段の4款2項1目財政調整交付金につきましては、産業構造や住民所得、また、家族構成等に起因する市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金4,028万1,000円であります。

次に、中段の5款療養給付費等交付金は、被用者保険のOBに係る医療費等について、退職者医療制度に基づく交付金の8,642万9,000円で、歳入全体の3.7%であります。

次に、下段の6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する交付金の5億8,889万1,000円で、歳入全体の25.5%であります。

次に、286、287ページをお開きください。7款の県支出金は、特定健診、特定保健指導に係る定率の県負担や、県内市町の所得水準や医療費水準による調整、その他、市町の経営努力の促進のための交付金1億563万円で、歳入全体の4.5%を占めております。

次に、288、289ページをお開きください。8款共同事業交付金は4億850万7,000円で、歳入全体の17.6%を占めております。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超えるレセプトを交付対象とする高額医療費共同事業交付金の4,464万8,000円と、その下の1項2目保険財政共同安定化事業交付金3億6,385万9,000円は、1件80万円までの全てのレセプトを交付の対象とするものであります。

次に、最下段の10款繰入金1億1,302万2,000円は一般会計からの繰入金で、歳入全体の4.8%を占めております。

次に、290、291ページをお開きください。下段の11款繰越金は2億1,319万2,000円で、歳入全体の9.2%であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

274、275ページにお戻りください。歳出の合計決算額は21億1,614万4,000円で、執行率は89%であります。

次に、300、301ページをお開きください。1款総務費の決算額は3,536万2,000円で、執行率は97%であります。

主なものは、備考欄(2)一般管理費の13節電算処理367万1,000円で、国保の課税事務及び資格異動事務等を業務委託したものであります。国保制度改正システム改修118万8,000円は、平成30年度から国保制度の財政運営主体が市町から静岡県に移行することに伴い、システム改修を委託したものであります。

次に、302、303ページをお開きください。下段の2款保険給付費の決算額は12億8,505万1,000円で、執行率は91%であり、歳出全体の60.7%を占めております。

その内訳では、次の304、305ページの上段1項1目の備考欄(2)一般被保険者療養給付費、

19節現物給付（一般分）の10億4,234万2,000円、その下、2目の備考欄（2）退職被保険者等療養給付費、19節現物給付（退職者分）の6,330万3,000円、次の306、307ページの中段やや上の2項1目の備考欄（2）一般被保険者高額療養費、19節現物給付及び現金給付（一般分）の1億5,028万円、その下、2目の備考欄（2）退職被保険者等高額療養費、19節現物給付及び現金給付（退職者分）の1,133万4,000円が主なものであります。

次に、310、311ページをお開きください。中段の3款後期高齢者支援金等の決算額は2億3,696万8,000円で、執行率は99%であり、歳出全体の11.1%を占めております。これは、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の財源のうち約4割を現役世代が支援金という形で負担するため、国保会計から支出するものです。

次に、314、315ページをお開きください。中段の6款介護納付金の決算額は8,807万8,000円で、執行率は99%であり、歳出全体の4.1%となりました。これは、介護保険の第2号被保険者の介護保険料を国民健康保険が医療保険料と一体的に徴収し、その後、各市町の介護保険に介護給付費の28%分として支払うものです。

次に、下段の7款共同事業拠出金の決算額は4億2,006万4,000円で、執行率は99%であり、歳出全体の19.8%を占めました。内訳は、次の316、317ページ上段の1項1目備考欄（2）高額医療費共同事業拠出金4,348万5,000円と、その下、1項2目備考欄（2）保険財政共同安定化事業拠出金3億7,657万8,000円であります。これは、財政力の小さな各市町の国保を安定運営するため、県単位で財政を共同化し、保険給付費の変動に備えるものです。歳入側で交付金として受けております。

次に、318、319ページをお開きください。中段の8款保健事業費の決算額は2,599万7,000円で、執行率は95%であります。主なものは、1項1目備考欄（2）特定健康診査等事業費の13節2,021万1,000円であり、1,618人が町内の医療機関において健康診査を受けたものです。

次に、322、323ページをお開きください。中段の11款諸支出金の決算額は2,442万6,000円で、執行率は95%であります。主なものは、最下段の1項3目償還金、次の324、325ページ上段の備考欄（2）償還金の23節国庫支出金超過交付金還付金の2,046万8,000円であります。

以上が歳出であります。

次に、326ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書であります。1の歳入総額が23億836万8,000円、2の歳出総額が21億1,614万4,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は1億9,222万4,000円となりました。なお、単年度収支は6,096万9,000円の赤字となりました。

国民健康保険特別会計決算につきましては以上であります。

続きまして、認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

348、349ページをお開きください。上段の1款後期高齢者医療保険料は1億7,468万3,000円で、内訳は、保険料が年金から天引きされる1項1目の特別徴収保険料1億2,518万4,000円、及び2目の普通徴収保険料4,949万8,000円であります。なお、収納率は現年度分で99.7%であります。

次に、中段の2款繰入金の2,747万4,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は備考欄保険料軽減分2,495万円、及び社保被扶養者軽減分の252万4,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、下段の3款繰越金は、前年度繰越金の72万4,000円であります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

344、345ページにお戻りください。歳出の合計決算額は1億9,900万8,000円で、執行率は99%であります。

352、353ページをお開きください。1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は1億9,857万3,000円で、執行率は100%であり、歳出全体の99.7%を占め、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、中段の2款諸支出金の決算額は43万5,000円で、執行率は78%であり、備考欄は下段の(2)保険料還付金及び還付加算金であります。

次に、356ページをお開きください。小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支についてであります。1の歳入総額は2億381万3,000円、2の歳出総額は1億9,900万8,000円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は480万5,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては以上であります。

次に、認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

398、399ページをお開きください。1款保険料は3億7,122万2,000円で、歳入全体の20.8%であります。なお、収納率は現年度分で99.1%であります。

保険料の主な内訳であります。1節特別徴収保険料現年度分3億4,568万4,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,056人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,474万円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者779人分であります。

次に、中段の2款国庫支出金は3億6,103万7,000円で、歳入全体の20.3%を占めました。内訳であります。1項1目介護給付費負担金2億7,802万3,000円は、施設給付分の15%と在宅その他給付分の20%に相当する額であります。

次に、2項1目の調整交付金6,755万円は、給付費の5%相当額であります。

次に、400、401ページをお開きください。中段の3款支払基金交付金は4億5,753万1,000円で、歳入全体の25.7%を占めました。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の28%相当分であります。

次に、下段の4款県支出金につきましては2億5,479万9,000円で、歳入全体の14.3%を占めました。保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分の17.5%と、在宅その他給付分の12.5%と、包括的支援事業の19.5%等であります。

次に、402、403ページをお開きください。下段の6款繰入金は2億5,601万9,000円で、歳入全体の14.4%を占めました。主なものでありますが、1項1目の介護給付費繰入金2億698万9,000円で、保険給付費に対し町が負担する12.5%分であります。

次に、404、405ページをお開きください。中段やや上の1項5目その他一般会計繰入金4,007万6,000円は、人件費や介護認定審査会などに係る町からの事務費繰入金であります。

下段の7款繰越金は、前年度繰越金の7,622万7,000円で、歳入全体の4.2%を占めました。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

394、395ページにお戻りください。歳出の合計決算額は17億2,474万9,000円で、執行率は96%であります。

次に、408、409ページをお開きください。1款総務費の決算額は3,925万8,000円で、執行率は93%であり、歳出全体の2.2%を占めました。その主な内訳は、1項1目一般管理費、備考欄(1)職員人件費の2,540万1,000円、備考欄(2)一般管理費の306万8,000円、次の410、411ページ中段の3項1目介護認定審査会費の267万1,000円で、御殿場市と合同で審査会を年間124日、審査総件数3,248件行い、小山町分の735件分の件数割での負担金となっております。

その下、2目認定調査費、備考欄(2)認定調査費719万9,000円がございます。

次に、412、413ページをお開きください。上段の2款保険給付費の決算額は16億1,585万8,000円で、執行率は97%であり、前年度より約8,076万2,000円増加し、歳出全体の93.6%を占めました。

その主な内訳であります。1項1目居宅介護サービス給付費の備考欄(2)19節居宅介護サービス給付費4億4,446万2,000円で、前年度に比べ6.2%増加し、受給者数は477人であります。主なサービスは、要介護認定を受けた方が利用する訪問介護、通所介護サービスなどであります。

次に、最下段の3目地域密着型介護サービス給付費の次の414、415ページの備考欄(2)19節地域密着型介護サービス給付費2億2,386万7,000円は、前年度に比べ21.9%増加し、受給者は105人であります。主なサービスは、利用が原則として町民に限定されている、地域に密着した小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護サービスであります。

次に、中段の5目施設介護サービス給付費の備考欄(2)19節施設介護サービス給付費7億5,814万3,000円は、前年度に比べ6.7%増加し、受給者は252人であります。主なサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して受ける施設サービスであります。

次に、418、419ページをお開きください。最上段の2項1目介護予防サービス給付費の備考欄(2)19節介護予防サービス給付費3,418万円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なサービスは、できるだけ要介護となることを防止することを目的に利用する予

防訪問介護や予防通所介護などであります。

次に、422、423ページをお開きください。中段の4項1目高額介護サービス費の備考欄(2)19節高額介護サービス費3,048万2,000円は、1か月の自己負担額の世帯合計額が利用者の所得区分ごとに定められた上限を超えた場合に、超えた部分について支給をするサービスであります。

次に、424、425ページをお開きください。下段の7項1目特定入所者介護サービス費の次の426、427ページの備考欄(2)19節特定入所者介護サービス費5,256万5,000円は、低所得者の施設利用が困難とならないように、限度額を超えた部分を保険から給付するものであります。

次に、428、429ページをお開きください。上段の4款地域支援事業費の決算額は4,214万5,000円で、執行率は94%であり、歳出全体の2.4%を占めました。主なものは、下段の1項2目一次予防事業対象者施策事業費、備考欄(2)一次予防事業対象者施策事業費、次の430、431ページの13節高齢者の生きがいと健康づくり推進事業330万3,000円と介護予防普及啓発事業423万8,000円であります。要介護リスクが低い方を対象とした生活機能の維持または向上を図るための事業であり、ふれあい茶論や公民館等で行われている体操教室への講師派遣などを行っております。

次に、中段の2項1目包括支援事業費の備考欄(2)包括的支援事業費の13節地域包括支援センター事業1,700万円と、生活支援サービス体制整備事業915万7,000円であります。

次に、432、433ページをお開きください。下段の5款諸支出金の決算額は2,748万2,000円で、執行率は98%であります。主なものは、次の434、435ページの中段やや上、1項2目償還金の備考欄(2)償還金の23節国庫支出金返還金1,565万1,000円で、前年度精算による国庫負担金の返還金であります。

その下の2項1目他会計繰出金の備考欄(2)他会計繰出金の28節一般会計繰出金(給付費等)1,080万2,000円は、町負担金の前年度精算による返還金であります。

次に、438ページをお開きください。介護保険特別会計実質収支に関する調書につきましては、1の歳入総額は17億7,760万4,000円、2の歳出総額が17億2,475万円で、歳入歳出差引額は5,285万4,000円で、ここから翌年度へ繰り越すべき財源107万円を差し引きいたしますと、5の実質収支額は5,178万4,000円となります。前年度に比べ2,444万4,000円の減額となっております。

住民福祉部関係の3つの特別会計についての補足説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 次に、認定第5号 下水道事業特別会計、認定第8号 宅地造成事業特別会計、認定第9号 新産業集積エリア造成事業特別会計、議案第81号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の4件について補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 経済建設部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について、順次説明をさせていただきます。

はじめに、認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を行います。

決算書の364、365ページをお開きください。はじめに、歳入関係の主なものについて御説明い

たします。

1 款 1 項 1 目下水道使用料、1 節下水道使用料及び手数料のうち、備考欄下水道使用料7,115万円は、1 期当たり平均1,537件の使用者の下水道使用料であります。収納率は98%となっております。

次に、2 節下水道使用料滞納繰越分149万7,000円は、平成23年度から27年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は33%となっております。なお、不納欠損額60万8,000円は、平成23年度分の未納額を、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金1,500万円は、須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、366、367ページをお開きください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金8,728万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に、368、369ページをお開きください。7 款 1 項 1 目下水道事業債、1 節下水道事業債1,250万円は、先ほど御説明いたしました須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国庫補助金の補助残について借り入れたものであります。

次に、歳出関係について御説明をいたします。

決算書の370、371ページをお開きください。1 款 1 項 1 目下水道総務費の決算額は6,518万9,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄（2）下水道施設維持管理費5,880万8,000円で、内訳では、11節光熱水費866万5,000円は、須走浄化センターの電気料、水道使用料及びマンホールポンプ14か所の電気料であります。その下の修繕料703万3,000円は、マンホールポンプ非常通報装置及び須走浄化センターの脱水機インバーター等の修繕に要したものであります。13 節須走浄化センター維持管理3,240万円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次のページ372、373ページをお開きください。1 款 2 項 1 目公共下水道費の決算額は3,425万7,000円で、執行率は98%であります。主なものとしまして、備考欄（2）公共下水道費の内訳では、13節須走浄化センター長寿命化対策実施設計業務367万2,000円、これは翌年度以降に計画している電気設備及び機械設備の工事に係る設計委託料であります。15節須走浄化センター長寿命化整備事業2,409万5,000円は、須走浄化センターの電気設備の工事費であります。

次に、374、375ページをお開きください。2 款 1 項 1 目元金の決算額は7,007万円で、執行率は99%であります。内訳は、備考欄（2）公債費（元金）、23節償還金元金7,007万円で、須走浄化センターの建設及び管渠工事のため平成6年度から平成15年度までに借入れをしました起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、2 款 1 項 2 目利子の決算額は1,977万7,000円で、執行率は99%であります。内訳は、備考欄（2）公債費（利子）、23節償還金利子1,977万7,000円で、平成6年度から平成15年度及び須

走浄化センター長寿命化対策事業として平成26・27年度に借り入れました起債に対する利子であります。

次に、376ページをお開きください。平成28年度小山町下水道事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億9,224万円、歳出総額1億8,929万6,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は294万4,000円となりました。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

次に、認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

それでは、決算書の446、447ページをお開きください。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項1目分譲収入、1節不動産売払収入、収入済額2億3,448万9,000円は、用沢宅地造成事業の19区画全てと4区画を残していた南藤曲宅地造成事業の3区画を分譲販売した不動産売払収入であります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債、1節宅地造成事業債2億6,460万円は、用沢宅地造成事業に伴う工事費及び優良田園住宅整備事業に伴う用地取得費と工事費前払い分を借り入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の448、449ページをお開きください。2款1項1目宅地造成費の決算額は2億6,077万1,000円で、執行率は70%であります。主なものとしまして、備考欄(2)宅地造成費のうち、15節造成工事5,843万円は、優良田園住宅整備工事に係る前払金です。17節用地1億2,103万5,000円は、優良田園住宅宅地造成事業に伴う用地取得に要した経費であります。その下、(2)宅地造成費(繰越明許)8,823万6,000円は、平成27年度用沢宅地造成事業を実施したものであります。

次のページ450、451ページをお開きください。3款1項1目利子の決算額は21万8,000円で、執行率は99%であります。内訳は、備考欄(2)公債費(利子)21万8,000円で、用沢宅地造成事業及び優良田園住宅整備事業で借り入れた地方債の利子であります。

次に、452ページをお開きください。平成28年度小山町宅地造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額5億124万2,000円、歳出総額2億6,844万9,000円、歳入歳出差引額2億3,279万3,000円となり、繰越明許繰越額3万円を減じました実質収支額は2億3,276万3,000円となりました。

以上で、宅地造成事業特別会計決算の補足説明を終わります。

次に、認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は460、461ページをお開きください。はじめに、歳入の主なものについて説明をいたします。

3款1項1目1節用地取得等事業債12億7,150万円は、新産業集積エリア造成事業の事業実施に

伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の462、463ページをお開きください。2款1項1目事業費の決算額は12億7,161万7,000円で、執行率は74%であります。主なものとしまして、備考欄(2)事業費のうち13節測量・用地調査295万9,000円と、その下、土木造成設計129万6,000円は、約37ヘクタールの事業区域を対象として測量・用地調査、造成設計等を実施したものであります。また、17節用地買収費10億3,114万9,000円と、次のページ464、465ページをお開きください。備考欄22節事業用地立木等補償費8,371万4,000円は、早期に事業区域内の用地取得を完了させて、造成工事着手に向けて、一層の事業進捗を図ったものであります。

その下、(2)事業費(繰越明許)1億4,952万9,000円の主なものとしまして、事業区域の測量及び立木等の物件調査が5,519万8,000円、希少動植物保護に向けた自然環境調査が669万6,000円、造成工事の基本計画設計及び実施設計など土木造成設計が8,547万4,000円であります。

その下の3款1項1目利子のうち備考欄(2)公債費(利子)の執行率は94%であり、一時借入金12億円の利子126万4,000円であります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

決算書の466ページをお開きください。平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額12億8,968万7,000円、歳出総額12億8,885万9,000円で、歳入歳出の差引額は82万8,000円となります。そこから繰越明許繰越額3万5,000円を減じました実質収支額は79万3,000円となりました。

以上で、新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

次に、議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書4、5ページをお開きください。水道事業決算報告書につきましては、消費税及び地方消費税を含んだ金額となります。

はじめに、(1)収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益の決算額2億6,039万6,000円は、水道使用料・水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて176万1,000円の減額となりましたが、この主な要因は、滝沢簡易水道の統合により、水道使用料が542万2,000円増加したものの、水道加入分担金が695万円減少したことによるものであります。

次に、第2項営業外収益の決算額6,831万6,000円は、補助金等を充てた固定資産取得価格分の減価償却費に合わせて毎年度収益化するための長期前受金戻入6,024万6,000円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用の決算額は2億4,772万円で、執行率は97%であります。主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は433万9,000円で、執行率は82%であります。主なものは、企業債利息であります。

次に、6、7ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。第1款第1項企業債の決算額8,000万円は、湯船原工業団地配水場建設工事と、須走水系配水管布設工事に対する借り入れであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額6,551万3,000円は、北郷水系配水管布設工事と須走水系配水管布設工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額375万円は、中日本高速道路株式会社からの水道施設の移設工事補償契約に基づく補償金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費の決算額は3億6,544万5,000円で、執行率は88%であります。主なものは、須走水系配水管布設工事及び湯船原工業団地配水場建設工事等であります。

欄外に記載しました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,801万円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、8ページをお開きください。水道事業損益計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。

下から4行目、当年度純利益は5,613万8,000円となりました。

次に、10、11ページをお開きください。水道事業剰余金計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。利益剰余金のうち、建設改良積立金の下から4行目、当年度変動額マイナス1億2,637万3,000円は、先ほど資本的収入及び支出でも御説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部に補填をしたもので、建設改良積立金の当年度末の残高は2億4,782万1,000円となり、利益剰余金の合計額は4億6,505万円となっております。

次に、12ページをお開きください。水道事業剰余金処分計算書(案)についてであります。こちらも金額は消費税等を含まない金額となっております。

当年度末の処分利益剰余金1億8,251万1,000円について、公営企業法の規定に基づき、減債積立金に561万3,000円、建設改良積立金に5,052万4,000円をそれぞれ積み立て、残りの1億2,637万3,000円につきましては自己資本金に組み入れ、処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、13ページの水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況を表すもので、金額は消費税等を含まない金額となっております。

まず、資産の部であります。1の固定資産ですが、ページの中ほどやや下側、固定資産の合計

は38億5,200万7,000円、2の流動資産、下から2行目、流動資産の合計は4億7,770万1,000円となり、資産合計は43億2,970万8,000円となりました。

次のページ14ページをお開きください。負債の部であります。3の固定負債、上から5行目、固定負債の合計は2億6,132万6,000円、4の流動負債、上から15行目になります、流動負債の合計は1億5,317万8,000円、中ほど5の繰延収益の合計は15億5,394万4,000円であり、負債合計は19億6,845万円となりました。

次に、資本の部であります。6の資本金は18億2,149万8,000円、7の剰余金のうち資本剰余金の合計は7,471万円、利益剰余金の合計は4億6,505万円となり、剰余金の合計は5億3,976万円、資本合計は23億6,125万8,000円となりました。

次の15、16ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により記載をしたものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、17ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、25ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。
教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について補足説明を行います。

はじめに、340ページの実質収支に関する調書からお願いいたします。

歳入総額は547万5,000円、歳出総額は446万4,000円で、その差引額101万1,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入についてであります。

ページを戻っていただき、334、335ページをお願いいたします。中段の3款基金繰入金200万円は、貸し付けに当たり育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次に、336、337ページの5款諸収入、1項貸付元金収入の336万4,000円は、貸付元金償還金15人分であり、収入未済額5万2,000円は、生活困窮者1人に係る収入未済額であります。

次に、歳出であります。

338、339ページをお願いいたします。最上段の1款貸付事業費の決算額は446万4,000円で、執行率は100%であります。内訳は、大学生10人、専門学校生2人、高校生1人の計13人に貸し付けをしたものであります。

次に、同ページ中段の2款財産費は、基金利子を基金に積み立てたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、平成29年8月16日付、小監第28号にて小山町長に提出いたしました平成28年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、込山監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は7月3日より7月27日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事務の管理、その他の事務の執行については監査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、概ね適正かつ効率的に執行されておりました。

一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘させていただきました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計、歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政運営及び財産の管理状況について、予算は議決の趣旨に沿って概ね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

次に、会計経理事務について、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、概ね適正に処理されているものと認められました。

財政運営について、概ね所期の目的に沿って成果を上げているものと認められました。

町税の収入未済については、恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から、更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入は、公共事業費用として利用いたしましたが、慎重な運用をお願いいたします。

平成28年度の決算収支の内容でございますが、お手元の審査意見書4ページの決算収支額を御覧ください。一般会計の実質収支額は3億7,233万円、特別会計4億8,632万円、合わせて8億5,865万円の黒字であります。一時借入残高はございません。決算の概要は、3ページから11ページに記載してございます。6ページの平成28年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。

歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は3億7,233万円の黒字

となりました。これに前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を調整した結果、実質単年度収支額は1,648万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源は前年度より9億8,245万円増加しておりますが、これは寄附金の増加が主なものでございます。依存財源の増加1億3,132万円は、地方消費税交付金、地方交付税及び国庫支出金の増加が主なものでございます。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は大きな差はありませんでした。投資的経費は、普通建設事業費、単独事業費が増加し、その他経費は、物件費、補助費等の増加が主な特徴です。

次に、財政力指数でございます。平成28年度0.914となり、平成22年度より7期普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担行為額の状況を記載いたしました。平成28年度末、町債残高は109億7,969万円で、平成28年度中は償還元金8億9,624万円に対し、起債借入金は23億7,010万円で14億7,385万円増加いたしました。宅地造成事業及び新産業集積エリア造成事業の借り入れが主なものでございます。

また、5ページに戻りますが、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様には負担をお願いしている中で公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。時効期限までに計画的、継続的な収納措置を、会計収納課収納推進室を中心に図られるよう要望いたします。

特に町営住宅家賃については、住宅使用料の徴収未済額の対応が大きく改善されました。町営住宅長寿命化計画を実施し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただきたい、そのためにも、住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と新たに滞納を生まない努力が必要であります。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから53ページに記載いたしましたので御参考にしてください。

各会計の実質収支は、57ページのとおり黒字であります。47ページの国民健康保険税の歳入について、収入未済額は減少し、収納率は同水準を維持しておりますが、歳出について、48ページのとおり入院を要する高額な医療給付は増加し、国民健康保険特別会計へ大きな負担となっております。これでは将来に不安を覚えます。今後の課題として早急に取り組むことをお願いいたします。

平成26年度より設置された宅地造成事業特別会計は、町が優良な宅地を造成し供給するため設置され、平成27年度より新産業集積エリア造成事業特別会計が工業団地を供給するため設置されました。

財産の状況は58ページに記載してございます。基金の積み立ては5億913万円増加してございます。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。61ページを御覧ください。審査の結果、山林の交換に伴う土地面積の減少と、宅地造成用地及び町道用地の先行取得による増加がありました。これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査でございます。審査は7月18日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。平成26年度地方公営企業会計制度が大幅に改正されました。新基準・新制度での的確な運用をお願いいたします。

新しい基準は単なる基準の変更ではなく、経営そのものの繁栄をもたらすものでございますので、改革の機会と捉え、的確な対応をいただきたいと思っております。

それから、大規模災害が全国で発生しております。災害に強い、安心・安全な水道水の供給に努めていただきたいと思っております。そのための計画的な施設改修をお願いいたします。

水道料金が平成26年度より改定されました。例月出納検査で指摘しております水道料金の未収でございます。引き続き滞納額削減に努力をお願いいたします。

次に、平成28年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月27日、関係部課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成28年度決算並びに決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。しかし、この比率はあくまで財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの経営指標を参考として、早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

決算審査は、小山町の平成28年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。その審査した範囲において、内容は概ね適正であったことを報告いたします。

以上、平成28年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告いたしました。

報告を終わります。

○議長（米山千晴君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月6日水曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第9号までの平成28年度会計決算9件と議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計10件を一括議題として質疑を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後2時17分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 鈴 木 豊

署 名 議 員 池 谷 弘

平成29年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成29年9月6日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	10番	梶 繁美君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建設課長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	会計管理者兼会計収納課長	池田 馨君
代表監査委員	池谷 浩君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長	鈴木 辰弥君
会議録署名議員	3番 鈴木 豊君
	4番 池谷 弘君
散 会	午後0時04分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 議案第81号 | 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 |

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

日程第1 認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案につきましては、8月30日及び8月31日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規程により、発言の場所について、議員は、最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は、自席で答弁を行うこととしております。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） おはようございます。

それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。順次一問一答で行いますので、よろしくお願いたします。

はじめに、審査意見書10ページの経常収支比率75%以下が望ましい財政構造において、平成26年度から年々指数が高くなってきて、平成28年度においては81.9%と平成26年度より2.3%も上昇していますが、その理由と原因は何か。

また、県内市町の平均はどのくらいになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 経常収支比率の上昇の理由と原因についてであります。扶助費などに充当する経常的な経費が増加していることと、また、町税等の減少により、経常一般財源等が減少したことなどによるものでございます。

次に、県内市町の平均についてであります。平成27年度は84.2%であります。また、平成28年度の県平均はまだ公表されておりませんが、上昇する見込みでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。

それでは、次に、決算書18ページの7款1項1目1節のゴルフ場利用税交付金が昨年より400万円程度減額になった要因は何か。

また、この交付金は2億2,000万円と、町にとっても重要な財源であるが、一部で廃止になるとうわさされていますが、今後も計上されていくのか、その様子をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 減額の要因につきましては、利用客の減少によるものでございます。今後につきましては、不透明なところがございますが、ゴルフ場利用税は本町にとって貴重な財源であることから、ゴルフ場利用税堅持のため、存続に向け活動を行っているところでございます。

また、オリンピック種目への課税問題、消費税との二重課税との意見等もあることから、消費税率改正の際に何らかの動きがあるのではないかと推測をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 今、継続がされるようなニュアンスがありましたが、オリンピックもあるということで、どのような陳情とか要望をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

活動につきましては、ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の加盟市町村と連携をしまして、関係する国会議員等に要望書の提出等をしています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。

では、次に、歳入の3点目になりますが、決算書59ページ21款6項1目2節雑入の備考欄の下から2行目のミニボートピア富士おやま環境整備協力費が昨年度より300万円ほど増加していますが、売り上げや入場者数など、詳細の内容をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ミニボートピア富士おやまの環境整備協力費は、協定書及び覚書に基づき、売り上げの1%を浜名湖競艇企業団から町に納めていただくもので、浜名湖で開催されるレースのほか、平和島等の場外で開催されるレースの売り上げも含まれております。

平成28年度中のミニボートピア富士おやまの売上金額ですが、24億2,983万9,500円で、対前年度比3億1,724万3,700円の増額です。また、総入場者数は7万9,968人、前年度対比1万92人の減であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。

それでは、次に、決算書61ページ21款6項1目2節雑入の備考欄で、道の駅「ふじおやま」と「すばしり」の利用料が増加して喜ばしいですが、昨年と比べてその要因は何と考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 道の駅地域振興センター「ふじおやま」と道の駅観光交流センター「すばしり」の利用料が増えた要因でございますが、まずはじめに、道の駅地域振興センター「ふじおやま」につきましては、前年度2,305万3,244円、前年度決算と比較しますと、約108.8%で204万円余の増額となっております。この要因といたしましては、農村活性化センター「ふじあざみ」を併設して指定管理に出したことで、指定管理者であります株式会社ふじおやまが実施をしました施設のサイン計画や陳列の配置がえ、商品の見直しなどのリニューアル工事がその要因と考えております。

次に、道の駅観光交流センター「すばしり」の前年度の決算額は1,893万7,198円でありました。よって、前年比105.61%という増加になってございますが、この要因としましては、平成28年4月から新たな指定管理期間になったことにより、基本協定の見直しを行い、締結をいたしました。この基本協定の中で、施設販売量の5%相当額または2,000万円のいずれか多い方の額を納付金額として設定したことによるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次から、決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

はじめに、73ページの2款1項2目13節の公共施設等総合管理計画策定業務に313万2,000円をかけて策定したわけですが、その成果と、今後の管理方針をどのように定めたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 公共施設等総合管理計画は、町が保有する公共施設等について、施設に対する安全性の確保、機能性の維持及び長寿命化等を図ることを目的に、総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針を取りまとめたものであります。

これにより、各施設の老朽化の状況、それから維持管理・更新等に係る中長期的な経費や、これらの経費に充当可能な財源の見込みなどの把握ができたところでございます。

次に、今後の管理方針についてですが、先ほども説明しましたとおり、この計画は、施設の管理に関する基本的な方針について定めたものでありまして、個別の施設を対象とした計画は、必

要に応じて個別に策定することになっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 管理方針については分かりました。個別には、また後ということですが、足柄、北郷、須走の支所関係につきましては大分古くなっておりますから、このような公共施設等は管理計画の中ではどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ただいまの質問の、各支所の今後の管理方針ですけれども、昨年度から各支所のあり方研究会というのを庁内の会議で検討してございます。まだ、最終的な結論は出ておりませんが、その会議の中で今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。

それでは、次に、77ページ2款1項4目25節の積立金の備考欄の平成28年度の各基金積立金の財源は9条交付金とふるさと寄附金等を充当したとの説明がありましたが、内容と、今後の各基金積立金の目標値、今年度決算における考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 目標値に対する今年度決算の考えですが、文化財保護基金などの特定目的基金には目標額を定めておりませんが、財政調整基金は総合計画の目標値5億2,000万円であり、標準財政規模の10%程度を目標としております。平成28年度の決算額は6億円余となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に、115ページの2款7項4目19節備考欄の定住促進事業助成金として1,229万円決済していますが、この助成内容と、その成果はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 定住促進事業の助成内容とその成果についてお答えいたします。

定住促進事業助成金につきましては、小山町内に土地を購入される方、居住用の建物を購入される方、その方々に不動産手数料相当額を町内の方については3分の1、最大30万円を助成するものでございます。町外の方につきましては、2分の1、最大50万円を助成する制度でございます。

また、賃貸住宅につきましては、町外の方には5万円、町内の方については3万円以内で助成する制度でございます。合わせて、北駿材を使用した住宅について50万円を助成する制度もパッケージにした助成制度でございます。

定住助成事業はちょうど5年目を経過します。昨年度は93件、1,229万円の助成となりましたが、助成額、件数ともに過去最大の交付をしております。過去にこの制度を利用して小山町に住んだ方々からは、第2子や第3子の誕生という報告を受けておりまして、定住助成と出生率も向上しておりますし、一定の成果があったと考えております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、最後になりますが、203ページ7款2項2目の備考欄（3）の公共施設地区対応事業費4,222万1,959円で、町内各区128件の工事等を実施したとのことですが、平成28年度において何%地区の要望に応えられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 各地区からの平成28年度の建設課要望案件は369件であり、そのうち、この予算で対応した件数は128件で34.7%となります。しかしながら、他の予算会計にて対応を行った件数が5件、建設課職員において作業を対応した件数15件、静岡県に対する要望案件46件、国に対する要望2件を進達した案件が別にありますので、全体で196件となり53.1%となっております。

今後も鋭意、地区の要望に応じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま件数と何%については、5割以上ということで回答がありましたが、この工事を実施するに当たり、どのような採択基準で優先順位を決めているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 要望に対しての優先順位でございますけれども、まずは交通弱者に対しての有利性、それから、通学路としての交通使用、それから地区と地区等を結ぶ幹線道路においての不具合等々でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ございません。結構です。

それでは、以上で終わりにしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） それでは、順次質問をさせていただきます。

まず1点目、審査意見書4ページ(3)の収入未済額、不納欠損額についてであります。

平成28年度は不納欠損額が前年度の3.6倍に膨らみ、1,828万4,000円となりました。また、収入未済額も前年度と比べ約500万円増と、過去3年間で最高額になりました。この主要な要因は、5ページに示されたとおり、収入未済額については国県支出金等の増加が、また、不納欠損額については、町民税個人分と固定資産税の増加が主な要因のようではございますけれども、その分析をどうしているのか。特に不納欠損額の急激な増加は好ましくないと考えますが、どうでしょうか、その点をお伺いします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務課長(大庭和広君) はじめに、国県支出金等の収入未済額増加についてであります。

国県支出金等の収入未済額は、平成29年度に繰り越した事業に伴う補助金であります。平成28年度での増加は特に地方拠点整備交付金事業や臨時福祉給付金事業によるものでございます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長(池田 馨君) 高畑議員の不納欠損についての御質問にお答えいたします。

一般会計におけます不納欠損額は、前年に比べまして1,291万9,000円の増となっております。このうち町営住宅使用料901万3,000円を不納欠損処分したものが、増加した主な要因でございます。

また、町税の不納欠損額も前年に比べまして390万5,000円の増となっており、うち個人住民税、固定資産税の不納欠損額が多くを占めてございます。

町では、滞納解消の見込みのない者の財産調査や生活実態調査などを行い、自主納付を促すとともに、随時差し押さえ等の滞納処分を行っております。

しかしながら、それでも滞納となっているものを不納欠損の対象とし、財産調査等をもとに地方税法に基づく不納欠損をすることが妥当かどうか、個別に判断をさせていただき、該当するものについては税の負担の公平性を保てるように注意しながら処分をさせていただいております。

今後も引き続き不納欠損処分に至らないよう、適正な未収金の管理や滞納整理事務を行ってまいります。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○7番(高畑博行君) 結構です。

2点目の質問です。審査意見書10ページ③の財政力の動向、財政運営の弾力性等についてであります。

この質問は、鈴木議員の質問と重複する点もございまして、質問をさせていただきます。

財政力指数は前年度より0.002ポイントのわずかな減少とはいえ、年々連続低下しております。ま

た、経常収支比率も前年度より1.4ポイント上がり、70から80%程度が妥当とされる数値を上回る傾向にあります。それだけ財政に余裕がないし、弾力性も小さくなっているということでありませぬ。長期計画に盛り込まれた財政の健全化からかけ離れた傾向ではないだろうかと考えるわけですけれども、その点、どう考えているのかお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 議員御指摘のとおり、財政力指数の減少、経常収支比率が上昇しているのが現状でございます。そのような状況の中で、将来的に持続可能な財政基盤を確立するために中長期的視点に立った中期財政計画を策定し、毎年度見直しを行うことで、健全な財政運営を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

3番目の質問です。同じく審査意見書11ページ町債及び債務負担の状況についてであります。

水道事業債を除く町債の現在高はついに100億円を突破しました。平成28年度末の現在高の増加の要因は、特別会計の宅地造成事業と新産業集積エリア造成事業のためでした。ただ、財政全体から見て、この膨らむ債務を心配する町民の声は少なくありません。これに対してどのような見解を持っているのかお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 一般会計及び特別会計の年度末残高合計では100億円を超えておりますが、今定例会で報告いたしました財政健全化法に基づく将来負担比率は、昨年度に比べ15.4ポイント下がり77.3%となっており、将来世代の負担は減少しているところであります。今後も過度に将来世代への負担を増やすことのないよう取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

4番目の質問です。審査意見書23ページ使用料及び手数料についてであります。

使用料及び手数料の総額が前年度対比で4,148万3,000円の減額となっております。昨年度より不納欠損額が大幅増加した理由は、町営住宅使用料の滞納者の精査をし、不納欠損処理したためのものですけれども、使用料及び手数料の収入済額全体の減額は主に何が原因なのかお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 使用料及び手数料の減額の主な要因は、平成28年度から多子世帯の幼稚園に通う第2子以降無料、保育園に通う第2子半額及び第3子以降無料化に取り組んだことからであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

5番目の質問、審査意見書25ページ寄附金についてであります。

寄附金の大幅な伸びは、ふるさと寄附金18億1,665万7,000円が主なものですが、ふるさと寄附金を使った主な事業とその金額を紹介いただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ふるさと寄附金として寄附をいただく方には、小山町を金太郎のような元気なまちにするため、3つの取り組みから寄附金の使い道を選択していただいております。

1つ目の、小山町を元気にする金太郎大作戦の展開への寄附金は、主に総合計画推進基金に積立をしております。

2つ目の、富士山頂と金太郎のまちのふるさとづくりへの寄附金は、金時公園の整備事業などに充てております。

3つ目の、登録有形文化財等の保全・活用への寄附金は、豊門公園の修景事業や森村橋修景・復元事業などのために、文化財保護基金に積立をしております。

なお、ふるさと寄附金は一般財源扱いですので、各事業の一般財源の一部として使われていると御理解をいただければと考えます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 一般財源ということで、その詳細な金額は示せないということですが、一番多く充当したといいますか、そういう事業はどれなのか、お答えいただけるでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 寄附の申し込みの内訳ですが、一番多かったのは指定なしが約半数を占めております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（高畑博行君） その回答ではなくて、何に使ったかということで、どれが多かったかという質問なわけですが、お答え、もしいただければいただきたいというふうに思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ただいま申し上げましたとおり、寄附の指定が指定しないということになっておりますので、それにつきましては一般財源化です。したがって、どの事業に幾ら来たというのは判断できませんので、一番多く充てた事業が幾らかというのは、ちょっと判断ができないところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

6番目の質問です。主要な施策の成果と予算執行状況報告書10ページから質問いたします。お達者度向上プロジェクトについてであります。自分が所属する所管の内容ではありますけれども、総括的な質問ですので、この場で質問をさせていただきます。

お達者度向上プロジェクト事業として4つの重点事業を展開したと説明していますが、なかなかお達者度が上がりません。今回、新聞紙上で公表されたデータでは、小山町は男女とも県下最下位でした。健康増進課を中心に様々な取り組みをして、頑張っておられるわけですが、何年も功を奏していない結果となっているわけで、根本的な見直しと方策の変更も含めた戦略の立て直しが必要に思うんですけれども、その点をどう捉えているのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） お達者度向上プロジェクト事業についてお答えいたします。

残念ながら、先日、県が発表いたしました平成26年のお達者度は最下位でございましたが、死亡率と要介護者数により算出されるこの数値につきまして、短期に変化するものではないという認識をしております。だからこそ、町民の皆様の健康寿命を延ばそうという意識啓発が必要と考え、数々のお達者度向上事業に取り組んでいるところでございます。

お達者度が低い要因の分析においても、重点疾患となっているのは、脳血管疾患や心疾患でございまして、そのもとになっているのは高血圧を主としたメタボリックシンドロームでございまして、

そのため、これらの対策と啓発活動は大変重要であり、今後も4つの重点事業は長期的視野と創意工夫によりまして展開し、健康長寿を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

それでは、歳出に関する質問を2件させていただきます。

決算書86、87ページ2款1項7目電算管理費に関してであります。

説明欄の細々とした質問はしませんが、町の電算システムについて質問します。近年、サイバー攻撃等の問題が取り沙汰され、自治体のデータ管理の安全性や情報流出が心配されるわけですが、外部からの侵入をブロックし、内部データとネットとの切り離しやウイルス対策のためのUSB使用制限など、どうなっているのか。また、職員教育の徹底は図られているのかについて質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） はじめに、インターネットと事務用ネットワークの切り離しについて

ですが、現在は物理的に切り離し、分離しており、インターネットとの接続はできない状況となっております。

次に、USBの使用についてですが、小山町情報セキュリティポリシーにおいて、USBを利用した機器の接続は承認が必要となっております。また、USBメモリや外部記憶媒体の利用については、職員研修等でその危険性を周知した上で、手順書によりウイルスチェックを実施し、利用することとしております。

次に、職員教育の徹底についてですが、昨年11月、本年1月に臨時職員等も含めた全職員及び学校教職員を対象に、セキュリティポリシーに関する研修会を延べ9回実施いたしました。また、本年5月には、情報セキュリティ対策に関する研修会を延べ13回実施し、事務用ネットワークを利用する全職員への徹底を図っております。

今後も新規採用職員への研修のほか、年に1回は全職員を対象にセキュリティ対策に関する研修会を実施することとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

最後に、決算書209ページ7款2項5目防衛施設道路整備事業費についてであります。

防衛施設道路整備事業費の執行率が47%という説明がありましたが、大変低い執行率のように思います。道路改良舗装の繰越明許が主な原因だとは思いますが、そうなった理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 7款2項5目防衛施設道路整備事業費の決算額は5,941万4,000円で、執行率は47%であります。繰越明許費6,523万円を除いた執行率は99%となります。

この事業は、防衛省からの補助である民生安定施設整備事業補助金、いわゆる防衛8条の補助金事業として、町道3866号線の舗装補修事業をしているものであります。

防衛省の事業が国費の債務負担事業として年度をまたぐことに対し、繰越明許費を組み、対応しております。平成28年度の予算におきましても、平成28年9月議会において、小山町一般会計補正予算第2号で繰越明許の承認をいただき、事業を平成29年度までの事業として進めておりました。

なお、この事業につきましては、平成29年6月29日に完成し、繰り越しいたしました予算も執行しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） ありません。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 池谷 弘君。

○4番（池谷 弘君） 本日は5件質問させていただきます。

まず1件目でございます。審査意見書6ページ財政調整基金についてでございます。

財政調整基金の積立が1万2,000円、取崩額は1,190万6,000円でありました。財政調整基金の積立が少ない理由と、基金の目標はどの程度か伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 財政調整基金の目標額は、総合計画で平成31年に5億2,000万円となっているところであります。

平成28年度では目標額に達していることもあり、積立を行わなかったところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 結構です。

次に、決算書59ページ、61ページ、この件につきましては、鈴木 豊議員と若干重複するところもありますけれども、質問させていただきます。

ミニポートピア富士おやまの環境整備協力金及び道の駅地域振興センター利用料、道の駅観光交流センター利用料は、売り上げのそれぞれ1%、5%であります。協力金・利用料がここ数年アップしているのかどうか、また、特に町として売り上げアップにどのような支援をしているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ミニポートピア富士おやまは、平成27年3月24日にオープンをいたしましたので、環境整備協力金につきましては、平成27年度と平成28年度の比較しかできませんが、平成28年度の決算額は2,429万8,000円で、対前年度比317万2,000円余の増額となりました。

なお、町といたしましては、売り上げアップに支援していることは特にございませぬ。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」の利用料のアップについてでございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、それぞれ利用料については増額しております。また、その増額した要因についても、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

この中で、売り上げアップの支援ということでございますが、指定管理の目的としまして、施設運営を効率的かつ効果的に行うために、民間のノウハウを活用して指定管理を行っているということがございますので、町が直接的に売り上げのアップに対して支援をしていることはございませんが、施設の認知度を高めたり、案内をしっかりとするという意味で、国道への案内看板の設置、それから、各イベント、それから観光案内のパンフレットの配布等で認知度を高めて、道

の駅の利用者の増加を図っているところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 再質問です。

特に道の駅、ミニポートピアもそうなんですけど、せっかく小山町に来ていただいて、この売り上げが小山町の財政にも大きな影響を与えていると思います。過去にこの道の駅については、それぞれの要望を当局側と相談をして聞いているというようなこともありますので、そのように各事業者から意見交換会等というようなことを、今後検討する気があるのかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

指定管理者との意見交換という御質問でございますが、現在、年4回、指定管理者と調整会議を開催しております。その中で、指定管理者の中からの要望、そして町からの要望等をすり合わせして円滑な運営に努めているところでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、決算書61ページ、119ページ、ロケ支援事業補助金についてでございます。

61ページの雑入のフィルムコミッションロケ協力費は71万8,000円であり、また、119ページにございますロケ支援事業補助金は500万円です。事業補助金はどのように使われ、また、地域創生加速化事業ということですので、今後、このロケ支援事業補助金の補助の可能性があるのかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） フィルムコミッションロケ支援事業補助金は、NPO法人小山町フィルムコミッションへの補助金でありまして、フィルムコミッションの事業収益等と合わせた収入によりまして、職員の人件費、事務経費、施設維持管理費等の費用に充てられております。

今後の補助の可能性についてですが、今までどおり補助金として支出するか、もしくは現在、小山フィルムファクトリーの管理・運営を指定管理者制度へ移行するための準備を進めており、指定管理者の指定について、議会の議決が得られれば、指定管理料として支払うことを考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 結構です。

次に、決算書219ページ南藤曲団地建設についてでございます。

小山町では、定住人口増を進めております。この南藤曲団地は、町営住宅ということもありま

すけれども、所得制限等をしないで小山町に住みたい人が入居できるようなことを考えているかどうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 現在、建設を進めております南藤曲団地の新設の住宅につきましては、公営住宅法に基づいた住宅として建設しておりますので、所得制限を外すということは、なかなかできないわけですが、募集に当たっては町外の方に広くアピールして、人口増に寄与するよう入居の募集をしていきたいと考えております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） ありません。最後に、主要な施策の成果と予算執行状況報告書30ページでございます。小山町DMOについて質問させていただきます。

小山町DMO構築の現状はどのようになっているのか。また、DMOは広域的に進めた方が効果的と考えておりますが、広域化の考えはあるのか。最後に、観光関係者や町民へこのDMOのPRをどのように進めていくつもりなのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 小山町DMOの構築の現状はということですが、平成28年度中は小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけをしまして、本年1月に小山町、小山町観光協会、小山町商工会などで構成します、仮称でございますが、小山町観光推進協議会を組織しまして、観光庁が進めています日本版DMOの候補団体として登録されました。

登録の区分としましては、単独市町村の区分を基本とします地域DMOとしておりますが、町内の宿泊施設、観光施設や観光資源を活用することを基本として、近隣地域との連携を図り、観光客の周遊性を高めて集客に努めていきたいと考えております。

今年度におきましては、国の地方創生推進交付金を活用しまして、小山町観光協会内に小山町DMO推進準備室を設け、業界に精通した人材を活用して稼ぐ観光を引き出すためのマーケティング調査や、試行的な事業を実施しているところでございます。これらの事業を実施することで、DMOへの取り組みを周知していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 了解しました。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、ちょっと小さいことですが、3件質問させていただきます。

まず最初に、主要な施策の成果と予算執行状況報告書の10ページでございます。施策の成果の中で、健康づくり・地域医療において「妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援事業を

実施し、妊産婦の声を聴く等によって、相談ニーズの把握ができ、支援や継続相談につながった。助産師による妊婦・子育て相談38回／年73件（うち妊婦電話相談18回19件、子育て相談20回54件）」とあります。この中で、助産師の数をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 助産師による妊婦・子育て相談につきましてお答えいたします。

妊婦電話相談では、在宅助産師1名が母子手帳交付後の体調の変化や様子などを、妊婦さんの都合の良い時間に電話で聞き取り、相談に応じております。

子育て相談につきましては、在宅の助産師2名が対応をしております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） その中で、この相談について、期日とか時間の指定というのはございますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 期日と時間の指定についてでございますが、これらは助産師等の予定もあることから、指定をいたしまして予約制により実施をしております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） この少ない数の中で、妊産婦の相談というのは、核家族になってなおさらその相談件数というのが増えると考えております。まして、今、産休、育休、これがございまして、それが十分とれるところであれば、日中の相談というのは可能なんですけれども、なかなかとれていないところもあると思います。今後、時間外等での相談の対応というのを考えていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 議員御指摘のとおり、妊婦さんにつきましては働いている方ですとか、多種多様な方がございます。平成26年度より、少子化対策の一貫といたしまして、助産師による電話の相談等、これは時間等を妊婦さんの御都合に合わせて、随時実施をしていくことですので、今後もそれを継続して充実をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（渡辺悦郎君） ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。決算書、歳出228、229ページ8款1項5目18節、この中で着脱式車いす緊急避難装置というのがございます。この数量と保管場所について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 着脱式車いす緊急避難装置についてでございます。

数量につきましては、8台購入しており、保管場所につきましては、谷戸防災倉庫にて保管を

しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。230、231ページ8款1項6目13節J－A L E R Tの設備保守点検についてであります。

先日、北朝鮮のミサイル発射事案というのがありまして、このときに静岡県では、J－A L E R Tは発動されておられません。しかしながら、北海道の方において、システムに不備があったというような報道がなされております。

そこで、質問いたします。本予算での点検はどのような点検なのか。また、今の点検での問題点があれば伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） J－A L E R Tの設備保守点検についてでございます。

点検目的でございますけれども、機器が常に良好な動作状態を保つための当該機器の精密点検でございます。また、点検結果ですが、運用機能に支障がないと報告を受けておりますので、問題はないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。

ありがとうございます。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 本日は、7件について質問させていただきます。

まずはじめに、総務課関係の質問をさせていただきます。

決算書69ページ1款1項1目事業の1です。職員の人件費についてお伺いします。

平成28年度は商工会、道の駅「ふじおやま」、観光協会、静東森林経営協同組合の4つの事業所に派遣・出向している方がおられました。この方々の給与と手当を含めた全額を教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 4つの事業所に派遣、研修へ行っている方の合計額は3,300万円余となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

2番目の質問に入ります。今日は、監査委員さん大変御足労をかけまして、ありがとうございます。監査委員さんに御質問します。かつては商工会とか、観光協会には、これがいいか悪いかは知りませんが、退職職員が出向いておりました。今回は現職が行っているということで、このことについて、商工会、道の駅「ふじおやま」、観光協会、静東森林経営協同組合へと出向している、あるいは派遣していたことについて、当局に何かの具申をされたかどうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○代表監査委員（池谷 浩君） 監査時におきましては、意見等は出ませんでした。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。ありがとうございます。

では、決算書の137ページの歳出についてお伺いします。3款2項1目事業2、13節。これ、住民福祉課の関係になります。

訪問理美容サービス事業の支出が2,000円でありました。当初の予算も少ないのですが、何人の利用があったのか。また、この美容師については、どのように確保がされ、申し込み等についてはどのような利便性が図られているのか、また、工夫がされているのかをお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 当事業は、小山町訪問理美容サービス事業実施要綱に基づき、要介護4以上に認定されており、理髪店または美容院へ出向くことが困難な方を対象とし、1回の利用につき2,000円を補助するものであります。昨年の利用者は1人であります。

美容師の確保につきましては、静岡県理容生活衛生同業組合御殿場支部及び静岡県美容生活衛生同業組合御殿場支部と委託契約を締結しておりますので、十分な理美容師を確保していると考えております。

申し込み等につきましては、ケアマネージャーが申請を代行しておりますので、利便性についても問題ないと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 利用者が少ないということで諦めてしまうようなことがないように、今後もこれを続けていただきたいと思うんですけども、この事業を続ける予定はあるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） この利用者につきましては、要介護4以上で在宅の方というのが

想定されておりますので、もともとの対象者そのものは余り多くないと考えております。

ただ、そういう方もいらっしゃると思いますので、この事業につきましては継続をしていきたいと考えております。

以上であります。

○5番（**藺田豊造君**） 次に、4番目の質問です。決算書の143ページ3款3項1目事業の4、23節母子家庭医療費の助成過誤がありました。返納金は13万4,000円でしたが、どのようなことから、このようなことが生じたのか。

ついでに、何件、何人にこれを返納したのか、お尋ねいたします。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（**長田忠典君**） 昨年の10月に医療費助成受給者の1名が平成23年分から平成27年分の所得税の修正申告により、税区分が非課税から課税に変更になりました。

それに伴い、受給資格がなくなり、平成24年度分から過誤納付が発生し、町に過年度分を返納してもらいましたが、医療費助成の2分の1に対しては静岡県が補助をしておりますので、その2分の1を町を通して返納するために支出したものであります。

以上であります。

○議長（**米山千晴君**） 再質問ございますか。

○5番（**藺田豊造君**） ありません。

次に、5番目の質問です。235ページ歳出の9款1項2目事業の2、19節富士登山ツアー受入事業交付金についてでございます。姉妹都市（福知山市）小学生交流交付金80万円、それから中学生ですか、200万円、合計280万円の運用方法ですけれども、この交付金についてはどのようなことにおいて交付されているのか。それから、どこへ交付されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（**長田忠典君**） 富士登山受入事業は、小山町と姉妹町である岡山県勝央町、観光友好都市である京都府福知山市、災害時相互応援協定都市である茨城県北茨城市、兵庫県三木市、この4市町の小学生、中学生を小山町に招いて、富士登山であったり富士山学習により交流を深めることと、世界文化遺産の富士山を理解してもらおう機会を持っていただくよう、平成25年度から始めた事業であります。

昨年は7月24日から26日の3日間行いまして、この事業を行うに当たり、参加児童生徒などからも負担金をいただいておりますが、交付金は町内の旅館等に泊まらせていただいております宿泊代などの経費に充てております。

また、福知山市小学生交流事業につきましては、小山町の小学生26人が昨年は8月6日から8日の二泊三日で福知山市を訪れ、福知山市についての理解を深め、交流を図るために平成28年度から始めた事業であります。交付金は福知山市までの交通費などに充てております。

いずれも交付金ということで、それぞれ実行委員会を設けて、実行委員会の中で収支を行っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 今年も町長をはじめ、役場の職員など、大変御協力願い行われたようですが、今後もこのような事業を継続していくという予定があるのか。それから、どのような方法で継続していくのか、それらをお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 富士登山の受入事業、また、福知山市の小学生の交流事業につきましても、今年度行ったところであります。富士登山の受入事業につきましては、今年度以降も、引き続き行っていきたいと考えております。

また、福知山市の小学生交流事業につきましては、福知山市さんの方にいろいろお世話になっておまして、福知山市さんからは、一応3年を目途にとの計画となっております。昨年度から始めておりますので、来年度がちょうど3年目を迎えます。その3年目を迎えましたら、福知山市さんと協議させていただいて、その後につきましては検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 大変有意義な事業であり、小山町を知ってもらうためにも、また、子どもの体力向上のためにも大変いいと思っております。是非とも続けてください。以上です。

6番目の質問に入ります。中学校管理運営費のことについてお伺いします。決算書の245ページ9款3項1目事業2の14節でございます。

中学校管理運営費の土地借上料ですが、1,466万2,000円について、3月定例会において買い上げの検討をしたかどうかという意見がありましたが、その後、この状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 3月定例会におきまして、地権者の意向を確認すると申し上げておりますが、現在までのところ、まだ確認をしておりませんので、今後、進めていきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

7番目の最後の質問に入ります。決算書の241ページ9款2項1目事業3、13節、同じく247ページ9款3項1目事業3、13節、小学校や中学校で、いろいろな健康管理を行っておられるということです。昨年いろいろやっていただいたようですけれども、その健康管理費18万5,000円が

支出されました。この検査によって未然に疾病、疾患などがどのくらい発見されているのか。また、この疾病、疾患は増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかをお答えください。それから、発見された場合、このケアをどのように指示、指導されているのかを、併せてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

各検査、健診とも疾病等の早期発見等に大変重要であると考えております。検査対象はいずれも全校児童・生徒であり、まず、心臓病検査におきましては、二次検査まで行い、二次検査でも異常がある場合は、指定する病院での受診を指示しております。平成29年度の二次受診者、異常者につきましては11人ございました。

続いて、尿検査は3次検査まで行い、所見があった場合は医療機関への受診勧告を行っております。尿検査におきましては、今年度は1人異常者がございました。

結核検診におきましては、内科検診及び問診から検討の必要があると判断された場合は、結核対策委員会にかけてエックス線撮影を実施し、異常があった場合に医師への受診勧告を行っております。平成28年度は、1人対象者がございました。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 増加傾向かどうかの答弁がされていないが。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 増加傾向につきましては、過去5年、その人数は1桁台を推移していきまして、大幅な増減はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ケアについては。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） ケアにつきましては、先ほども申し上げましたが、指定する病院での受診、それから医療機関への受診勧告等を行って、必ず医師の診断を受けるよう、強く指示しているところであります。併せて、学校にも対象者や受診者を知らせて、学校からの指導もお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） ありません。

是非ともこの事業は注意深く続けていってほしいと思います。よろしく申し上げます。

質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は3件質問をさせていただきます。

はじめに、決算書の59ページ21款6項1目2節のミニポートピア富士おやま環境整備協力費についてですが、内容については先ほど答弁をしていただきましたので、視点を変えて質問をさせていただきます。

現在、国ではカジノ建設について、ギャンブル依存症が問題視され、検討されております。そのようなことも踏まえて、今後、ミニポートピアに対して啓発はどのようにされていくのか。また、運営に関して問題点が上がっているのかどうかをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） ミニポートピア富士おやま環境整備協力費についてであります。浜名湖競艇企業団ではミニポートピア富士おやまの周辺地域と調和及び共存を図るため、必要な事項において協議及び調整することを目的といたしまして、毎年度環境整備対策協議会を開催しております。その協議会からは、オープンから現在までの2年数か月間、運営に関する問題点は特にないとの報告を受けておりまして、町にもミニポートピアに対する苦情等が一切ないことから、啓発活動等については考えておりません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 結構です。

それでは、2件目です。決算書の107ページです。2款7項1目事業（4）の富士山巡礼路特定調査研究負担金50万円とありますが、この調査研究の成果についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） この事業は、ユネスコ世界遺産委員会から富士山地域への来訪者が構成資産間の関係性、つながりを理解できるよう、巡礼路の特定を行うようにというような勧告がなされ、平成27年度から県と町が連携しながら継続実施をしている事業でございます。

平成28年度では、巡礼路を特定するため、野中神社の祭礼や須走地区における聞き取り、富士山信仰関係資料などの調査業務を実施し、このほか、富士山須走口登山道等現況図を作成いたしました。

なお、この調査事業は4年間で実施いたしまして、平成30年度に報告書を取りまとめて完了する予定でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） それでは、再質問をさせていただきます。

ほかの市町からの負担金というのはあるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 先ほども申し上げましたとおり、この事業は静岡県と共同して行っております。したがって、静岡県と小山町の負担金で行っている事業でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ありません。

それでは、最後の質問です。主要な施策の成果と予算執行状況報告書の8ページの一番下になります。公園・緑地整備の推進について質問をさせていただきます。

施策の成果として、豊門公園修景基本設計業務、金時公園整備工事実施設計業務等を実施したとありますが、地元への説明会などで住民からどのような意見が出され、また、その意見について町の対応はどうされたのかをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） これまでの経緯を含めてお答えさせていただきます。

豊門公園につきましては平成25年度から、金時公園は平成24年度から地元の方々を中心として、ワークショップなどを数回開催しております。

そこでの御意見の内容は、公園の活用方法、それから公園整備の内容、周辺施設との連携、施設の維持管理についてなど、多岐多様にわたるものであります。その一例としまして、豊門公園については花畑の拡大や活用、それから建物の補修など。金時公園につきましては、三世代ふれあいの場を造る、ジャンボ滑り台を設置する、土俵を常設するなどがありました。それらの御意見等を踏まえて、両公園ともに基本設計へと進めたものであります。

昨年度から今年度にかけては、公民館、それから現地において説明会を実施しましたが、そこでの御意見、御要望等は植栽に関するもの、それから樹種、木の種類になりますけれども、それらに関するもの、管理方法についてなど、比較的詳細な事柄について主に意見をいただいております。それら御意見、御要望に対しましては、これまでのプロセスを考慮しながら、公園整備の基本的なコンセプト、また工期等に影響しない範囲で、可能なものについては検討の上、対応をする考えであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

現場の声というのは本当に大切です。しっかりとその意見を聞いた上で、礼節ある対応をしていただきたいと思います。再質問は、今後も定期的に説明会を行う予定はありますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 説明会について、改めて今後行うということは、今のところ考えておりません。

以上であります。

○11番（池谷洋子君） それでは、以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 決算書の関係で、歳入を3件、歳出について4件御質問申し上げたいと思います。

まず、決算書42、43ページ16款2項5目2節観光費県補助金の備考欄、富士山後世継承事業費補助金145万8,000円とありましたが、どのような事業に対して、この補助金が交付されたのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

富士山後世継承事業費補助金につきましては、決算の補足説明でも御説明いたしましたが、決算書の191ページ備考欄（4）の富士山観光事業費の13節富士山須走ルート巡視業務に全て充当してございます。この巡視業務の業務内容でございますが、富士山の夏山開山期間中、五合目から八合目までの登下山道におきまして、屋外排せつ物やごみの回収、または屋外排せつ物の抑制のための巡視等を目的として、登下山道の巡視を行ったものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 巡視業務に当たられた方は、これ、公募か何かで集められたわけですか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 再質問にお答えいたします。

これにつきましては、町が公募したわけではございませんで、富士山に精通している団体に対して、この業務をお願いしたものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

○2番（佐藤省三君） はい。

それでは、続いて2番目の質問に移ります。決算書58、59ページ21款6項1目2節富士山須走口五合目トイレ使用協力金225万1,236円とありますが、昨年度の年間使用人数について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 五合目トイレの使用人数についてお答えいたします。平成28年度の実績は2万3,993人でありました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） その1回の使用協力金というのは、金額の目安というのはあるんでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長（池谷精市君） 再質問にお答えいたします。

協力金でございますが、1回の使用については200円をお願いしてございます。使用人数が2万3,993人ございましたので、金額で比較しますと、約46.9%の協力という形になります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

3問目に移ります。決算書60、61ページ21款6項1目2節雑入に健康福祉会館太陽光発電システム料金200万3,161円、同じく須走小学校太陽光発電システム余剰分受給電力料金6,218円とあります。それぞれ売電収入の根拠について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 太陽光発電システムで発電した全ての電力を売電しております。金額の根拠でございますが、発電システムで把握しました年間の発電量5万7,962キロワットアワーと固定買取制度によります売電単価34.56円から算出をしております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 須走小学校太陽光発電システム余剰分受給電力料金につきましては、その名のとおりに、1日の発電において余剰電力が発生した場合に1キロワットアワー当たり、単価といたしまして43円20銭の単価で買い取っていただいております。平成28年度の余剰電力は144キロワットアワーになりました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 須走小学校の場合は、それでは、余剰分以外は、そのときに、その日に使用しているということでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、その日のうちに使われているということでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

○2番（佐藤省三君） はい。

それでは、4番目、決算書106、107ページ2款7項1目（3）地域公共交通活性化事業費、19節自主運行バス負担金6,086万4,472円とあります。昨年度の利用者の述べ人数を伺いたいと思います。そしてまた、利用促進の対策についても伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 平成28年度の年間乗車人数でございますが、須走ルート、足柄ルート、桑木ルート、循環コース、湯船・柳島コースの5路線で、延べ2万6,971人の利用がありました。

利用促進対策といたしましては、今年度、路線バス、コミュニティバス、実証実験バスなど、

現在、複数ある時刻表をまとめて、見やすい統合バスマップの作成を計画しておりまして、分かりやすく利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスから路線バスなどへの乗り継ぎに対する100円割引の実施や、シルバー人材センター定期券購入に対する助成等を引き続き実施し、利用促進に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

続いて、5番目の質問に移ります。決算書180、181ページで5款2項1目（3）森林整備事業費、18節備品購入費、囲いワナ129万2,490円、センサーカメラ2万8,620円を購入しております。主要な施策の成果と予算執行状況報告書では、全体でイノシシが98頭、シカが132頭を捕獲したとありました。このうち、シカの捕獲数はちょっと減少しているようですが、囲いワナで捕獲した頭数は何頭なんでしょうか。また、囲いワナとセンサーカメラの効果と現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） まず、囲いワナによる捕獲頭数でございますけれども、今回、初めて林業整備事業として実施しましたが、成果としては2頭でございます。ワナとセンサーカメラの効果につきましては、センサーは囲いワナを設置する前に、候補地選定段階あるいは設置後の鳥獣の動態を把握する目的で使用しました。この結果、適正な位置でワナを設置したことで、2頭が捕獲できたと思います。

さらに、今回、森林事業として猟友会の指導を受けながら、林業事業体の新しい担い手として育成することを目的としておりますので、この目的は達成できたので、これが成果であると考えております。

次に、現在の運用状況でございますが、囲いワナ等の誘引捕獲は、原則として冬季の餌のない時期に行うことが効果的であると考えております。よって、今、囲いワナは作動させておりません。ただし、センサーカメラにつきましては、鳥獣の動態把握を目的として、現在、林内において作動中でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） センサーカメラの映像というのは、どのようにして確認されるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

センサーカメラにはSDカードが内装してございまして、鳥獣が通ったときに作動して撮影しております。これを定期的に林業事業体がデータを吸い上げに行くということで、後確認になり

ますけれども、そこで確認をしております。

以上です。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

続いて、6番目の質問に入ります。決算書204、205ページ7款2項4目公共道路整備事業費は、支出済み額が5億8,876万2,745円、64%の執行率ということでしたが、繰越明許分もあるということで、この執行率についてでなくて、平成28年度、何本の道路工事が対象となったのか。そしてまた、工事の進捗状況、これを伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 公共道路整備事業費での工事対象路線は、役場前町道1063号線、新東名高速道路建設に伴う側道整備事業の町道3975号線、足柄スマートインターチェンジへのアクセス道路事業の町道2315号線、町道2316号線、町道2414号線の計5路線でございます。

進捗につきましては、町道1063号線は、役場前から忠霊塔までが完成し、町道3975号線は、高速道路本線の工事との関連から、工食用道路として使用しながら、平成32年度に全線開通する予定でございます。

足柄スマートインターチェンジアクセス道路事業の3路線は、本年、平成29年9月には全て完了いたします。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 分かりました。

最後の質問をいたします。決算書214、215ページ7款4項2目（2）都市計画費、13節菅沼地区区画整理調査399万6,000円について、区画整理調査の内容は怎么样了のかということです。道路分、あるいは宅地分の区分け、あるいは宅地の区画数はどれほどか。そしてまた、この区画整理についての周辺への説明はどの程度行いましたか、伺います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 平成28年度におきましては、区画整理に先駆け、町道足柄三保線整備の検討を行ったところであります。内容としましては、足柄三保線に係る道路予備設計、道路実施設計などの業務委託を実施いたしました。

区画整理の具体的計画の作成には至っておりませんが、今年度においても出前講座を開催するなどし、住民の方々の御意見をいただきながら、引き続き検討していきたいと考えております。

また、道路整備の説明会につきましては、本年7月31日に開催したところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） それでは、2点ほどお伺いをいたします。

111ページ2款7項3目の13節ですけれども、これは、大事な調査かと思いますが、駿河小山駅周辺の調査業務が昨年行われました。私の記憶間違いかもしれませんが、これについての調査の結果を、まだ聞いていないと思います。それと、もし概要が分かりましたら、この整備手法はどういう整備手法で行っていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 遠藤議員の御質問にお答えします。

調査結果の概要についてでございますが、内陸フロンティア推進区域に指定されております駿河小山駅周辺地区におきまして、地域資源を活用した駅周辺の活性化及び賑わい創出のための基本構想の策定をしたものでございます。

内容ですけれども、現状分析から見た町の課題を整理した上で、駅周辺の土地利用の方針や拠点づくり、町並み景観の誘導等の検討を行うとともに、民間活力を導入した場合の手法及び事業化等について検討し、取りまとめを行ったものでございます。

次に、整備手法でございます。整備手法に関しましては、策定した基本構想及び引き続き今年度を実施します基本計画の業務等におきまして、官民協働方式やPFI、SPC方式などの官民連携手法を視野に入れながら、企画、運営方式等の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 再質問いたします。

整備手法の関係で、これから基本計画ですか、こちらもやられるということですのでけれども、当初の調査業務についての報告というのは出されるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

昨年度までにおける基本構想につきましては、内容としては、まだ成熟していないということで、今年度の基本計画と合わせて、計画がより具体化した時点で、公表等について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

決算書の歳出ですけれども、161ページの4款2項1目の環境基本計画調査費ですが、環境基本計画の調査を定期的に行っているものなのか、あるいは一時的なものなのか、いずれにしても調

査結果の概要について御説明をいただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 環境基本計画調査の御質問についてお答えいたします。

まず、この事業の目的は、小山町環境基本計画が目指す環境像の4つの柱のうち、きれいな水と空気、安全な生活環境という柱と、自ら学び、考え、行動する町民という2つの柱の実現に向けて実施した事業であります。

事業の内容は、小学生12名が参加し、河川に生息する生物を調査し、その生物の種類を指標として、河川の水質を総合的に評価するための事業です。

夏休み期間中である昨年8月3日、鮎沢川支流の足柄小学校裏、地藏堂川において、小学生が生き物を採取し、委託事業者の指導のもと、捕まえた生き物の観察と分類、リストの作成を行いました。サワガニやカワニナなどの甲殻類のほか、トンボの幼虫やトビケラなど46種の生物が確認され、環境省が検討している日本版平均スコア法という方法により、採取された生物の種類などから、6段階中きれいな方から2番目の階級であり、きれいな水という評価が出ております。

また、この事業の継続につきましては、今年度も河川の場所を変えて実施しているところです。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 非常にいい事業じゃないかと思いますが、これについての公表というのはなされないのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（杉山則行君） 再質問にお答えします。

結果につきましては、まとまった形で事業者からの報告を受けております。公表につきましては、今年の結果もまとまってきておりますので、今後、ホームページを使って公表してまいります。

以上でございます。

○1番（遠藤 豪君） 再質問じゃないんですけれども、ぜひ結果について、例えば広報おやまであるとか、いろいろな方法で町民の皆様にお知らせすることが非常に大事じゃないかと思っておりますので、ぜひ結果の公表についてもお願いをさせていただいて、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

-
- 日程第2 認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第3 認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第4 認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第5 認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
日程第6 認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第7 認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第8 認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第9 認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第10 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第9 認定第9号までの平成28年度特別会計決算8件及び日程第10 議案第81号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の9件については、一括質疑とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第81号までを一括議題といたします。

本議案につきましては、8月30日及び8月31日の本会議において町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。会計ごとに順次発言を許します。

下水道事業特別会計。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 下水道事業特別会計に関して、審査意見書の51ページの加入率等から質問をさせていただきます。

以前から、須走地区だけの下水道に一般会計からの繰り入れを高額していることに対する様々な声を耳にします。浄化センター等を維持管理していくために、受益者負担の考えから、須走の人口減少は無視できません。

前年度の同じ資料で比較すると、加入人口で82人、加入戸数で7戸の減です。人口比の加入率、加入戸数はともに昨年度より上昇していますが、加入促進や加入率の向上は避けて通れません。そこをどう改善していくのか、そのお考えをお聞かせ願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 現在、下水道への加入促進については、未接続世帯に対し加入促進を行っておりますが、家屋の建てかえやリフォーム時に下水道へ接続される世帯が多いのが現状であります。今後も未接続世帯に対し個別訪問等の加入促進を実施し、接続率の向上に取り組んでまいります。

また、下水道使用料の収納率向上については、会計収納課収納推進室と連携を図り、収納率の向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

○議長（米山千晴君） 次に、新産業集積エリア造成事業特別会計。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 新産業集積エリア造成事業特別会計に関して、総括的な質問を、審査意見書53ページ用地取得率に関して質問させていただきます。

地権者への用地補償説明会を開催し、人格数ベースで98.1%の用地を取得したとありますが、面積ベースでは何%の用地取得がなされたのか教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えします。

面積ベースの用地取得率でございます。用地全体面積34.9ヘクタールに対しまして、取得済みの用地面積が32ヘクタールとなります。したがって、面積ベースにしますと91.7%の取得率となっております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（高畑博行君） 終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、水道事業会計。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 水道事業会計の決算書29ページ1款1項2目の資本的支出の建設改良費において、工事請負費2億6,526万1,000円で、老朽施設の更新や耐震化推進の工事などを行っていると思いますが、老朽施設や耐震化推進の工事は、平成28年度当初に施工延長2,633メートルを計画していると伺いましたが、平成28年度末までにどのくらい実施されたのか。

また、全国的に地震などが多く発生しているので、心配されます。平成28年度末現在、老朽施設や耐震化施設は、あとどのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 平成28年度において施工いたしました老朽施設や耐震化推進における工事延長は、計画しておりました2,633メートルに対し、2,956メートルの工事を実施いたしました。

老朽施設や耐震化施設は、あとどのくらいあるかについてであります。水道管につきましては、総延長165.3キロメートルのうち、耐震化された管路は36.5キロメートルで、耐震化率は22.1%となっており、今後、老朽管を含め、耐震化すべき管路延長は統合いたしました旧滝沢簡易水道の排水管路を含め128.8キロメートルとなっております。

また、配水池につきましては、23施設のうち耐震化された施設は6施設で、耐震化を検討する

施設は、旧滝沢簡易水道の施設を含め17施設となっており、耐震化率は26.1%となっております。

今後も、安全で安定的な水道水の供給を図るため、上水道第6期拡張事業計画に基づき、施設の更新や耐震化に積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ではございませんが、今後、地震等が起こる可能性はあると思います。積極的に進めていくとおっしゃられておりますが、耐震化を早急に進めてもらうことを要望して、私の質疑を終わりとします。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1

項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月8日金曜日 午前10時開議
通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時04分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	米	山	千	晴
署	名	議	員	鈴	木		豊
署	名	議	員	池	谷		弘

平成29年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成29年9月8日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	7番	高畑 博行君
	8番	渡辺 悦郎君	9番	込山 恒広君
	10番	梶 繁美君	11番	池谷 洋子君
	12番	米山 千晴君		
欠席議員	6番	阿部 司君		

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建設課長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	総務課副参事	米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長	鈴木 辰弥君		
会議録署名議員	3番 鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
散 会	午後2時24分		

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

1番 遠藤 豪君

1. 平成28年度決算について

3番 鈴木 豊君

1. 湯船原地区の木質バイオマス発電事業について

(個人質問)

11番 池谷洋子君

1. 高校生まで医療費を助成することについて
2. 災害時の授乳用に「使い捨て哺乳ボトル」を備蓄しては
3. 産後乳房マッサージの公費助成について

7番 高畑博行君

1. 介護保険の「総合事業」移行後の変化は

2番 佐藤省三君

1. 地域包括ケアシステム構築へ向けてのその後の進展について

8番 渡辺悦郎君

1. 定住促進について
2. 子育て世代への支援制度について

5番 藪田豊造君

1. 町長の政治姿勢及び政治理念について問う

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御報告いたします。
ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

当局側の答弁については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問から自席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 小山町議会会派おやまの会を代表して質問をいたします。

9月定例会は、いわゆる前年度の決算を審議する決算議会と言われております。そこで、発表されております平成28年度一般会計及び水道事業会計を除いた8本の特別会計決算を見ますと、一般会計の決算額は、歳入総額で115億1,501万7,000円で、特別会計の総額は63億8,060万1,000円となっており、合計しますと178億9,561万8,000円と、およそ179億円という大変大きな財政規模となりました。

平成28年度は、内陸のフロンティアを拓く取組として、湯船原地区ほか2地区の事業が本格化され、定住促進事業として各宅地分譲がなされるなど、今後の小山町進展を伺う基本の年であったかと感じております。これらの事業取り組みのため、今後数年間は厳しい財政運営が予想されます。

また、一般会計では、歳入歳出の差し引き額から各繰越額の充当財源を差し引いた純繰越金に、前年度の実質収支額を差し引いた、いわゆる単年度収支額では2,838万2,000円の黒字となっております。

また、財政運営状況は、財政力指数が0.914となり、7年連続して普通交付税の交付団体で、少しずつではありますが、指数低下が見られる状況でございます。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.9%と、これは前年度よりわずかに上昇しております。

そこで、平成28年度の決算について、幾つかの質問をさせていただきます。

はじめに、先ほど述べましたように、大きな財政規模となっていることから、およそ10年前の

決算と対比してみますと、事業会計の水道を除く平成17年度の一般会計決算は89億6,100万円余、また、当時6本の特別会計が50億9,100万円の、合計140億5,200万円だったことから、その財政規模の伸び率は実に27%余となっております。

他方、人口を対比してみますと、平成17年度は2万1,251人で、平成28年度は1万9,197人と、およそ10%の減少が見られます。この間、町民に対する各種施策の充実や住民サービスの増加など、福祉の向上が図られ、当時とは隔世の感が感じられますが、首長としてその点をどのように考えているか、1点目としてお伺いいたします。

次に、込山町政の2期目の半分が過ぎました。平成28年度では、総合計画の後期基本計画の中でも4つの基本目標にも掲げている、1つ、便利で快適なまち、2つ、安心・安全なまち、3つ、いきいきとしたまち、4つ、計画の推進のためにを重点施策として位置づけ、町政の推進を図ったとされましたが、その達成度はどうだったのでしょうか。また、自己評価するとしたら何点をつけるかお伺いいたします。

次に、3点目として、今後の町政への取り組みについて、マニフェストとの関連も含め、お伺いいたします。

次に、4点目として、平成28年度決算から不用額についてお尋ねいたします。平成27年度ほどではございませんが、8億円余の不用額が生じていますが、その主な要因についてお伺いいたします。

次に、5点目として、一般会計の中で各種事業の繰り越しが総額で7億2,500万円余の23件ほどありますが、金額の大きなものについて、その後の進捗の状況についてお答えをいただきたいと思えます。

次に、6点目として、財政確立の観点からお伺いいたします。平成28年度決算では、ふるさと納税の好調から、歳入については前年度に比べ11億1,000万円余の増となりましたが、ふるさと寄附金はあくまでも寄附金であり、一過性の度合いが濃く、今後毎年一定の収入とはなり得ないものと思われます。他方、ここ数年、町税の歳入が微減しており、気がかりとなります。そこで、財政基盤の安定を目指す観点から、一つの方策として都市計画税の導入を考えられたかと思えますが、その他の方策についてどのように考えられているかをお伺いいたします。

次に、7点目として、起債（公債費）についてお尋ねいたします。平成28年度の公債費の予算現額は8億9,189万6,000円と、平成26年度から少しずつ下がってきてはいますが、まだまだ大きな金額となっております。また、平成28年度末の現債高は81億5,400万円余となっております。今後の償還額の高い年度はいつなのか。また、その金額についてお尋ねいたします。また、単純計算した場合、平成28年度決算時の町民1人当たりの借金は幾らになるかお伺いいたします。

最後の8点目について、直接の決算についてはございませんが、関連として見解をお伺いいたします。本町の開発の目玉でございます内陸フロンティアを拓く取組のうち、湯船原の開発について一部の町民から、工業団地造成のために必要性は感じるが、あれだけの山林、原野を伐採

して、今後、景観や環境整備が保たれるのか心配だとの声がありますが、町としてどのように調和のとれたまちづくりを考えているかお伺いいたします。

以上、8点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤議員にお答えをいたします。

はじめに、一般会計の財政規模が平成17年度と比較して27%増加しているが、どのように考えているかについてであります。

議員御案内のとおり、この10年間で人口減少や少子高齢化の進行など、本町のみならず国全体の社会環境が大きく変化をしております。加えて、本町においては、町民ニーズの多様化、高度化への対応や、地方創生に向けた積極的な取り組みが求められております。

このような状況の変化に迅速に対応していくため、町として、新たな各種施策を展開しているところであります。

主な取り組みとしては、新東名高速道路やスマートインターチェンジ事業に関連したアクセス道路整備事業や、工業団地の造成や複合観光施設などを整備する三来拠点事業、平成22年に発生した災害関連対策事業や、小山町国土強靱化地域計画に基づく住宅の耐震化を向上させるなどの災害に強いまちづくりを推進するための事業があります。

また、人口減少対策としては、保護者の負担を軽減し、子育てのしやすい環境を整備することを目的とした、医療費助成や保育料無料化などの子ども子育て環境の向上施策、お年寄りが元気で生き生きと暮らし続けられることを目的とした介護予防事業などの高齢者福祉の充実、優良な住環境を整備し、町外からの移住者や定住者を増加させるための宅地分譲等が挙げられます。

さらに、町内産業や商店の活性化を目指すため、ふるさと振興事業にも注力し、事業規模の拡大につなげました。

このように、将来のまちづくりを見据え、人口減少の抑制や生活環境の向上を図ることにより、町民の皆様が夢と希望を持ち、生き生きと暮らせる環境を整備するため、スピード感を持って各種施策に対して的確な取り組みを続けていることが、財政規模の拡大した要因であると考えております。

次に、平成28年度において第4次小山町総合計画後期基本計画に定めている4つの基本目標について、重点施策として位置づけた施策の達成度についてであります。

まず、1点目の便利で快適なまちにつきましては、便利で快適な道路網の整備として、町道の舗装工事4路線、工事延長1,006メートル、町道改良工事6路線、工事延長602メートルを実施し、道路用地として1,049.58平方メートルを取得、更には新東名高速道路の事業進捗に伴う町道整備を実施いたしました。

また、公園・緑地整備の推進として、豊門公園の修景基本設計、金時公園の整備工事実施設計業務等を実施いたしました。

2点目の安心・安全なまちにつきましては、高齢者福祉事業として平成27年度に養成した福祉理美容師が中心となり設立されたNPO法人小山町福祉理美容協会が、高齢者や障害者等を訪問する訪問理美容や、各地域で高齢者を対象とするオシャレ講座を開催し、高齢者の外出機会の創出など、生きがいに寄与したところであります。

また、子ども・子育て支援として、平成28年4月から保育料を、幼稚園については第2子以降を無料、保育園については第2子を半額とし、第3子以降を無料として、子育て世代の負担の更なる軽減を図り、子育てしやすい環境の整備を進めました。

3点目のいきいきとしたまちにつきましては、国際交流を通じて友好を深め、更なる相互理解により、次世代を担う子どもの教育や文化意識の高揚及び交流人口の拡大を図るため、小山町国際友好協会との協働により、国際姉妹都市であるミッション市との友好20周年記念事業を実施いたしました。ミッション市の学生や公式訪問団が来町し、県立小山高校等での生徒交流や町内ホストファミリーなど、町民との交流促進による相互理解と国際感覚の醸成を図りました。

また、未来拠点事業の推進につきましては、静岡県の内陸フロンティア推進区域に指定されている湯船原地区のうち、食品加工生産エリアでは、静岡県企業局が約31ヘクタールの小山湯船原工業団地の造成工事に着手し、今月4日には分譲第1号となる企業との土地売買契約が締結されたところであります。

エネルギー開発関連エリアでは、太陽光発電事業実施のため、約27ヘクタールの造成工事とパネル設置工事が竣工し、今月1日から発電を開始いたしました。

新産業集積エリアでは、約37ヘクタールの事業用地の買収を行うとともに、プロポーザルで決定した事業協力者により、造成工事が始まっております。

アグリーンドアストリーエリアでは、県営畑地帯総合整備事業の新規採択に向け、地権者協議会を設立するとともに、約20ヘクタールの農地への企業誘致を進め、昨日であります、農業法人2者との基本協定締結に至り、当エリア全区画への誘致を完了することができました。

足柄サービスエリア周辺地区のうち桑木地区では、東名高速道路足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ設置に向け、アクセス道路の整備工事を進めるとともに、東名下り線側の約38ヘクタールの事業開発について、民間事業者と基本協定を締結し、各種事業への協力や地権者との土地売買契約の締結を進めております。

竹之下地区では、宿泊施設誘致に向け、プロポーザルにより事業者を選定し、協定の締結や用地の売り払いを行い、現在、平成30年度中のホテル開業に向け造成工事が始まっております。

駿河小山駅周辺地区では、飲料メーカーの企業が進出し、雇用の創出が図られたところであります。

また、これまでの6地区に加え、須走周辺地区とリバーガーデンタウンが新たに内陸フロンティア推進区域の指定を受け、地域資源を活用した観光宿泊施設の誘致と、職住近接の住宅団地の創出を図るための手続きを進めているところであります。

4点目の計画の推進のためににつきましては、効率的な行政運営の推進として、町民アンケートの分析結果や、総合計画後期基本計画に位置づけられた主要事業の成果等により、施策評価を実施するとともに、実施計画のローリングを行うことによりPDCAを実行し、計画の一部見直しを行いました。

また、平成27年度に策定した小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進のため、掲げた目標に対する進捗状況を明らかにし、施策の効果の検証や改善を行うため、小山町まち・ひと・しごと創生会議を開催し、数値目標等の見直しを実施いたしました。

以上、平成28年度決算に伴う重点施策についての主な事業について御説明いたしましたが、達成度といたしましては、ほとんどの事業において順調に進んでいると考えており、具体的な点数は申し上げられませんが、概ね及第点をいただけるものと考えております。

次に、今後の取り組みについて、マニフェストとの関連はどうかについてであります。

先ほどの2番目の質問にもありましたように、平成28年度で掲げた重点施策は、総合計画後期基本計画の基本目標であり、総合計画は、マニフェストを踏まえた計画となっています。

このマニフェストに関しては、町長としての任期4年の半分を過ぎたことから、本年7月25日にマニフェスト中間検証大会を開催し、外部評価員3人による評価をしていただきました。

その評価に基づく達成状況は、雇用とにぎわいの創出への挑戦が53.1%、人口増への挑戦が74.3%、福祉充実への挑戦が70.8%、3つの挑戦の実現に向けた活動が86.7%とされ、マニフェストに掲げた81項目全体評価は、達成率が67.9%と高い評価をいただきました。現在、マニフェストに掲げたほとんどの事業はスタートしております。

残りの2年間で全ての事業を完了させるとともに、総合計画の基本構想である「富士をのぞむ活気あふれる交流のまちおやま」の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、不用額8億円余の要因についてであります。8億円余のうち、4億3,500万円余が予備費となっております。3月補正で極力不用額を生じさせないよう対処しておりますが、この主な要因としては、一般会計では、3月末までに支払額が確定しない民生費などの扶助費で2,300万円余が、また、特別会計では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計で保険給付費が見込みより少なかったことにより、1億6,300万円余が不用額となっております。

次に、繰越事業のその後の状況についてであります。

はじめに、事故繰越いたしました林道角取線修繕は、本年6月に完了済みであります。その他事業費の大きなものでは、防衛施設道路整備事業が7月に完了済み、東名足柄関連町道整備事業は今月末完了見込みであります。また、本年3月に予算化し、地方創生拠点整備交付金を活用し実施しているスタジオタウン小山映像文化拠点整備事業は12月に完了見込み、足柄ふれあい公園バーベキューガーデン整備事業は年度末の完成に向け進めているところであります。

次に、財政基盤安定のためのその他の方策についてであります。小山町総合計画にのっとり、町では歳出事業の緊急度や優先度を検討し、事業の重点化、見直し及び再構築を徹底し、健全財

政の維持に努めることや、国・県などの補助制度の活用など財源の確保に努めております。今後もふるさと寄附金を総合計画推進基金に積み立て、経常的な財源とすることや、国庫補助金など特定財源の確保に努めていきます。例を挙げますと、地方創生拠点整備事業交付金は、本町のほか、県内で7市町しか実施していない状況ですが、本町では既に4つの事業を実施しているところでもあります。また、未来拠点事業の推進により、企業の誘致を図り、税収の確保などを積極的に行ってまいります。

次に、起債について、今後の償還額の多い年とは、その金額、町民1人当たりの借金は幾らかについてであります。本年3月に作成しました小山町中期財政計画では、公債費のピークは平成33年度であり、その額は9億4,500万円余の見込みであります。また、町民1人当たりの起債額は43万円余となります。

次に、内陸フロンティアを拓く取組の湯船原地区の開発に対し、景観や環境保全など、調和のとれたまちづくりをどのように考えているかについてであります。

工業団地等開発のための造成工事に際しましては、はじめに、事業区域内の立木伐採を行うこととなりますが、湯船原地区においては残置森林及び植林による造成森林等により、事業区域内に25%以上の森林を確保することとしております。

防災面からの環境保全対策といたしましては、雨水調整池等の防災施設を設置することにより、周辺の自然及び生活環境に対する負荷軽減を図っております。

また、工事中におきましても、仮設の沈渣池を設置するなど、防災面での配慮や対策を怠ることのないよう、事業を実施しているところであります。

このように、雇用の創出と移住・定住人口の拡大に寄与するための開発を進める一方で、富士山をはじめとする緑豊かな景観及び自然環境の保全を図ることにより、自然と調和したまちづくりを推進しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 1点だけ再質問させていただきます。

先ほどの答弁の6点目についてお伺いをいたします。

財政基盤の安定を目指す観点から企業の誘致を図り、税収の確保を行っていくとの答弁でございますが、例えば、今行っております未来拠点事業のうち、5、6年後に工業団地造成が終わり、企業進出が図られたと仮定をした場合、税収見込みをどの程度に考えているのかお伺いをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

固定資産税であります。現在の計画地であります湯船原地区、小山PA周辺地区及び足柄SA周辺地区の全てにおいて、企業が立地した場合、土地に関する税収は1億7,500万円が見込める

と考えております。なお、建物と償却資産につきましては、立地企業の規模に応じ見込額が変わるため、想定することは難しいことから、町内の主要企業の課税状況から想定いたしますと、1社当たりの税収は、規模に応じ1,000万円から5,000万円が見込めると考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、今回、小山町議会会派新生会を代表しまして、1件、湯船原地区の木質バイオマス発電事業についてを、当会派の重要課題として代表質問をさせていただきます。

再生可能な自然エネルギーは、FITいわゆる再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートしてから、続々とソーラー発電や風力発電などへ算入する事業者が多くなってきたと報道されております。

また、現在、静かに全国各地に木質バイオマス発電所設立計画が進行してきているところであり、平成30年頃までには40件程度木質バイオマス発電所が稼働するのではないかとと言われております。

さて、木質バイオマス発電について、今回、私は、今後の発電事業を進めていく上での課題点や町民に対しての理解も必要という観点から質問をさせていただきます。

本年の小山町議会3月定例会におきまして、木質バイオマス発電事業特別会計条例が制定され、特別会計予算として2億6,900万円が議決されました。

本年度は、内陸フロンティア推進区域の一つである湯船原地区の林業エリアにおいて木質バイオマス発電所の用地を取得し、発電所施設を整備し、平成30年度からの発電の開始とアグリインダストリーエリアの施設園芸団地を対象とした熱供給の開始を目指していくものと伺っております。

また、この発電所事業は、災害時の電力確保を図るとともに、平成22年9月の台風災害の教訓から、森林整備と森林残材の有効活用を図る事業でもあると私は思っております。

事業は大変壮大な計画で、総合特区としての湯船原の本来の目的でもあります再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業にかなうものと考えます。

しかしながら、今回の事業計画の詳細な内容について、経緯も含め、これまでまだ説明が不足しているように思われます。

木質バイオマス発電の設置・運用は、産業・経済、環境エネルギー確保、また、防災や危機管理といった様々な観点から考えても、非常に重要な事項であり、町民に対して今からでも広く周知していく必要があると考えます。

そこで、次のとおり6点ほど町長にお伺いいたします。

1点目、まず、木質バイオマス発電計画についての事業体制の全体像を示してほしいと思いま

すが、どうでしょうか。

2つ目として、木質バイオマス発電の燃料として、木質ペレットを使用するとのことですが、計画の当初からそうであったのか。また、変更したのであれば、その理由をお伺いしたいと思います。

3番目に、発電の規模と年間に使用するペレット燃料の量は。また、そのペレットの原料は、全量を町内の間伐材で賄うのかをお伺いしたいと思います。

4つ目として、木質バイオマス発電の事業主体は、町なのか、それともSPC（特定目的会社熱電供給事業体）を組成して、その法人が経営するのか。その場合、町の負担はどのくらいになるのかをお伺いしたいと思います。

5つ目として、木質バイオマス発電所が設置されますと、近隣に余り類のない施設になると思われませんが、視察を受け入れる予定があるのか。

6番目としまして、この木質バイオマス発電事業について、町民への啓発啓蒙はどのようにしていくのか。

以上、6点ほどお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、木質バイオマス発電事業の全体像についてであります。木質バイオマス発電事業は、湯船原地区の核となる事業であり、林業をはじめとする町内地場産業の活性化、災害に強い強靱な森林と地域づくり、地球温暖化防止を目的に推進しております。

平成26年4月から稼働を開始している静東原木流通センターや、富士小山工業団地内の製材所等と連携した持続可能な地域資源循環型林業の構築を目指しながら、災害時の電力確保を図るとともに、平成22年9月の災害の教訓から森林整備に力を入れ、林地残材の有効活用を図るものがあります。

事業の工程につきましては、昨年度までに発電所等の実施設計は完了しており、本年度は湯船原地区の林業エリアにおいて造成工事、設備の導入や熱需要者の誘致等を行います。

その後、エネルギー供給運営会社に運営業務を委託し、発電を開始してまいります。

木質ペレットを燃料として発電される電力は、固定価格買取制度により全量を電力会社に売電し、出る熱も、隣接するアグリインダストリーエリア内に立地する施設園芸事業者等に売熱していきます。

次に、木質ペレットを燃料として使用することとした時期等についてであります。

本町における木質バイオマス発電事業計画は、平成23年2月の私の政策提言の一つ、「バイオマス資源を活用するため、バイオマスタウン構想に取り組みます」から始まりました。

同年の11月に町と燃料事業者やコンサルタント等からなる木質バイオマス発電事業協働検討会を設置し、その後、林業事業者も加えて検討を重ねる中、静岡県森林整備加速化林業再生事業を

活用した小山町バイオマス発電株式会社による湯船原地区におけるバイオマス発電事業の計画が本格化してまいりました。

発電方式は、木質チップを燃焼し、発生した蒸気で蒸気タービンを回して発電するもので、最大可能発電量は3,000キロワット、投入する木質チップの量が年間1万6,000トンというものであります。

平成24年にこの提案を、静岡県東部農林事務所や、本町の経営戦略会議においても2回にわたって説明し、同年9月に湯船原の地権者を対象に事業説明会を開催しましたが、原材料となる間伐材の賦存量の不足や、当時の政権による補助金の事業仕分けで設備導入が困難になったなどの理由により、計画は頓挫いたしました。

しかし、町において、その後も引き続きバイオマス発電事業の実現に向けて検討を重ねていた折、静岡県の内陸フロンティアを拓く取組が本格的に動き出しました。本町もこの取り組みに参画することにより、平成25年2月には富士山麓における地域産業の振興とバイオマス活用拠点の形成地区として、小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業と木質バイオマス発電を中心とした産業拠点整備事業という2つの区域を内閣府の地域活性化総合特別区域に指定していただきました。

これにより、湯船原地区における木質バイオマス発電事業が位置づけできることとなりました。

東部農林事務所管内における林地残材の搬出可能量調査結果等をもとに、株式会社森のエネルギー研究所に木質バイオマス発電事業化可能性調査を委託し、平成25年度と平成26年度の2か年で燃料収集、製造熱利用、施設建設費・管理運営体制面での仮定条件の精査を行いました。

この際、発電方法として、チップを使用した蒸気タービン発電、蒸気小型スクリーン発電、ペレットガス化発電等を検討し、最終的にペレットガス化発電と売熱方式を採用することとなりました。

次に、発電の規模と年間に使用するペレット燃料の量等についてであります。

1時間当たりの発電量は157キロワットであり、年間に換算すると117万7,500キロワットであります。

年間に使用するペレットの総量は825トンであり、ペレットの安定供給体制を構築し、全量を町内の未利用間伐材で賄うことを想定いたしております。

次に、木質バイオマス発電の事業主体と町の投資額についてであります。

事業化に向けて、発電資源収集・製造の面での検討内容から、採用する発電システムの検討、熱電併給事業とした事業計画の立案、事業収支の算定を進めるため、平成27年度に木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査を、平成28年度には木質バイオマス発電事業実施設計を大日本コンサルタント株式会社に委託しました。

その結果、本事業において未利用間伐材の割合、原油価格の変動、売熱先の減少などの様々なリスクがあり、特に売熱量により事業収支が大きく変わるとされているため、初期投資に対して

静岡県や国の補助金を活用することでリスクを軽減でき、ある程度の事業性が確保されることから、まず町が事業主体となり、施設を整備いたします。

完成後の施設については、本町からの委託を受けて、木質バイオマス発電所の安定的な運営を行うエネルギー運営会社の設立が必要と考えられます。

運営会社は、燃料供給側である林業関係者、製材所、ペレット生産者や、法人の運営側となる管理・契約・経営を主たる業務とする企業、設備・メンテナンスを主とする企業、更には金融機関等がそれぞれ出資して組成する特定目的会社、いわゆるSPCとなります。

町の初期投資額は1億6,400万円となりますが、固定価格買取制度と売熱の熱電併給により、約10年程度での回収を想定いたしております。

次に、木質バイオマス発電稼働後の視察の受け入れについてであります。

議員御指摘のとおり、本発電所が竣工し、稼働を開始すると、近隣には類を見ない施設となります。

去る9月1日から発電を開始している太陽光発電所と併せて、町内外からの視察はもとより、子どものための環境教育にも対応してまいりたいと考えております。

次に、本事業についての町民への啓蒙活動についてであります。

周知・啓蒙活動につきましては、広報紙やホームページでの紹介はもとより、本年3月に三来拠点事業地をめぐるバスツアーを実施したところ、大変好評を博しました。

今後もこのツアーのコースに再生可能エネルギー発電施設も取り入れ、先ほどの視察対応等も含めて、広く町内外へ周知してまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） では、再質問ですが、先ほど町長から6点ほど回答いただきましたが、多少、まだ疑問点がありますので、3点ほど再質問させていただきます。

1点目は、先ほど町長の方から、町の初期投資は1億6,400万円と答弁がありましたが、この木質バイオマス発電事業に係る年間の収入と支出はどのように目算しているのか、1点目にお伺いしたいと思います。

2点目は、先ほどの回答で、木質ペレットを毎年825トン以上、受給し、ペレットを製造する原木の間伐材を町内で全量賄うとのことでしたが、果たして20年間本当に常時発電を続けるほどの木材を集めることができるのか、お伺いしたいと思います。

3点目として、2点目と関連しますが、未利用木材、間伐材等の搬出に手間とコスト等がかかると思います。林道や作業道も入っていない山麓も多く、技術的に難しいところも少なくない中で、そこら辺の点で林業関係者との協議はなされているのか、以上、3点ほどお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 鈴木議員の再質問にお答えします。

はじめに、木質バイオマス発電事業に係る年間の事業収入と支出見込みであります。

収入につきましては、固定価格買取制度による本施設からの売電量が年間約4,840万円、売熱量が約1,260万円で、年間収入合計を約6,100万円と見込んでいます。

一方、支出につきましては、燃料の木質ペレット購入価格が年間約2,890万円、施設の維持管理費用に約1,010万円を見込み、年間支出合計は約3,900万円となり、その収支差を年間2,200万円と見込んでいるところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） はじめに、20年間常時発電できるほどの木材を集めることができるのかであります。木質バイオマス燃料につきましては、計画的に森林整備を行う1期5か年の森林経営計画に沿って森林施業を進め、これによって生産された間伐材を用いることとなります。つまり、森林経営計画の範囲が広いほど、間伐材は安定的に確保されることとなります。

小山町内のヒノキを主体とした人工林面積は約3,000ヘクタールであります。このうち、平成28年度末までに約750ヘクタールの森林経営計画が策定され、今年度新たに236ヘクタールが策定予定であります。これは、人工林面積全体の3分の1程度となります。引き続き、残り3分の2の人工林に対しても計画を策定することで、間伐材の安定確保が図られると考えております。

森林経営計画が策定されたエリアでの過去5年間の平均間伐材生産量実績であります。年間50ヘクタール程度の森林整備実施により2,500トン程度の間伐材が生産されております。木質ペレットの年間使用料825トン进行木ベースに換算すると1,650トンとなることから、発電所運営のためには、これまでの生産量実績の間伐材を引き続き確保することが必要となります。

町としましては、継続して森林整備を山林所有者に依頼するとともに、森林経営計画の範囲拡大に努めてまいります。

次に、未利用木材の搬出に関し、手間とコストがかかるなど、技術的に難しいところがあるが、林業関係者との協議はなされているのかであります。議員御指摘のとおり、小山町の山林は起伏が激しく、当然搬出困難箇所も少なくありません。小山町では、小山町森林整備計画を策定し、森林作業道の密度について林業事業者と協議し、間伐施業と合わせて森林作業道を設置しております。また、森林作業道の設置が困難な箇所につきましては、架線による集材として高性能機械導入を促すとともに、搬出奨励補助金を活用し、森林所有者の費用軽減を努めているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再々質問を2点ほどさせていただきたいと思ひます。

ただいまの回答で、森林整備計画に基づき、整備を充実させると言っておりますが、最近、林

道の整備予算が計上されておりません。今後、林道の拡充や林道整備などを考えていくのか、お伺いしたいと思います。

2点目につきましては、8月に私ども町議会町内研修でリコーの環境事業開発センターへ行ってきました。木質バイオマス発電を行っていて、会社の空調に利用していました。木質チップを燃焼し、焼却灰は少量でした。小山町は、木質ペレットということですが、燃焼した後の処理はどのようになるのか、お伺いしたいと思います。2点ほどお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

今後の林道拡充や整備をどのように考えていくのかについてであります。現在、林内からの搬出に関する作業道や路網整備につきましては、林業事業体を中心となり進めていくこととなりますが、これについては、各種補助金を活用しているところでございます。

また、問題となります林道整備につきましては、県営山村道路網整備事業による改良として、現在、林道金時線、それから、現況の維持補修を中心とした県単林道改良事業として林道中島線、竹之下金時線を現在実施中でありまして、また、今後、現況の変状等を考慮しまして、優先順位を定めながら、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 2点目の、使用済みの木質ペレットの処理についてであります。

先ほどの町長答弁で申し上げましたとおり、湯船原地区につきましては、平成24年度に内閣府の地域活性化総合特別区域に指定されており、規制緩和に向けた国との協議の中で、本来は産業廃棄物とみなされる木質バイオマス発電所から発生する燃焼灰について、関係機関が構築する仕組みによって適正に処理されるのであれば、廃棄物として扱わず、無償の譲渡が可能であるという特例措置が認められております。

したがいまして、持続可能な地域循環型林業の構築を標榜します本町におきましては、木質バイオマス発電所から発生する燃焼灰については、土壌改良材や肥料として、近隣の山地に還元・活用するとともに、灰の処理費用コストの削減を図ることにより、事業効果を高めていくということを考えております。

以上であります。

○3番（鈴木 豊君） 最後に一言お願いします。今後、この木質バイオマス発電事業が湯船原の太陽光発電とともに再生可能な自然エネルギーとしてスムーズに稼働していくことを願うとともに、私ども議員も、今後しっかり見張っていくことをつけ加えまして、私の代表質問を終わりにしたいと思います。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は、3件の質問をさせていただきます。

1件目は、高校生まで医療費を助成することについてお伺いします。この質問については、2年前の平成27年6月定例会の一般質問でも取り上げております。というのも、近隣の御殿場市が既に高校生までの医療費助成を実施しており、本町でも助成を望む声が多くあったからです。それから、今日に至るまで、多くの子育て世帯の皆様から、中学生、高校生を持つ家庭が一番お金がかかる、何とか高校生までの医療費助成ができないものかとの声をいただいております。

今、急速に進む少子高齢社会にあって、少子化対策は喫緊の課題です。子どもは未来の宝であり、次の時代を担う無限の可能性を秘めたかけがえのない存在です。経済的な格差によって、本来必要とされる治療が受けられないことがあってはならないと思います。

また、子どもに対する給付は日本の未来への投資でもあります。将来、彼ら、彼女らが大人になり、勤労者となったとき、税金や社会保険料として返ってくるのです。決して無駄にはなりません。

さて、6月に県知事に再任した川勝知事も、医療費助成を高校生までと現行制度の拡充を検討する方針を打ち出しました。現在、高校生までの医療費助成を実施している近隣市町は、御殿場市、清水町です。また、裾野市は平成30年4月から実施予定と聞いております。

子育て世代の経済的な負担を軽減し、定住を促進するためにも、医療費助成を高校生まで早急に拡充すべきと考えます。平成27年6月定例会の町長答弁は、県内市町の助成動向を注視し、県の推移を見ながら拡充を検討したいとのことでした。

以上を踏まえ、次の2点について伺います。

1点目、制度拡充の場合、対象者はどれくらい増えるのか。また、助成費用についても伺います。

2点目、制度拡充の実施について、町の考えをお聞きします。

2件目は、災害時の授乳用に使い捨て哺乳ボトルを備蓄することについて伺います。

使い捨てタイプの哺乳ボトルは、災害時の断水で哺乳瓶を洗浄できなくても安心して授乳できるようにするのが目的です。

使い捨て哺乳ボトルは、やわらかいプラスチック製で、容量が最大250ミリリットル、消毒済みのため、開封後すぐに使用することが可能です。また、未開封の状態でも5年間保管することができます。先進地の茨城県取手市では、保管期限が近づき、新しいものと取りかえられた古い未開

封の哺乳ボトルを、市内の保育所に提供し、実際に使ってもらうことで備蓄品の実用性を周知させていると聞きます。

先日、県総合防災訓練が行われ、多様な避難者を苛酷な避難生活からどのように守るか、地域の課題を見つめ直したと聞きます。

裾野市では、女性を中心とした住民が、女性目線の避難所をモデル的に設置し、乳幼児や障がい者の皆様に細やかな配慮、気配りができたということでした。避難所を円滑に運営するためにも、災害時断水となったとき、安心安全な使い捨てタイプの哺乳ボトルを備蓄することについて、町の考えを伺います。

3件目は、産後乳房マッサージの公費助成について伺います。

乳房マッサージ、いわゆる乳房のケアは産院などで主に助産師が行います。

母乳は血液からでき、不足ぎみの人には乳房をほぐして血液循環を促します。乳腺が詰まって痛みなどを訴える人には、搾乳して症状を和らげます。マッサージと同時に、赤ちゃんが母乳を上手に吸う方法から、泣いたときの対処法まで、育児に関する相談に応じます。

この助産師による乳房マッサージは、原則健康保険が適用されません。国は、産後ケア事業の一貫として、事業費の半額を補助するとして、昨年、新たに乳房マッサージを対象に加えました。

県下でも、静岡市をはじめ、浜松、三島、富士宮、伊豆市、町では東伊豆、河津、南伊豆町が乳房マッサージに公費助成を行っています。授乳の悩みを軽減するマッサージは、育児の安心につながります。

以上を踏まえ、産後乳房マッサージの公費助成について、町の見解を伺います。

以上、3件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、高校生まで医療費を助成することについてのうち、制度拡充を行う場合の増加する対象者数と助成額についてであります。

平成29年4月1日現在、本町における高校生に相当する住民の数は483人であり、制度を拡充した場合、医療費助成額については1,127万円の増額が見込まれます。

次に、制度拡充の実施に対する町の考え方についてであります。

こども医療費助成制度は、子育て世代の負担軽減を図るため、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、平成7年度から実施をいたしております。

本町では、段階的に対象年齢等を拡充し、現在は、中学生までを対象として入院と通院に係る保険診療負担分全てを助成対象といたしております。

議員御指摘のとおり、県では知事の方針に基づき、こども医療費助成事業補助金制度の拡充を検討しており、近隣市町でも制度拡充の動きがあります。

本町におきましては、子どもの更なる健康の保持と増進等を図るため、県の制度拡充の実施時

期、補助率等の動向を注視しながら、早期に制度拡充を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、危機管理監及び担当課長から答弁をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 災害時授乳用の使い捨て哺乳ボトルの備蓄についてお答えいたします。

現在、静岡県第4次地震被害想定に基づき、本町における授乳が必要な避難者数は62人としており、これに対して非常時用哺乳瓶の備蓄は20本、備蓄率にして32%となっております。

議員御提案の使い捨て哺乳ボトルにつきましては、避難所生活において哺乳瓶の洗浄・消毒の必要が無く、断水時などに開封後すぐに使用できる利点があります。

町といたしましては、安心して授乳できる環境づくりの整備を図るため、今後、非常時用哺乳瓶の備蓄前倒しに合わせ、使い捨て哺乳ボトルについても早急に備蓄を進めてまいりたいと考えております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 産後乳房マッサージ公費助成についてお答えいたします。

分娩直後から生後4か月までの間、産婦人科医院、助産院及び対象者の居宅等において、助産師などが育児指導とともに母親の身体的な回復のための支援や心理的安定を支援する事業が、産後ケア事業であります。

現在、町内には産科医院や助産院が無く、また、近隣市町においても少なく、産後ケア事業を実施するのが難しい状況にあります。

町が実施している新生児訪問、乳幼児を対象とした赤ちゃん教室やのびのび子育て相談においては、助産師等が乳房を含む産後の体のセルフケアや母乳育児の助言指導を無料で行っており、電話相談も随時受け付けするなどの支援に力を入れております。特に乳房のトラブルや育児不安については、予防や早期支援が重要であり、必要に応じて医療機関や開業助産師への受診を勧めております。

町といたしましては、今後、先駆的な市町の状況を参考にしながら、マッサージを含む乳房ケアをメニューに含めた産後ケア事業を実施できるように努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、高校生まで医療費を助成することについてです。

町長の答弁は、県の動向を注視し、早期に制度拡充を進めるということでした。町長の言う早期とは、いつと考えられているのか。裾野市と同じ平成30年4月から実施ということでしょうか。

多くの子育て世代も町長の決断を注視しております。思えば、中学生までの医療費助成のときも、通院1回500円、月4回まで、入院は1日500円の自己負担金を徴収しなかった本町です。ま

た、受給者証を窓口に見せれば、支払金額は1円もありませんでした。こうしたことが他市町から、福祉に手厚い町と高く評価を受けました。そんな福祉重視の町の町長として、具体的な実施時期をお聞かせいただきたいと思います。

次に、使い捨て哺乳ボトルの備蓄について、再質問をさせていただきます。

危機管理監の答弁は、早急に備蓄を進めるとのことでした。それでは、使い捨て哺乳ボトルの備蓄の数はどれくらいになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

3件目の産後乳房マッサージの公費助成についても、再質問をさせていただきます。

課長のおっしゃるとおり、本町にはお産をする病院も無く、近隣市町でも数えるほどしかありません。だからといって子どもを安心して産み育てる町でなくてはなりません。

今、産後のおっぱいの悩みは大変深刻な問題となっています。そこで、近隣市町と連携して、乳房ケアなど早急に、この産後ケア事業を推進してほしいと考えます。例えば、助産師の育成や、かつて助産師をされた方などの人材育成です。

再質問は、今後、近隣市町との連携で、乳房ケアをはじめとした産後ケア事業の推進について、所見をお伺いしたいと思います。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど答弁したとおり、県が導入を決めた、そしてまた実行すると、この時期を見計らって、町も一緒に同調してやっていきたいと思います。

先般、実は5日の日、県下の市長町長会議がございまして、県の方からこの件について説明がございました。いろいろ意見が出る中で、一つ、ある市長さんがおっしゃった質問の中で、高校に進学しなかった、対象年齢の子どもはどうするかと。退学した子どもはどうするのかとか、いろいろ意見が出ましたが、県としても、今、これから検討する段階だということで、そのお答えはいただけなかったと、こんな状況でございまして、県の推移を見ながら、県に合わせて、できればやっていきたいと、こういうこととございますので、よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田芳和君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

備蓄に当たり、多くは議員提案の使い捨て哺乳ボトルを備蓄してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

産後乳房マッサージの産後ケア事業についてでございますが、まずもって近隣の産婦人科医院において、乳房マッサージの対応が可能となるよう働きかけてまいりたいと思っております。

また、事業の実施に際しましては、同じ医療圏であります御殿場市と足並みをそろえまして、

進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

高校生まで医療費を助成することについて、再々度町長に質問させていただきます。

川勝知事が公約として掲げた高校生までの医療費の拡充です。必ずこれはやるということで、それはもう町長もそれはしっかりと胸に刻んでいると思います。そこで、今、具体的に実施の時期は明言されない。あくまでも県の動向を注視してということでしたので、確認になるかもしれませんが、町長はその後ということですね。県の全てのことが決まった後、町がやるということでしょうか。必ずやることは、私はこれはもう間違いないと思いますので。ただ、その時期について、私は具体的に聞きたかったんですけども、最終的には町長の話だと、全て県知事、県の方からの全てのことが整い次第ということでしょうか、どうでしょうか。再々質問させていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今申したとおり、県の制度も、まだできていません。制度ができて実行するときに、町も同時にやると、こういう御理解でお願いしたいと思います。

○11番（池谷洋子君） それでは、質問を終了します。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、介護保険の「総合事業」移行後の変化はという質問を、一問一答方式でさせていただきます。

全国一律の介護保険から軽度者向けの一部サービスを切り離し、市町村に担わせる新方式の「総合事業」は、リハビリや家事援助などで地域の実情に合わせた多様なサービスの提供ができるとして、この4月から全ての自治体で新事業に移ったわけですが、事業所への報酬が安く設定されているため、人材が集まらず、事業の継続を不安視する声も少なくありません。

総合事業は、国の統一基準に基づく介護保険サービスとは違い、自治体の裁量で内容や利用料を設定できるのが特徴です。人員の配置基準を緩め、地域住民による支え合いを目指すもので、介護福祉士などの資格を持つ専門職に限らず、ボランティアの活用も認めました。しかし、共同の支え合いが果たしてどこまで可能なのか、不確定要素が大きいのも事実です。

国の介護保険の総費用は、平成17年度予算案ベースで10兆8,000億円ですが、平成25年度には21兆円、保険料は全国平均で月約5,500円が8,200円程度に膨らむ見通しから、総合事業の導入の背景には、介護費用を抑制したい政府の思惑があり、国が地方自治体に軽度者向けサービスを放り投げた形です。その方法の一つとして、介護の専門知識がそれほど必要とされない掃除や調理といった生活援助を中心に有償ボランティアにも担ってもらい、報酬を減らす方向です。

しかし、現状だと、担い手が少ない小規模自治体は、従来の介護保険サービスに比べ、報酬を

3割程度カットしたところもあるといます。それら小さな自治体では、有償ボランティアの確保が困難で、結局は今までどおり専門職に頼らざるを得ない現状で、報酬が低くされた分、職員に支払う給料を下げざるを得ないという厳しい現実があるという例も聞きます。

結局、総合事業の成否は、自治体の財政力とボランティアなどの人材の有無に左右され、自治体の体力によって事業に差が生じるのは問題だという指摘もされているところです。

この総合事業移行によって、介護予防を含む介護サービスがどう変わったのか。当事者はもちろん、多くの住民が強い関心や不安を抱いています。そこで、総合事業移行によって、小山町の介護サービスをはじめとした介護現場の現状はどう変わったのか質問をいたします。

まず、町長にお聞きします。

総合事業移行に当たり、町はどのような見通しを持って移行を迎えたのか。また、移行後の特徴的な表れがあれば紹介をいただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

団塊の世代が要介護リスクの高くなる75歳以上となる2025年には、要介護者が大幅に増加するとともに、少子化の影響により介護の担い手が減少することが見込まれております。

総合事業では、この状況を緩和するために、効果的な介護予防及び生活援助の担い手確保を主な目的に、多様なサービスを設定いたしました。

中でも、生活援助の担い手を確保することは重要な課題でありますので、有資格者以外でも町の指定する研修を受けることにより、生活援助の担い手となることのできるサービスを新たに設定したところであります。

移行後の表れとしましては、9人の方がこの研修を受講し、現在、生活支援サポーターとして町に登録をいただいております。

今後も、効果的な介護予防及び生活援助の担い手確保に取り組み、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう事業を推進してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

それでは、最新データで結構ですので、小山町における要支援1、2と要介護1から5の対象者数を教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 要介護等の人数であります。9月1日現在で要支援1が61人、要支援2が96人、要介護1が196人、要介護2が165人、要介護3が172人、要介護4が111人、要介護5が85人で、合計886人です。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きいたします。

この数字は、最近増加傾向にあるのか、それとも大きな変動はない数字か、その点をお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 近年の傾向としましては、要介護認定者数は増加しておりますが、高齢者人口が増加する中、認定率はほぼ横ばい状態であります。

内訳としまして、介護予防事業に重点を置いていることもあり、要支援1、2の認定率は増え、要介護1、2、4、5の認定率は減少傾向にあります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 更にお聞きします。

お達者度の算定に深く関わる要因として、小山町は男女とも要介護認定割合、つまり要介護2以上の認定を受けて介護サービスを利用する割合が、県内で最も高い現状にあります。これは、お達者度を下げる要因とはいえ、逆に考えれば、要介護認定が受けやすい環境であること、介護サービス提供事業者に恵まれていること、介護サービスが使いやすい環境にあるなどが考えられます。

それだけ小山町は介護に手厚く対応してきたあかしだと考えるわけですが、総合事業移行後、介護認定が厳しくなったということはないのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 介護認定基準におきましては変わりなく適正な判定をしております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、次に、総合事業移行後、専門職である介護事業者以外のNPOやボランティア等の参入は小山町ではあったのか。あったとすれば、それはどういう方なのか。また、その規模はどの程度なのか、お聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 総合事業では、主に65歳以上のボランティアの方で構成されているNPO法人おでかけクラブが新たなサービスとして短時間の通所デイサービスを民家を利用して週1回、定員15名の規模で行っております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

この総合事業移行に向けて、NPOやボランティア募集の呼びかけはどのようにしたのでしょうか。まず、その点を1点。

また、中島にあるおでかけクラブは、以前からボランティアとして活動してきていますが、ボランティア以外に総合事業移行後に正式に参入したということだと思います。このおでかけクラブ以外に手を挙げてくれたNPO法人はないのか、その2点を、まずお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） NPO法人おでかけクラブにおきましては、介護福祉士を中心に総合事業開始前から民家を活用した介護予防等の活動をしておりましたので、総合事業開始に合わせ、通所型サービスBの実施を依頼したところであります。

また、他のNPO法人等につきましては、特に呼びかけはしておりません。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 一番最初にお聞きしたNPOやボランティア募集の呼びかけはどのようにしたのかという点に関してお答えを願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 呼びかけにつきましては、実績のある団体一本釣りというような形で直接声をかけさせていただきました。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 更にお聞きします。町長答弁でもありましたが、町の指定する研修を受けることにより、生活援助の担い手になれるということですが、どんな研修か伺います。

また、9人の方が登録されたということですが、どこに登録し、どこを拠点に活動しておられるのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 町指定の研修は、訪問型サービスAの担い手育成を図るために、5日間に講義時間9時間、演習3時間、実際にヘルパーの訪問に同行した実習2時間の、合計14時間の研修を実施いたしました。また、この研修受講生9人は、町に登録をし、訪問型サービスAの指定を受けた事業所で雇用していただき、サービスの担い手となっていただくところではあります。総合事業の訪問型サービスAの利用者がまだいないこともあり、事業所での雇用には至っていない状況です。

現在、6人は社会福祉協議会の配食ボランティアで、また、3人は有償ボランティアであるオンリー・ユーに登録をいただき、活動していただいております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） では、次の質問に移ります。

今まで要支援1、2の高齢者が利用していた通所介護（デイサービス）と訪問介護（ホームヘルプサービス）で総合事業移行後、利用者数や利用内容等で変化はあったのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 総合事業は、従来の通所・訪問型サービスに緩和型サービスを追加したものであります。要支援の方はこれまで同様、主に従来のサービスを利用しておりますので、特に変化はありません。

また、要支援に認定されないが、虚弱である高齢者の方につきましては、基本チェックリスト

を用いて健康状態を把握しております。その結果、27人の方を事業対象者として認定し、訪問型・通所型サービス、見守りを兼ねた配食サービスを利用させていただいております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

その対象の27人の高齢者の方の訪問型・通所型サービス、見守りを兼ねた配食サービスの利用料はどの程度かお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 利用料につきましては、利用されるサービスにより異なります。

ここで最も多く利用されているサービスとしましては、通所型サービスAでありまして、1回の利用料金は現行サービスの8割相当額の約330円となります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次に、移行後は、それぞれの自治体が基準や利用料を独自に定められるようになったわけですが、小山町の場合、基準や利用料の改定は行われたのでしょうか。その点をお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 本年3月に小山町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等を作成し、基準や単価をそのままとした従来の現行相当サービスのほかに、新たに人員の基準等を緩和し、単価を8割程度とした緩和型サービスを設定いたしました。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

新たに人員の基準を緩和し、単価を8割程度とした緩和型サービスを設定したということですが、緩和型サービスは通所介護、デイサービスと訪問介護、ホームヘルプサービス両方が該当するサービスなのか、その点をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 緩和型のサービスとしましては、通所、訪問ともがございます。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、総合事業移行問題とは離れますが、同じ介護関連の問題なので、質問させていただきます。

このほど、介護保険関連法改正案が国会を通過しました。この法律は、介護保険の持続可能性の確保と地域包括ケアシステムの深化・推進の2つの柱でできています。

この法律は多くの問題点を含んでいますが、最大の問題点は、一定所得以上の人の利用料を2割から3割にする点や、給与の高い大企業社員や公務員などは保険料が上がる点です。

更に大きな問題なのは、自立支援や重度化防止で国が求める指標を達成した自治体には交付金を増やす財政的インセンティブを実施、逆に、達成できなかった自治体には交付金を減らすディ

スインセンティブを実施するという、あめとむちの仕組みづくりです。さらに、共生型サービスの創設で、障害者福祉との垣根を取り払う構想に対しても、大きな批判の声があります。

これに対して、町はどう考えており、どう対応するつもりかお聞きさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高齢者の自立支援や重度化防止等の取り組みに対する財政的インセンティブの具体的な指標につきましては、平成30年4月の施行に向けて、現在、国が順次必要な政省令の改正などの準備を進めております。

町といたしましては、国の動向を見ながら、その指標をクリアできるよう、国の施策に沿った予防事業の充実を図ってまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、ますます高齢化が進む日本において、本町でも介護問題は避けて通れない大きな問題なだけに、小山町に住んでいて良かったと言ってもらえる介護サービスをどう提供できるのか、そのために高齢者をバックアップする専門職、NPO、ボランティアの育成をどうするのか。さらに、膨大に膨らむ介護費用にどう対応するのか、介護予防事業など、山積する課題に正面から向き合い、介護サービスの低下を招かないように心しながら、老後を安心して住める小山町を目指していただきたいと思います。

そのための担当課の更なる努力を期待して、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、地域包括ケアシステム構築へ向けてのその後の進展についてと題して一問一答方式による質問をさせていただきます。前の高畑議員と若干重なる点もございましたので、一部除いた形で御質問申し上げます。

地域包括ケアシステムについては、平成28年12月議会で一般質問をさせていただきました。その後の進展について伺います。

このシステムの導入の意図は、皆様御承知のとおり、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を目途に、医療・介護をできるだけ在宅にシフトし、介護予防・生活支援を自助・互助の精神で進め、併せて高齢者の住まいの問題に対処し、高齢者が気軽に相談でき、また、システムを全体的にまとめる地域包括支援センターを置くというものであります。

人生の終末期を住み慣れた家、住み慣れた地域で過ごそうと考えられたものであります。また、こちらの方が大問題となっておるわけですがけれども、医療、介護費の増大が財政を更に圧迫する、こういうことが予想されておる。そのために、このシステムが考えられているというふうに、私は理解しております。

さて、今年度の4月1日より、正式に介護予防・日常生活支援総合事業を各自治体で立ち上げ、平成29年度中には現行の介護予防給付のうち、訪問介護給付と通所介護給付は全て終了するというところであります。また、平成30年度中には、在宅医療・介護連携の推進を始めることとされて

おります。

さて、このような状況の中で、まず最初に小山町の現状はどうなのでしょう。町長マニフェストにある「町民の健康づくりや介護予防をサポートします」、あるいは、「多世代交流コミュニティや生きがいの場を創出します」に関わることを考えますので、地域包括ケアシステムについて、小山町の現状や将来像について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムは、住民の皆様が住み慣れた地域でいつまでも元気に安心して暮らすために、介護予防、生活支援、医療及び介護サービスを一体的に提供する体制であります。

本町の現状につきましては、医療と介護との連携を目的とした研修会を、御殿場市医師会と合同で開催し、医師、歯科医師、薬剤師、介護事業所及び介護支援専門員等との連携を強化する体制の構築を図っております。

また、本年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、効果的な介護予防事業を行うほか、在宅での生活支援を担う人材育成に取り組んでおります。加えて、健康福祉会館における各種健康づくり事業や、食育を通じた多世代交流を実施し、高齢者の健康保持・増進を図っております。

本町の将来像につきましては、高齢者の皆様がいつまでも健康を保ち、医療や介護が必要となったときにおいても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる町にしたいと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 団塊の世代全体が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、更なる体制強化をお願いしたいと存じます。もう既に8年後に迫っておるところでございます。

続きまして、以下の項目について具体的に伺いたいと思います。

まず1番、地域医療・介護については、施設型から在宅型へのシフトが図られ、特別養護老人ホームへの入所条件が厳格化され、要介護度3以上となりました。前回、平成28年12月議会の質問の回答では、要介護度2以下でも特別養護老人ホームに判定の上、入所可能とのことでしたが、現在、その該当の方は何人いますか。要介護度1、2について、それぞれ伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 法が改正されました平成27年4月以降、入所検討委員会において要介護2以下の方で特別養護老人ホームへの入所について検討を行った方は、要介護1の方が1人、要介護2の方が9人の、合計10人です。その全員が特例入所該当となっております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

今後も、このような判定が維持できるのかどうか、今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 特例入所検討委員会につきましては、静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取り扱い要項に基づき実施されておまして、今後もこのような形での判定はされていくものと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、続いて2項目を質問いたします。

要支援1、2の方には、自助・互助の方向性が打ち出されております。そのために、総合事業というのが始まっていると思いますが、今後は要介護度1、2の方にも、この対象となる方向性が示されております。このため、4月1日から介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が正式に始まったものであります。この総合事業の内容は、どのようになっているのでしょうか。介護予防と日常生活支援に分け、住民福祉課、健康増進課、社会福祉協議会、各事業所とそれぞれについて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 介護予防・日常生活支援総合事業には、主に要支援者や事業対象者の方を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての方を対象とする一般介護予防事業があります。

介護予防といたしましては、要支援者等を対象とする通所型サービスや一般の方を含めたふれあい茶論や居場所の提供等があります。

生活支援といたしましては、要支援者等を対象とした訪問型サービスや見守りを兼ねた配食サービス等があります。

次に、実施主体ごとに御説明いたします。

町は、介護予防として通所型サービスの転ばぬ先の杖教室や一般介護予防のふれあい茶論や居場所の提供等を実施しております。

介護事業者は、介護予防として通所型サービス、生活支援として訪問型サービスを実施しております。

NPO法人は、介護予防として通所型サービスを実施しております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

今、かなりの数の事業が回答されましたが、それぞれの事業について、分かる範囲で結構ですので、回数や参加人数等、どのような実績があるのか、教えていただけますか。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） まず、転ばぬ先の杖教室は、昨年度になります13回、延べ198人の参加です。その他には、ふれあい茶論等では102回で2,625人が参加しております。また、居

場所の提供等におきましては、110人が参加していただいている状況であります。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) それでは、3問目に移りますが、ただいまお答えいただいた2番目の質問のうち、今年度始まった事業は何でしょうか。それぞれの狙いと参加見込みを教えてください。既に終了したものは参加者数を伺います。2025年に向けて、今後の展開をどのように予測されているのでしょうか。

以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 総合事業により、新たに開始した事業といたしましては、要介護者等の増加に対する受け皿の確保を目的として、人員等の基準を緩和した訪問型サービスA、利用しやすい短時間サービスを導入した通所型サービスA、地域の支え合いを主な目的とした、65歳以上のボランティア中心のNPO法人が実施する通所型サービスBであります。

参加見込み数につきましては、総合事業において利用される方の状態に合わせた多様なサービスを設定し、選択肢を広げており、利用者は徐々に増加するものと考えております。

これらは継続的に実施しているため、終了した事業はありません。

また、2025年以降には要介護者が増加し、ますます多様なサービスが必要となってくると考えて、地域の皆様の御協力を得ながら、事業を推進していくことといたします。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) 再質問をさせていただきます。

最後の方に、地域の皆様の御協力をというふうな言葉がありましたけれども、地域の協力体制が今後ますます必要になるかと思うんですが、その協力体制をどのようにして構築される見込みがありますか伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 地域の方々の意見を聞くために、今現在、生活支援コーディネーターというものを3名配置しております、その方々に地域の課題等を集めてきていただき、それを協議体で協議し、対応策等を検討しております。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) それでは、次の4番目の質問については、先ほど申し上げましたように取り下げということになります。

その次の質問をいたします。

在宅介護については、全国で深刻な問題を提起する事例が数多く報道されております。自助を目指すと言うものの、家族構成によっては介護者が職を離れなければならなくなったり、あるいは老老介護に陥り、後々介護不能となって悲惨な結果になったりする例も多いと聞きます。また、互助も限界があるのではないのでしょうか。

小山町では介護予防・日常生活支援総合事業構築に向けて、どのような課題があるか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 総合事業は、高齢者の生活を地域全体で支えていくことを目的とした事業であり、地域の皆様の御理解と御協力をいただくことが重要となります。課題といたしましては、地域の皆様の活動をサポートするため、介護事業所等と密接な連携を図ることであると考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、最後の質問に移ります。

これらの取り組みが総合的に関わり合ってこそ、地域包括ケアシステムのまとまりができていくものと考えます。この地域包括ケアシステム構築に向けて、小山町では2025年での姿をどのように構築されますか。在宅医療のあり方や介護保険料も含めて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 2025年には、更なる高齢化により、在宅で医療や介護を必要とする方の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの構築の実現が必須と考えております。具体的には、在宅で生活ができる体制を構築するために、御殿場市医師会等との御協力を得ながら在宅医療の充実を図るとともに、介護や生活支援の担い手の育成を図り、医療と介護との連携を強化してまいります。

また、介護保険料につきましては、介護予防事業の推進により介護保険料の上昇の抑制を図り、本年度に策定する第7期介護保険事業計画において決定してまいります。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をいたします。

このシステムを実りあるものにするためには、やはりその中心となるべきポイントがあろうかと思えます。地域包括支援センターは現在、どのような活動を行っているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 地域包括支援センターにおきましては、職員3名でいろいろ相談等を受けております。今後、こちらの充実というものが更に図られなければならないということで、来年以降、認知症初期集中支援チーム等の設立をしていきまして、小山町民の介護予防の対象者、今は相談を待っているという状況なんですけど、その段階から個別訪問、ひとり暮らし老人などのところを訪問していきながら、対象者の把握に努めることを検討しております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時08分 休憩

午後 1 時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8 番 渡辺悦郎君。

○8 番（渡辺悦郎君） 本日は一問一答方式により 2 つの質問をさせていただきます。

まず、定住促進についてであります。

全国的な人口減少の中、我が町も例外でなく人口減少が続いております。人口減に歯どめをかける施策として、町でも小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、多様な施策を実施し、定住・移住促進に御尽力いただいているところであります。

参考までに、毎日新聞、NHK、明治大学地域ガバナンス論研究室の調査によりますと、平成 28 年度に全国で約 2 万 6, 000 人の方が移住されていると聞いております。

それでは、順次質問を行います。

まず、平成 28 年度に町内に移住された方々の人数、世帯数、年代、従前居住地、県内外を教えてくださいたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 渡辺悦郎議員にお答えします。

平成 28 年度中に小山町に移住された方々の人数は 111 人、世帯数は 42 世帯、年代別にいたしますと、20 代が 10 世帯、30 代が 21 世帯、40 代が 7 世帯、50 代が 2 世帯、60 代が 2 世帯となっており、従前居住地につきましては、県内が 23 世帯、県外が 19 世帯の合計 42 世帯となっております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8 番（渡辺悦郎君） それでは、今、答弁にございましたけれども、年代も 20 代から 60 代と幅広く、また従前居住地も県内外、概ね半数ずつであります。

県内移住のうち、隣接する御殿場市から当町に移住された世帯数の数が分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 23 世帯が県内からの方ですが、ちょっと今、手元に詳細な資料を持っておりませんが、23 世帯の半数以上は御殿場市からの移住です。それ以外が、裾野市や長泉といったぐあいになっております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8 番（渡辺悦郎君） それでは、次の質問にまいります。

田舎地方移住ランキング（フレッジ）というのがございますけれども、それによりますと、都道府県別で 1 位が山梨県、2 位が長野県、続いて静岡県は 3 位でございます。

条件としては、都心へのアクセスのよさ、自然環境に恵まれていること、次に、移住セミナーが頻繁に行われている、空き家バンク制度がある、このような条件が上位にランクされているところでございます。

そこで、新聞報道等で小山町は県内上位にランクされたと報道されました。このことを鑑みて、小山町の強みについて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 本町の強みについてであります。県内、県外を問わず、多くの方々から相談を受けるわけでございますが、その一人一人の相談に寄り添いながら、物件紹介や求人情報の提供など、様々なニーズに細かな対応をしてきていることが、本町の強みであると思っています。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま、おやまで暮らそう課長が答弁されたとおり、地理的条件、生活環境などや町としての様々な制度や首都圏における本町の売り込みなどが功を奏しているのではないかと考えます。

今日まで行った首都圏等での説明会などがあつたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 首都圏でのセミナーにつきましては、昨年度は4回、大小いろいろなイベントに参加させていただいて、その中で小山町の出展ブースを設けさせていただいて、首都圏の方々の移住について相談に乗ってきております。

今後も引き続き継続してセミナー等を開催していきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） それでは、次の質問でございます。

以前は、リタイアされた方がセカンドライフステージで田舎に住むと、こういうイメージでしたが、近年は、先ほどの答弁にもございましたように、若年層の人気も高まっております。ライフステージの変化や自分の理想とする生き方が増えてきているようです。

そこで質問でございます。先ほどのような県内で上位にランクされるような成果に結びついた施策について、どのように分析しているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 議員御承知のとおり、本町では、南藤曲のクルドサック16をはじめ、多くの宅地造成事業に取り組むとともに、平成24年度から開始しています、町内に土地、住宅を購入する人や地元木材を使用して住宅を建築する人に対する定住促進助成事業などを行ってまいりました。こうしたハード、ソフトが一体となった施策が奏功していると考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいまの答弁についての質問でございます。ハードとソフトの面での事業推進は重要なことでもあります。答弁にございました地元木材を使用した住宅を建築された数、これを教えていただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 定住促進事業助成金につきましては、ちょうど開始してから丸5年になっております。手元にある資料で申し上げますと、北駿材使用住宅は平成26年度は3件、平成27年度につきましては5件、昨年度、平成28年度につきましては7件。確実に北駿材使用住宅の着工件数も増えてきております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

移住するということは、希望ばかりでなく、心配事もあると考えます。そのようなときに、移住先に先輩がいること、広い土地があること、自治体の住まい、子育て、仕事に対する手厚い支援が必要だと考えます。

そこで質問でございます。

現時点における課題はどのようなものがあるか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 首都圏からの移住に関して、一番の課題は、端的に一つだけでございます。県内は別として、県外における小山町の知名度、認知度、この向上をいかに図っていくかということが一番の課題と認識しております。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 相対的に人口が減少する中で、定住促進を進めることは様々なハードルがあるというふうに考えます。単に知名度が低いということだけではなく、にぎわいの創出、医療、教育などの要因が考えられると思えますが、このことについての考えを伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 議員御指摘のとおり、小山町の定住促進事業助成金だけで移住だとか人口が増えるということは、決してございませんので、議員御指摘のとおり、医療、介護、小山町のポテンシャル全てを活用して移住促進につなげていけるように、町を挙げて取り組んでいくことが大切だと思っております。

○8番（渡辺悦郎君） それでは、次の質問に移ります。

人口減少対策は、消滅可能性都市から脱却のために喫緊の課題でもあります。そこで、人口減少対策として定住者獲得のために新たな戦略があれば、町長の考えを教えていただきたいと思

ます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

本町の知名度アップということで、平成25年から小山町シティプロモーションの事業を進めているさなかでございます。

これによりまして、小山町に住む人の地元愛を高めたり、また個々が行動に移していただくことで、県内外を問わず、本町の魅力やブランドメッセージを十分に発信することができるかと思えます。このことによって、定住者の獲得のための戦略につながっているのかなと思えます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問ではございませんけれども、消滅可能性都市から脱却するためにも、更なる戦略をもって、当局と議会、そして住民が一丸となり、生活環境を整えつつ前進することが確認できました。

以上で、定住促進についての質問を終わらせていただきます。

次に、子育て世代への支援制度について質問いたします。

町は、小山町教育振興基本計画を策定し、学校、園、家庭、地域、行政が一体となり取り組んでおります。

そのような状況の下、核家族化、少子化が進む中、子育ての様相が変化している今日、子育て世代は自らが解決できない場合等において園や学校に対して様々な要望等を挙げ、解決に向けていると聞いております。

しかし、それが園、学校で解決できないことについては、町レベルでの対応が必要になることもあると察しております。

そこで、質問でございます。子育て世代から学校、園を経由して町の支援に対してどのような形での意見聴取が行われ、集約を行っているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 幼稚園、保育園、こども園、小学校及び中学校では、年2回、保護者に対し園評価及び学校評価アンケートを実施し、意見等を把握しております。

また、個別の対応としましては、子育て支援専門員1人、子ども相談員2人が園や学校を巡回し、連携をとりながら子育てや児童・生徒の就学についてなどの保護者の相談に対応しております。

加えて、関係機関等との連携が必要な場合には、県の児童相談所、児童福祉、保健等の関係機関などに連絡し、ケース会議を実施するなど、相談案件に応じて早急に対応しております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいまの答弁に対しての質問でございます。

園や学校の評価アンケートの回収率を伺います。また、ケース会議の開催があったのか。あった場合は回数を教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

園評価、学校評価アンケートは、通園、通学をしている保護者が対象で、保育園では93%程度の回収率で、幼稚園、小学校、中学校においてはほぼ100%であります。

次に、ケース会議についてでありますけれども、要保護児童の状況確認のため、毎月1回行っております。今年度は既に5回会議を実施しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

それでは、次の質問でございます。評価アンケート結果での意見・要望の主な内容と件数を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員の質問にお答えします。

園評価及び学校評価アンケートにおける意見・要望事項は、園や学校の行事、施設の管理状況などに対する改善が主なものです。

また、子ども相談員が受けた主な相談内容は、育児の悩みや育児ストレス、不登校相談や発達障害についてなどとなっております。平成28年度の子どもの相談の件数は、延べ338件でございます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 概要は理解しました。

不登校について、学校をはじめ、職員全体で取り組んでいると聞いております。長期にわたる不登校等があるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 長期にわたってずっと指導を受けている生徒が、今のところ2名ほどおります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

要望等への対応、特に返答はどのように行っているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 渡辺議員の質問にお答えします。

学校評価アンケート及び園評価アンケートについては、それぞれ集計しまして、各学校及び園便りによって保護者等に返答をしております。

また、子ども相談の対応に当たりましては、教育委員会の指導主事も加わり、対応策を明確にして、相談員が直接保護者等に対応しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○8番（渡辺悦郎君） 質問ではございませんけれども、教育委員会と聞きますと、全国的に冷ややかな目で見られているのが現状でございます。本町では、組織を挙げて対応されていることがよく理解できました。特に現場で対応されている子育て相談員の御苦勞に敬意を表するところでございます。

よりよい子育ての町小山を目指して、更なる努力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） ただいまより町長の政治姿勢及び政治理念についてを原題としまして、3つの項目について質問させていただきます。

まずはじめに、現在、北朝鮮の核、ミサイルの問題等によって、世界の情勢は一触即発の危機となりかねない状況下にあります。これとは別ですが、まだ我が国の経済の先行きも不透明な状態が続いております。小山町を取り巻く環境も目まぐるしく変化しており、今後、町政のかじ取りはますます重要になると考えます。

そうした中で、町長は、具体的な施策を提言し、それを挙げるなど、従来にない形で小山町長に就任されております。施策の一つ一つが良いか悪いかは別として、具体的な政策提言をなされたことに、私は高く評価しております。

他方で、自身の政策提言や町の総合計画をはじめとする重要な施策に位置づけられていない都市計画税の導入や、ある意味、住民不在と言わざるを得ない行為が、残念ながら散見されます。

こうしたことを踏まえ、今回は一問一答方式で町長の政治姿勢とその具体的な施策について質問させていただきます。

最初の質問です。

2期目も任期半ばが過ぎましたが、いかなる政治理念をもって行政を運営しているのか、町長にお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員にお答えをいたします。

いかなる政治理念で行政を運営しているのかについてであります。政治理念の確立無くしては、力強い政治は生まれません。政治理念は航海するときの目標のようなもので、これがなければどちらの方向へかじをとってよいか分からず、決して真の繁栄を生む力強い政治は生まれません。

と考えております。町民の活動も停滞してしまいます。

一番大切に考えていることは、この町を何のために経営するのか、どのような方向へ向かって経営をしていくのか、具体的な将来ビジョンはどうか、この3つを心して町政に取り組んでおります。

そこで、具体的には、金太郎大作戦第二章として掲げたマニフェストのとおり、雇用と賑わい創出への挑戦、人口増への挑戦、福祉充実への挑戦の3つの挑戦に取り組み、小山町を金太郎のような元気なまちにするため、全力でスピード感を持って行政を運営しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問ではありませんけれども、道徳的概念というものは町長はどのようにこの中にお含みになっているのか。お話しできればお伝えください。

○町長（込山正秀君） 発言の内容がよく聞こえません。もう一度お願いいたします。

○5番（藺田豊造君） 道徳的概念というものを、この中にどのようにしていれているのかということ。今の理念の中に、どのように持っておられるのかということをお示しくださいませありがたいと思いますけど。

○町長（込山正秀君） 道徳的概念ですか。それは普通の人間として、町長として、それは真つすぐ間違いないようにやっております。

○5番（藺田豊造君） 結構でございます。

次の質問に移ります。平成24年に提訴した観光案内板損害賠償請求について、町の訴えの内容が全面的に認められた判決となったにも関わらず、その後、どのような事情があったか、平成27年9月号の広報おやまにおいて、被告に対して謝罪するような文章が掲載されました。いかにしてそのような文章を出したのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 広報おやま平成27年9月号の「らしんばん」に書いたとおり、あの裁判で町が得たものは何だったのかと考えました。

純粋に小山の自然を愛し、町を訪れるハイカーにその魅力を伝えるために、様々な努力を続けられ、その思いと情熱から出た行動に対して、町がもっと理解を深め、真摯に対話をしていれば、あの争いは防げたのではないか。

あるいは、協働して、更に良い道標や案内板の設置ができたのではないかという思いから、掲載したものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 先ほどの答弁の中に、スピード感を持って行政運営に当たるとの答弁がありました。拙速にことを起こすから、今頃になって、町がもっと理解を深め、真摯に対話をして

いれば、あの争いは防げたというような結果になっているのじゃないでしょうか。全てがスピード感を重視する余り、議会軽視や住民不在と言わざるを得ない、いわば丁寧さを欠くことにより、住民との意思の疎通を欠く結果を招いているのではないかと、私は危惧しているのです。

観光案内板損害賠償については、これ以上申しませんが、もっと物事を進めていく上で、親切心や丁寧さ、更には住民との意思疎通をはかることが必要であると、私は述べさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

もう一つ、これは住民不在と言わざるを得ない事案を、私、耳にしましたので、お伺いいたします。

最近の事例としまして、桑木地区に隣接する産業廃棄物処理施設について、土地利用の指導における隣接地区の地元同意の要件を不要とした事案がありました。

従来、町では、市街化区域や市街化調整区域内での一定規模以上の土地利用については、地元の同意を求めていると私は理解しております。また、当然、その土地利用が、当該地区以外の隣接地区にも影響を及ぼす場合は、隣接地区の地元の同意も必要としていたと思います。

しかるに、土地利用を図る上での隣接地の地元同意をどのような理由で不必要としたのか、御説明求めます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 議員御質問の、産業廃棄物処理施設の土地利用事業承認申請の件に関しましては、本申請書が提出されていない状況でありますので、お答えすることはできませんが、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱が適用される事案であることを前提として、地元の同意についてお答えをいたしたいと思います。

要綱においては、従前、土地利用事業を行うことについて、地元の同意が得られていることとされており、原則、当該施設等が所在する区の区長印を押印した署名をもって同意として扱うこととし、隣接する区の同意は基本的には不要としておりました。ただし、隣接区に対しても相当の影響があると判断される場合に限り、同意を求めたケースもあります。

しかしながら、静岡県及び近隣の市町においては、土地利用事業の指導要綱上、地元の同意までを求めている自治体がないことや、小山町内における過去の事例として、区長などに多大な負担を強いるケースが少なからずあったと認められることから、本年6月に地元同意を求めないこととして要綱の改正を行ったところであります。

したがって、今後、提出される土地利用事業の承認申請においては、当該施設等が所在する区を含め、地元の同意を要しないこととなります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藪田豊造君） これもスピード感のなせるわざと言ってしまうと、ちょっと語弊がありま

すけれども、今後は土地利用の承認にあつては、地元の同意を得ないという御答弁でしたけれども、規模の大小に関わらず、土地の利用に当たっては、隣接地にお住まいの方、あるいは近隣地権者の方、周辺で農業や商業を営む方々や、様々な方々との調整が、私は必要だと思っています。

地元同意を事前に済ませていないと、土地利用者においても、また地区周辺の皆様においても大きな問題が後回しにされるのではないかとということが容易に想像されます。

そこでお伺いします。地元同意に代えて、土地利用申請者と地元との事前調整をどのように担保するのかお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 先に、近隣の事例を御説明申し上げます。同意を求めている市町であります。東部地区におきましては、三島市、伊東市、そして御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、富士宮市と、この市町が同意を求めておりません。

今の御質問でございますが、全く地元の説明をしないということではございません。当然、事業の説明は地域の方々に、関わる方々に、集まっておいて説明をし、また御意見を伺うと。それをまた町が注視をして、いろいろ指導していくと、こういうことになろうかと思いますが、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） わさび平において、優良田園住宅には地元の同意を求めて実施しているか、どうなのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） ちょっと質問の趣旨が分かりません。もう一度お願いいたします。

○5番（藺田豊造君） わさび平で実施している優良田園住宅については、地元の同意を求めないで実施しているものかどうかということをお伺いしたい。

○町長（込山正秀君） 担当課長から説明させます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） わさび平における優良田園住宅の建設に関しましては、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱の適用除外ということですので、御理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

先ほどの質問に戻ります。桑木地区においては、産業廃棄物の業者が入るということで、地元住民の混乱はどのようなものであるかということとは想像にかたくありません。最低限、過去にその業者が法に抵触したことがないとか、あるいは今、法とそういうふうなことの事案に関わっているとか、それで処理方法はどうか、あるいは安定5品目の処理方法をどのようにするかと

かというのは、説明責任を果たしていただいて、安心して安全なまちづくりに努めていただきたいと思います。

次に、都市計画税の導入について御質問します。

昨年の秋以降、降って湧いたように都市計画税導入の動きが見られました。都市計画税導入については、地区別の説明会などが何度か開催されましたが、町の余りに唐突で場当たりのな税の導入に啞然とした納税者が多数おられました。

結局、3月の定例会で条例の制定議案が提出されたにも関わらず撤回されたわけですが、今後、都市計画税の導入について、どのようになされるのか、順次お伺いします。

1番目に、今年3月の定例会最終日に、小山町都市計画税条例の制定についての議案が撤回されました。そこで、撤回の理由として、住民に対して説明が不足していた、更なる説明が必要であるということでしたが、私はほかにも理由があったのではないかと思います、最終日に議案を撤回した理由を改めてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 撤回の理由は、3月定例会で述べましたとおり、町民の皆様に対し説明が不足していたと感じたこと及び町の将来像について、更なる丁寧な説明が必要であると判断したこと、以上2点でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 次に移らせていただきます。

町長は、マニフェストでは都市計画税の導入を掲げておりません。昨年、唐突に都市計画税の導入を進めた理由については、どのようなものがあったのか。それについてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） マニフェスト第二章で掲げた雇用と賑わい創出への挑戦、人口増への挑戦、福祉充実への挑戦を実現し、小山町を元気な町にするために取り組む施策の一つとして、都市計画税の導入による市街化区域の活性化は必須であると考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ありません。

撤回の理由を、説明不足、更なる丁寧な説明が必要とされておりますが、あれだけ説明会を開催しても住民からの理解を得られなかった。今後の対応策はどのようにするかをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 出前講座などの開催を今後も精力的に行ってまいります。町民の皆様に対して、分かりやすい説明になるよう、資料も工夫して努めているところでございます。

また、都市計画税について広報おやまにコーナーを設け、説明をしております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 出前講座の回数とか、それから事業、どのような課が行っているのか、お伺いしたいんですけども。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 回数と、もう1回お願いします。

○5番（藺田豊造君） その内訳、どのような話をしているんでしょうか。課ごとの内訳とかいろいろあるでしょう。だから、いろいろな課によって話がいろいろと違うと思うんですけども、それらについて、課によって違う、その内容について。当然課に準じた話をするんだろうと思うけど。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 出前講座につきましては、まず、制度からそもそもお話しさせていただきますと、出前講座は住民の皆様5人以上お集まりいただいて、町長を指名する、あるいは担当職員を指名する、町長、職員、両方を指名する、3種類のやり方がございます。今、市街化区域にある自治会、区を通じて、出前講座の要望があった地区に、町長とおやまで暮らそう課、町長戦略課の職員で出向いて、サブタイトルとして、「市街化区域からの挑戦」ということで、人口をどうやって増やしていこうか、そうした中で、都市計画税の話やら、その地区における今、町が考えている事業だとか、あるいはその地区が抱えている市街化区域の課題などを平たく話し合っ、市街化区域について住民と行政と協働してどう活性化していこうかというようなお話し合いを、現在、させていただいております。

大体の1回の開催で、各地区10名から20名の方に御参加いただいております。今後も引き続き、予定が入っておりますので、鋭意出前講座を開催して、都市計画税を含めて、市街化区域の活性化について話し合いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○5番（藺田豊造君） 今やっているのは、おやまで暮らそう課だけですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 窓口をおやまで暮らそう課でやっております。地元から、特に要望がなければ、おやまで暮らそう課で人口減少を含めて市街化区域の話を、町長戦略課の担当職員とおやまで暮らそう課と町長が出向いて、講座を開催しているということでございます。

○5番（藺田豊造君） この間、説明では、都市整備課ですか、課長から出るとかという説明があったんですけど、課長のこの間の説明は、出前講座について、池谷議員からの質問に対して、出ているような発言があったんですけども、都市整備課について、どうなっていますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 藺田議員にお答えいたします。

先日、池谷洋子議員への回答で出ました出前講座という、確かに発言をしておりますが、これ

は町としての考えでございます。都市整備課としての発言ではございませんので、御理解いただければと思います。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 次に移ります。

現在、行っている説明会などにおいて、住民からはどのような意見、反応が出ておられるのか、お聞かせください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 現在行っております出前講座などにおいて、昨年度行った説明会での都市計画税の導入という直接的な説明ではなく、人口減少や少子高齢化対策を含めた総合的で多種多様な施策の実施という観点で説明をさせていただいております。

現在まで、極端な反対意見などはいただいておりません。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問あります。

余り都市計画税についての出前講座は、説明はしていないということでしたけれども、住民の皆様からは、どのような事業に充てられるのか、また、私が聞いている限り、また今後どのような町にされるのかというようなことを、出前講座でも話をしてもらいたいと、都市計画税についてというふうなことがありました。

いろいろなことについて伺いますけど、総合戦略にも都市計画税の記載がないことについてですが、そこで質問します。須走の下水道事業や足柄の区画整理事業を実施した後、町が着手して完了し、また、都市計画決定された事業には、どのような事業があったかお伺いします。

また、先に議決しました大胡田用沢線以外で都市計画決定された事業、今後10年間で実施していく事業についてはどのようなものがあるか、各地区ごとの事業について具体的な例を挙げてお答えいただければありがたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 藺田議員にお答えいたします。

今後行っていく都市計画事業についてですが、昨年度行いました各地区におけます15回の都市計画税の説明会で説明をしているとおりであります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 昨年出ていない人もいるし、いろいろなところでもって、だから、どのようなことをするのかということを、もう少し具体的にお話ししてくれなきゃ、皆さんに説明つかないよ。去年説明したこと、もう少し具体的に説明してください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 今後は区画整理、それから都市計画道路等を都市計画決定に向け

で動いてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番(藺田豊造君) 私に説明してくれるのも結構ですけど、後ろに町民がいると思って説明してください。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 藺田議員の再質問にお答えいたします。

今、都市整備課長から昨年の事業説明の内容を御説明いたしましたが、都市計画税自体が都市計画事業もしくは土地区画整理事業に充当できる目的税だということでございまして、先ほどから御説明しているように、小山町でも出前講座などで市街化区域について、皆様方から様々な御要望を伺っております。その中で、町としては、やはり人口増のための宅地造成等が大きな課題だと考えておまして、皆様方、地元の方の御意見を聞きながら、その中で土地区画整理事業ができるような状況になるのか、それとも御協力いただけなくてできないのかということ、今、町内に入って皆さんの御意見を伺っています。

その中で、事業がまとまっていくというものになれば、町は積極的に関わって、都市計画税が充当できる事業化を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○5番(藺田豊造君) 私、民間業者とか、あるいはいろいろな方々から聞くには、小山町には都市計画図や用途地域図すら10年更新されていない数少ない町じゃないかというふうなことを伺います。

都市計画事業を全く実施していない町でありながら、民間事業を抑制する町であると、いろいろな業者からの辛辣な意見を承ることもあります。

都市計画税を導入するよりも、民間開発を、自発的に促す施策を推進するなどの工夫はありますかということ。

次の質問に入ります。住民からの理解が得られなければ、都市計画税の導入は断念すると考えてよろしいのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○税務課長(渡邊辰雄君) これまでも御説明してきましたとおり、都市計画税の導入は条例に基づき行うため、町民の代表であります議会に諮ることにかわりはございません。

以上でございます。

○5番(藺田豊造君) 辛辣なことを言おうと思ったけど、これはやめて、民主主義国家ですから、私は主役は住民だと思っています。しっかりとこういうふうなことは、選挙において住民の意思を問うて、それから採択するのかもしれないのかを決めるべきだと思いますが、いかに思っているでしょうか。御答弁は必要ありません。

次の問題に移ります。

次は人口減少についてです。本町の人口は、1960年約2万9,000人をピークに減少を続けております。今年8月1日時点においては、1万8,884人となりました。

町では、平成27年10月に小山町人口ビジョンを策定し、人口の将来展望を行うとともに、人口ビジョンに掲げる目標を達成するために取り組むべき施策、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したと承知しております。

小山町は、消滅可能都市に位置づけられ、社人研の推計においては、何も手を打たなければ2060年までに本町は1万500人まで減少してしまうということが予想されています。ちなみに、現在のように入年300人を超えれば、60年までに9,000人弱となってしまいます。このため、2060年までに人口を1万7,000人程度に維持することを目標とするために、総合戦略を策定したと理解しています。

また、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2020年までに社会増減、すなわち転出と転入の差し引きの人口減少を限りなくゼロとする目標も掲げられております。

しかし、私が確認している人口推移では、毎月毎月人口は減少しており、昨年8月から今年の8月までには241人、更には7月と8月では60人減少しています。

そこで、何点かお伺いします。

今日の人口減少の推移は、想定内にあるのでしょうか。また、平成27年人口ビジョン策定当時と比べて、何らかの大きな変化があるのでしょうか、お答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 菌田議員にお答えいたします。

平成27年10月に策定した小山町人口ビジョンでは、西暦2060年に人口1万7,000人を維持することを目標としております。人口減少のペースは、人口ビジョンの想定よりも多少早くなっておりますが、想定範囲内であると考えております。

また、先ほども述べましたが、人口ビジョンは2年前の平成27年10月に策定していることから、策定当時と大きな変化はございません。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） 人口減少のスピードが想定より早くなっているとお認めになっているようですけれども、その原因は何であるかと。その原因をどのように分析されているのか、お答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 人口減少のペースは想定内ということで、先ほど御答弁させていただきました。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） じゃ、認めていないということで、そのまま減少が計画どおりという言い

方、語弊ありますけれども、推移しているということですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 先ほども申し上げましたとおり、多少早くはなっているという現象はございますけれども、想定範囲内と考えております。

以上です。

○5番（藺田豊造君） では、その分析はしていないということですか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 議員も御承知かと思っておりますけれども、小山町の人口ビジョンは5年のサイクルで数字をそれぞれ定めてありますので、次にこの人口を検証する時期というのは2020年ということでありますので、先ほど課長の答弁のように、若干早いかなという感覚はしておりますけれども、実際に検証するのは2020年ということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 分かりました。

人口減少に歯どめをかけるまちづくりをしている、そのために人口ビジョンの修正、または総合戦略の目標を大幅に修正する必要があると考えていますが、町は総合戦略の目標や主要な施策について、計画を変更するような考えがあるのかないのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 国が示す地方人口ビジョンの位置づけですが、各地方自治体における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と、人口の将来展望を提示するものであります。その対象期間は、仮に今後の出生や異動の傾向に変化が生じて、その変化が総人口や年齢構成に及ぶまで数十年の長い期間を有するということから、概ね西暦2060年頃までの推計を行うこととされております。

本町の人口ビジョンや総合戦略は、部課長で組織します経営戦略会議や国の方針に基づき、住民代表、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体などで組織します小山町まち・ひと・しごと創生会議などで協議を重ねた上で策定し、議会にも報告しており、短期間に見直すことは考えておりません。

また、地方総合戦略の目標値につきましては、その進捗状況を小山町まち・ひと・しごと創生会議に報告し、効果の検証や目標値及び施策の見直しを毎年度実施しております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 人口減少を食い止めるために、雇用の創出やU I ターンの対策、重要であると考えます。社会資本の整備には、どのような重点施策がとられているのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 現在、三来拠点事業では、工業団地や観光関連施設、再生可能エネルギー施設の整備を実施しており、企業の誘致による多様な雇用機会の創出に取り組んでおり

ます。

また、雇用創出の取り組みと併せて、優良な住宅団地の整備を実施し、定住の促進を図っており、現在まで55区画の宅地を分譲しております。

昨年度はヒルズ・YOUSAWAの全19区画が完売となり、そのうち15区画は町外の方が購入しており、定住促進に大きな成果が表れていると考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 質問に戻ります。

小山町の総合戦略では、三来拠点事業による企業誘致を中心とした雇用の場を創出するということでもって、人口減の抑制を図ろうとしています。雇用の規模は数千人と想定しているようですが、東北の大震災や、あるいはその復興を遂げつつある岩手県、宮城県などへ進出した食品会社は、低賃金で雇用できる外国労働者を採用し、地元の雇用が増えないという実情があります。製造業ではロジスティクスのオートメーション化とロボット化が進み、かつての大量採用がされていないのが現状でございます。

小山町版総合戦略では、数千人規模の雇用が創出されるということですが、低賃金で雇用できる外国人やオートメーション化が進む中에서도、どの程度の雇用創出が見込まれるのか、お答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 三来拠点事業に伴います新規雇用者の算定方法につきましては、人口ビジョンで算定の根拠を示してございますので、私からその説明をさせていただきます。

三来拠点事業におきまして新規に新設します企業の平均的な雇用人数等から、その規模をはじき出しまして、新規雇用として2,305人の雇用を想定してございます。

以上です。

○5番（藺田豊造君） これ以上の質問は、これは続きません。

最後の質問に移ります。

町長にお伺いします。市町の合併について、どのように御見解を持たれているのか、お伺いします。

最近では、隣市町の南足柄市と小田原市とが中核市として合併に向けた協議を重ねております。小山町においては、特に御殿場市と広域行政組合、また、農協等の経済面などが御厨の地として歴史も一体となっております。

そのようなことから、合併についてお伺いします。御殿場市との合併については、どのようにお考えになっているのか、町長にお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今までの小山町の合併の変遷をたどってみますと、富士紡績の操業と東海道線の開通によって人口が増加し、大正元年8月1日に六合村と菅沼村が合併して小山町が誕生

いたしました。その後、昭和の大合併において、昭和30年4月1日に足柄村と合併し、翌昭和31年8月1日に北郷村、9月30日に須走村と相次いで合併し、現在の体制に至っております。

さて、静岡県では、この平成の大合併により、74あった市町村が35市町になりました。北駿地域の小山町と御殿場市は、生活圏が一体化している地区における組み合わせとして、静岡県市町村合併推進構想の対象市町となりましたが、合併論議も起きずに今日に至ったところであります。

ところが、去る5月に開かれた御殿場市長の定例記者会見で、小山町との合併に係る発言がなされました。地方紙には、「小山町と合併時期きている」と大見出しで掲載がなされました。

今のところ、御殿場市側からは何のお話もありますが、お話があれば、真摯に受けとめてまわりたいと考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） では、町長、前向きに考えているというお考えと御理解してよろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 仮定ではお話し申し上げられません。

○5番（藺田豊造君） 町長はそういう答弁ですけれども、先ほどの人口減少、そういった課題のある中で、今後、将来にわたって単独で現在の住民サービス、あるいは公共事業、公共施設等を維持していくことは可能でしょうか。また、可能であるのかどうか、その理由についてお答え願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 町では、現在、単独でごみの収集や各種検診など、様々な住民サービスを提供しております。このほかにも、介護認定審査会や救急医療業務など、複数の自治体により実施した方が効率的かつ効果的に行うことができる事務については、共同処理を行っております。

これら住民サービスは、住民に直結をしておりますので、当然のことながら、今後も継続して提供していかなければなりません。

また、公共施設につきましては、昨年度末に策定し、基本的な考えを示した公共施設等総合管理計画の中で、今後、個別に検討していくこととなります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） では、それを維持していくということについて、何年維持されるのか、どのくらいが担保されるのかということについて御答弁願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 先ほども申し上げましたとおり、総合管理計画の中で耐用年数などをそれぞれの施設に応じて定めております。それが一つの目安になるかと思えます。その施設の管理につきましては、個別に検討していくと、そのときに検討していくということになって

おります。

以上であります。

○5番(藺田豊造君) 今の答弁というのは、大変に不安を与える。そういう答弁です。

例えば、我々はこれだけのことをしていますから、これだけは保証されますよと、その都度その都度対応していくというふうなことで間に合わなくなる。私はそう考えます。これは答弁は要りません。

それから、合併について、ある程度私は協議をした方がいいと思います。そうした、会を作って、しっかりと勉強し、小山町が後顧の憂いのないように、今後とも発展していくような方法を考えたらよろしいかと思います。

以上です。質問を終わります。

○議長(米山千晴君) これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は9月25日月曜日 午前10時開議

議案第64号から議案第81号までの議案27件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに議員の派遣についてを採決を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後2時24分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	米	山	千	晴
署	名	議	員	鈴	木	豊	
署	名	議	員	池	谷	弘	

平成29年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成29年9月25日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	込山 恒広君	10番	梶 繁美君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	高橋 利幸君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長兼商工観光課長	池谷 精市君	経済建設部長代理	遠藤 正樹君
教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君	危機管理監兼防災課長	岩田 芳和君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	くらし安全課長	杉山 則行君
建設課長	高村 良文君	都市整備課長	野木 雄次君
農 林 課 長	前田 修君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	上下水道課長	渡辺 史武君
生涯学習課長	小野 正彦君	代表監査委員	池谷 浩君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長	鈴木 辰弥君		
会議録署名議員	3番 鈴木 豊君	4番 池谷 弘君	
閉 会	午後 0時16分		

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第64号 町道路線の認定について
- 日程第 2 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定について
- 日程第 4 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第10 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第11 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第12 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第13 議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第14 議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第15 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第16 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第18 認定第 1 号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第 2 号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第 3 号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第 4 号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第 5 号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第 6 号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第 7 号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第 8 号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第 9 号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第28 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明

- 追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第83号 町有地の処分について
- 追加日程第4 議案第84号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第5 発議第3号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。阿部 司君、梶 繁美君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

-
- 日程第1 議案第64号 町道路線の認定について
日程第2 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定について
日程第3 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定について
日程第4 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第64号から日程第17 議案第80号までの議案17件を一括議題とします。

それでは、8月30日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 梶 繁美君。

○総務建設委員長（梶 繁美君） ただいまから、8月30日、総務建設委員会に付託されました12

議案について、その審議の経過と結果についてを御報告申し上げます。

去る9月13日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長、部長代理及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号に沿って報告します。

はじめに、議案第64号 町道路線の認定について報告します。

委員から、町道2457号線について、終点箇所は、今、どのようになっているのか。との質疑に。

終点部分は金時山新柴地内の山頂に宅地があり、そこに道標が建っています。道標の脇には駿東郡足柄村と彫られた石杭があり、終点はその石杭と考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第64号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定についてを報告します。さらに、議案第66号 小山町温泉使用条例の制定について報告します。この2件については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを御報告します。

委員から、不妊治療は、男女で区別しているのか。との質疑に。

男女の区分はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第67号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを御報告します。また、議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを御報告します。この2件の議案については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを御報告します。

委員から、改正文の別表、第2条で南藤曲団地の管理戸数を56戸と33戸の2つに分けた理由は何か。との質疑に。

現在、新設している町営住宅及び既設のB棟と、その下に建っている既設のM棟とは地番が異なるため、地番ごと2つに分けて管理しています。との答弁がありました。

さらに、委員から、南藤曲団地B棟、M棟といったように棟名で表記した方がはっきりする。新しく建設しているのであれば、棟別で表記した方が管理しやすいのではないかと。との質疑に。

今後、棟別ごとに表記するように検討します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第71号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてを御報告します。

委員から、小山町商工会助成金のプレミアム商品券は、いつ頃発行するのか。また、何セットの販売を予定しているのか。との質疑に。

商工会からは、10月28日から発売すると伺っています。セット数は4,500セットの販売を予定しています。プレミアム率は10%になります。との答弁がありました。

また、委員から、足柄ふれあい公園バーベキューガーデンについて、地区の説明会は、今後行わないのか。との質疑に。

4月に地元説明会を開催し、その際には、当初計画位置より貸農園側、鮎沢川下流へ移すべきとの意見が大半を占めていました。その後、地区の代表者である宿区、向方区、所領区の区長、地元の役員の方々に出席をいただき、町長も出席して、全体で話し合いを持って今回の計画を決定しました。したがって、この計画について、地元への再度の説明は考えていません。ただし、今後、工事に移っていく段階で、工事に関する説明などの要望があれば、当然、対応していきたいと考えています。との答弁がありました。

さらに、委員から、あと1、2回説明し、子供会やPTAが懸念していることを解決しなければならないと思うが、どのように考えているのか。との質疑に。

バーベキュー施設が騒がしいのではないか、あるいは、不特定の人達が大勢来て、問題が起きるのではないかなど、心配されますので、今後、この施設を管理していくに当たり、条例を改正して対応していきたいと考えています。との答弁がありました。

さらに、委員から、スケジュールがタイトであるが、住民との話し合いをしっかりとされるべきではないのか。との質疑に。

地元の方の意見を聞いた中で、町も一緒になり、今の場所に計画を変更して地元の人も理解を示してくれたと考えています。確かにタイトな部分もあるかもしれませんが、今後、工事の着手前や工事中においても詳細な説明をしていきたいと考えています。しっかりと丁寧に対応していきたいと思います。との答弁がありました。

なお、その他、特定防衛施設周辺整備調整交付金、須走まちづくり推進協議会補助金、木質バイオマス発電事業特別会計繰出金に対し答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第72号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、この補正予算後、起債残高は幾らになるのか。との質疑に。

平成30年3月の、今期末の起債残高は2億8,710万円になる予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第78号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）について御報告します。特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された12議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、今議会に提案されている足柄ふれあい公園バーベキューガーデン整備、東名足柄バスストップ駐車場、あしがら温泉内供給装置等設置箇所の視察と現地確認を実施したことを併せて御報告します。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、8月30日、文教厚生委員会に付託された6議案について、審議の経過と結果について御報告します。

9月14日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長、危機管理監、専門監及び副参事等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号順に報告いたします。

まず、議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、環境保全の日を毎月5日に定めた理由とメリットは。との質疑に。

小山町環境基本条例において、環境保全の日を毎月定めるとしており、理由としては、1972年にストックホルムで国連人権環境会議が6月5日に開催され、その日を世界環境デーに定められたことから、小山町もそれに合わせて毎月5日を環境保全の日と決めました。メリットは、毎月決まった日にすることで、環境保全の日が定着しやすくなったことです。との答弁がありました。

委員から、環境保全の日にどのようなことを行うのか。との質疑に。

広報おやま6月号では、具体的な取り組みとして、身の回りの景観をより良くすること、資源を循環して使うこと、ごみの量を減らすこと、エネルギーを効率的に使うなど、温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止に努めることなどの例を示して啓発をしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、ふるさとおやま同窓会応援事業補助金についての詳細な内容は。との質疑に。

この事業は、若者の地元回帰につなげるため、定住促進等の情報発信を行い、Uターンを促進

することを目的としています。補助金の内容として、補助対象者は、同一の小・中学校の卒業生で、同学年または同じクラスを単位とする団体で、原則10人以上で開催するものと考えています。開催場所については、町内外を問わず、補助金は10人から14人までが2万円、15人から19人までが3万円、20人以上が6万円です。年齢は、開催日の属する年度の学年齢が20歳から40歳、利用できる回数は年度内1回を考えています。申請方法については、申請者がなるべく負担にならないよう、提出書類の簡素化を図っていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、総合体育館アリーナ床改修は、どのような工事か。また、作業の期間と体育館利用者に影響はあるのか。との質疑に。

総合体育館アリーナの床が経年劣化により塗装、床板の剥離が生じており、危険な状態となっていることから、床の張りかえを行うものです。改修の方法は、現在の床を全て新しいものに張りかえるものです。工期は来年1月7日から2月3日を予定しています。利用者の影響については、1月は体育館の予約開始前に調整をしたことから、利用者の日にちの変更やキャンセル等はありませんでした。トレーニング室の利用は通常どおりの営業と考えております。との答弁がありました。

委員から、夢チャレンジ支援事業補助金についての内容は。との質疑に。

中学生の英語検定料の補助金になります。現在の要綱では500円を自己負担してもらい、残りの額を町から補助していましたが、今年度の後期からは500円の個人負担を無くし、全額補助することで、中学生の英語力向上に努めていきたいと考えています。回数は年3回まで受験可能です。昨年度までは60%程度の受験率でしたが、今年度は100%の受験率を目指しています。との答弁がありました。

委員から、英語検定料の補助制度の周知方法は。との質疑に。

学校を通じて、保護者全てに案内をしております。との答弁がありました。

なお、その他に、小学校施設整備費についての質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第72号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)、議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された6議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長(米山千晴君) 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第64号 町道路線の認定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第65号 小山町営東名足柄バスストップ駐車場の指定管理者の指定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 小山町温泉使用条例の制定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 小山町税条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 小山町環境基本条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 小山町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第3号)について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 菌田豊造君。

○5番(菌田豊造君) 総務建設委員会の第72号議案は賛成多数でありました。私は、第72号議案に対して反対の立場から、この予算について、以下の理由において反対討論をいたします。

もとより私は、追加される6億1,569万7,000円に対して全てを反対するものではありません。その中には、商工振興費、教育振興費、更に常備消防など、生活に密着した予算も含まれております。道路整備、あるいは公共道路の整備など、急がなくてはならないものも含まれていることを十分に承知しております。

しかしながら、5款1項11目に計上されています農村公園管理費のうち農村公園整備費1,531万4,000円については、また、木質バイオマス発電事業特別会計繰出金50万円については、以下の理由をもって反対をいたします。

まず、農村公園整備費についてでございます。これは、農村公園内にバーベキューの施設を造るというものでございます。私は、御存知のように、当該施設ができる足柄地区に住んでいます。そうした中で、あえて反対するのは、多くの住民から建設反対の声が寄せられているからでございます。当局は、早い時期に説明会を1回開きました。しかしながら、地区への説明会はそれっきりでもって今日に至っております。先の質問に対して、課長の答弁によれば、まだ開かれぬのかというものに対して、タイトである、すなわち時間がないというとんでもない発言をなされました。町民無視の町の姿勢が、ここに表れているのではないかと。こういうことこそ、しっかりと町民と向かい合い、御理解を得るのが私は第一義だと思っております。

ちなみに、この案件は、昨年高校生議会にて提案されたものを具象化するものです。この姿勢は評価されると思いますが、それだからといって、今ある農村公園は誰でも気軽に、そしてくつろげる場所、子どもでも安心して来れる場所であるが、このような施設ができた場合、懸念はいつまでも残ると思うし、まだまだ払拭されていないと思っております。更には、できたらできたで、臭気や騒音に対して万全の対応がなされるのか。あるいは、狭隘な道を通ることによって交通事情はどうなるのか。更には、隣に貸し農園があります。農園の盗難防止策はどうなっているのか。それらについて、住民に対してまだ何も説明されていません。

言うなれば、全ては列車が走ってからの対応で、決まっていることだから、何もしてなくて

もいいという、後からでも間に合うというようなことでありますけれども、更に私のところへと寄せられる声は、これだけの施設が本当に利用されるのかという住民からの懸念であります。すなわち費用対効果の問題であります。

足柄の住民は非常に英知に富んでいます。税金の無駄づかいを許す町民ではありません。こういうことを私は誇りに思っていると同時に、こういうものをしっかりと町に伝えなくてはならないと、そういう気持ちもあり、この予算の見極めをしまりました。

私達の委員会においては、この予算の成り立ちを見てまいりました。その中において、確かに位置図は配られましたけれども、この1,531万円の建屋についてどうなるのか、どういうふうなものができるのかというものは一切示されておりません。少々議会軽視と言わなくてはなりません。

ともあれ、高校生達は賑わい創出のために提案していることは確かであります。こうした意見は尊重されるべきですが、どのようなものにもリスクがあります。そうしたことも認識し、取り除く方法を考えていくことこそ肝要ではないでしょうか。場合によっては否定することも必要だと思います。ただ見た目で飛びつくのであれば、ポピュリズムそのものであります。

る述べてきましたけれども、住民の懸念はいまだに払拭されておりません。更にバイオマスについて私の発言をいたします。バイオマス発電事業については、私は大きな疑念を持って、この事業に反対をしております。

以上を持って、私の反対討論といたします。終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 平成29年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 平成29年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 平成29年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号 平成29年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号 平成29年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第78号 平成29年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第80号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第19 認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- 日程第20 認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第18 認定第1号から日程第26 認定第9号までの平成28年度決算9件と、日程第27 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の、合計10件を一括議題とします。

それでは、9月6日、各常任委員会に付託しました認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 梶 繁美君。

○総務建設委員長（梶 繁美君） 去る9月6日、総務建設委員会に付託された平成28年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係6件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、自主運行バス負担金について、バスの利用率はどのくらいか。また、今後も今の形態を続けていくのか。との質疑に。

自主運行バスの利用率については、定員を把握していないため回答できませんが、利用者人員として1便当たりの平均が1.8人となっています。今後もこの形態で続けていくのかについては、毎年度小山町地域公共交通会議を開催しており、バス会社やタクシー会社の事業者と住民等の代表者が出席し、その中で今後のあり方について検討しています。しかし、大変低い利用状況になっていることから、抜本的な対策を検討する必要があるのではないかと考えています。との答弁がありました。

委員から、地籍調査事業費について、どの程度の進捗率か。また、未調査地区はどの程度残っているのか。との質疑に。

地籍調査の進捗率は84%です。地籍調査が済んでいない箇所は、ゴルフ場や国有林が大部分となっています。現在、昭和に実施した箇所については、精度の違いが生じてきているため、その箇所を進めながら、一部、未調査地である生土地区の計画を進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、公園等整備費、土地借上料335万5,000円は、どの公園になるのか。また、面積はどのくらいか。との質疑に。

須走なかよし公園の土地借上料で、面積は1万3,210平米です。との答弁がありました。

委員から、公園の土地は、借りるよりも町の財産として取得した方が管理しやすいのではないのか。そのあたりの見通しは考えているのか。との質疑に。

今後検討してまいります。との答弁がありました。

委員から、フィルムファクトリーの使用料として16万円が、その他雑入に入っているが、どのような内容か。との質疑に。

NPO法人小山町フィルムコミッションと旧労働金庫の建物の賃貸借契約を締結しており、昨年8月から3月までの8か月間を毎月2万円で賃貸しているものです。その算出根拠は、小山町行政財産目的外使用の算出根拠に従って計算しています。との答弁がありました。

委員から、映像文化祭開催事業は、町が主催しているとのことだが、フィルムコミッションとの関連性はどうか。との質疑に。

映像文化祭開催事業については、小山町の魅力を町外へ発信するための事業であり、フィルムコミッションのスタジオタウン化とは別ものと考えています。との答弁がありました。

委員から、スタジオタウン小山・交流人口創出事業費全体では、約4,000万円近く支出しているが、今後、どのような検証を行っていくのか。との質疑に。

この事業は、地方創生交付金事業の対象となっており、毎年、事業の検証について評価を行っています。それに基づいて、今後も事業を執行していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、菅沼地区区画整理調査費について、菅沼地区区画整理の対象地域とその内容、調査はどのような結果になったのか。との質疑に。

区画整理に先駆けて、町道足柄三保線整備の検討を行ったものです。内容は、足柄三保線に係る道路予備設計、実施設計などの業務委託を実施しました。区画整理の具体的な計画には至っていませんが、平成29年度も出前講座を開催し、住民の意見を聞きながら、引き続き検討していく考えです。との答弁がありました。

委員から、景観形成重点地区計画策定業務について、どのエリアが対象で、どこまで策定できているのか。との質疑に。

景観形成重点地区のうち、東富士リサーチパークを周辺開発区域としたところですが、この周辺開発区域が対象です。高さ制限等を規定してありましたが、15メートルの高さ制限について、景観に配慮したものは、その限りでないとのただし書きがあり、その運用内容について検討した業務です。との答弁がありました。

なお、その他、過年度町税過誤納付金還付金、富士箱根トレイル等維持管理費、性質別歳出内訳の物件費等の質疑に対して、それぞれ答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について報告します。

委員から、積立金を1億2,600万円取り崩して、未処分利益剰余金になっているが、この主な理由は。との質疑に。

工事等に要した費用が予算額より不足したため、積立金を取り崩して充当しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第81号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成28年度決算関係6件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから9月6日、文教厚生委員会に付託された平成28年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告した議案の審査に引き続き、決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、児童福祉費使用料について、保育料の収入未済額は、昨年度よりも減っているが、まだ多いと感じる。どのような方の未納で、その徴収方法はどのようにしているのか。との質疑に。

現年度分は、こども育成課で臨戸訪問等を行って徴収しており、収入未済額271万円余のうち、平成28年度分が36万円余となっています。人数は4人です。残りについては、平成20年度から平成27年度の16人の滞納繰越分です。徴収方法については、催告を行っており、給料の差し押さえ等も進めています。滞納の理由は、金銭的に困っている方や、それなりの収入があるにも関わらず納めていない方もいます。との答弁がありました。

委員から、2市1町共通無料入浴券負担金について、利用者はどの程度あったのか。また、今後、入浴券を利用しない方が多ければ、ほかのものと併用できる券に変更する予定はないのか。

との質疑に。

昨年度は3,924人に入浴券を6枚ずつ配付し、合計2万3,544枚を配付しました。そのうち、利用された枚数は1万2,548枚で、率にすると53.3%でした。平成27年度は51.6%でしたので、利用率としては増加しています。無料券の配付は、健康増進を図るための施策と考えています。1つの券で全ての高齢者の方が利用できるものではなく、温泉やパークゴルフ場に行かないという方は、ほかの高齢者福祉施策サービスを利用してほしいと考えます。小山町では、一昨年度に須走の温泉施設を、昨年度にリラクゼーションスタジオを追加して利用できるようにしています。との答弁がありました。

委員から、保育園の正規職員と臨時職員の人数は何人か。また、現在、保育士は足りているのか。との質疑に。

保育士の正規職員の数は33人、臨時職員は40人です。現在も保育士の確保に努めていますが、フルタイムでの保育士の確保が困難な状況です。待機児童が解消されていないことから、保育士は不足している状況です。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブの委託料について、5か所の放課後児童クラブの人数は。また、入所者数は増加しているのか。との質疑に。

平成29年3月時点で成美小学校区が14人、明倫小学校区39人、足柄小学校区28人、北郷小学校区38人、須走小学校区37人です。特に足柄小学校区では人数が増えています。その他の児童クラブについては、ほぼ横ばいの傾向です。との答弁がありました。

委員から、自主文化事業について、年間公演回数や入場者が年々減少傾向にあるが、この減少傾向をどのように分析しているのか。また、指定管理者と検証等を行っているのか。との質疑に。

平成26年度までは、町が自主文化事業を実施していましたが、平成27年度以降は、今まで町が実施していた芸術文化鑑賞の事業を自主文化事業、出演者の講演料等を伴わない事業をホール事業と分けて、指定管理者が実施しています。自主文化事業の年間公演回数について、平成26年度の18回の中には、「スタインウェイを弾いてみよう」というような事業が8回含まれていましたが、平成27年度からは、指定管理者がホール事業として実施していることから、その分の回数が少なくなっています。指定管理者の事業は、芸術文化事業を年間8事業以上、1,000万円以上計上し、小山町総合文化会館等運営協議会に諮り実施しています。検証等については、定期的に指定管理者連絡調整会議を開催し、指定管理者業務報告の中で利用状況、利用料、収入、事業等の報告を受けて情報交換をしています。また、年度開始前には事業計画の確認と年度終了後には事業報告の財務状況の確認を行い、検証をしています。との答弁がありました。

委員から、保育料助成事業について、この対象となった世帯数はどの程度あったのか。全体的に町内の園児数は増えているのか。との質疑に。

幼稚園及びこども園の短時間利用児の世帯は、全体で237世帯であり、そのうち、助成の対象となる世帯は136世帯、57.4%になります。次に、保育園及びこども園の長時間利用児の世帯は、全

体で298世帯、そのうち対象世帯は196世帯、65.8%を占めております。人数の増減については、年度によって増減がありますが、平成27年度と平成28年度4月1日現在の保育園入所者数を比較すると、平成27年度が316人であったのが、菜の花こども園の数も含めて平成28年度では350人になりました。幼稚園については、平成26年度は284人、平成27年度は257人、平成28年度は246人で減少傾向にあります。との答弁がありました。

委員から、健康福祉会館リラクゼーションスタジオ運営の支出内容と運営状況は。また、本年4月から指定管理者による運営となったが、現在の入場者数や利用状況、利用者からの評判は。との質疑に。

支出については、運動指導の資格を持つトレーナー1名分の人件費が主なものです。リラクゼーションスタジオでは、週に1度、ぶち講座と題した各種の運動講座を開催し、利用者の増加に努めました。本年4月以降の利用者は月に約500人、1日当たり17人程度が利用しております。徐々に増加している傾向にあり、女性のトレーナーが配置されたことで、女性の利用者からは以前よりも利用しやすくなったとの声を聞いています。また、指定管理者の発案により、スタジオ独自のポイントカードを発行しているほか、J A御殿場の職員とその家族が利用できる割引利用券の導入を行っており、それらの効果により、新規の会員も増え、大変好評であると聞いています。との答弁がありました。

委員から、後期高齢者医療費の脳ドック助成扶助について、助成を受けられる要件は。また、何人の方が受けられて、脳梗塞や認知症等の病変に気づいた例はあるのか。との質疑に。

後期高齢者健診を受診して保険料を完納している方であれば受けることができます。人数は24人です。病気等が発見されたかどうかについては、町では把握していません。との答弁がありました。

委員から、小学校、中学校就学援助費について、何人分の扶助か。また、傾向としては、増加傾向、減少傾向のどちらか。との質疑に。

小・中学校ともに学用品費や学校給食費、通学費等を扶助しており、小学校は18人、中学校では6人となっています。年度によって多少の増減はありますが、例年それほど大きな差はないと考えております。との答弁がありました。

委員から、NPO支援センター業務の内容は。との質疑に。

NPO法人東部パレットに委託をしている経費です。協働・共創の町づくりを推進するため、NPOの団体に対する情報提供や団体育成、組織の支援等を充実させ、住民活動の活性化を図る目的で委託しています。との答弁がありました。

委員から、こども医療費助成について、例年大きな増減はあるか。との質疑に。

こども医療費の増減は、その年によって異なりますが、一番大きく左右される要因としては、冬季のインフルエンザの流行によるものが挙げられます。直近3年間の数値を見ると、平成28年度は約7,900万円となり、平成26年度、平成27年度と比較すると、約430万円多い金額となってい

ます。また、春先までインフルエンザの流行が続いたこともあり、平成28年度については、前半期での支払が多い年でありました。との答弁がありました。

なお、その他に、自主文化事業費寄附金、はり・灸・マッサージ治療費扶助、総括指導員賃金、駿豆学園管理組合負担金、御殿場市ことばの教室負担金、教育支援委員報酬、富士登山ツアー受入事業交付金、地域協働推進事業助成金、子ども・子育て支援交付金返還金などについての質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、高額療養費が年々増加しているが、高額療養費の対象となる疾病の多いものは何か。また、増加の要因は。との質疑に。

本町の傾向は、心疾患や循環器系の疾病が多くなっています。また、近年においては、C型肝炎等の薬剤で高いものが出てきています。その他に、糖尿病の人工透析が高額療養費の対象として大きな要因になっています。との答弁がありました。

委員から、最近では高額薬価の問題も指摘されている。本町の現状はどうか。との質疑に。

高額な薬剤を使われている方が、昨年度も今年度もおります。高額薬剤については、小山町の国保財政にとっても大きな問題と考えております。しかし、このような事情があるということも踏まえて、県が財政運営を担うこととなります。小さな市町では、高額薬剤の利用が国保財政に大きな影響を及ぼしますが、来年から県が財政運営を担いますので、和らいでいくものと考えています。との答弁がありました。

なお、その他に、特定健康診査事業、国民健康保険保険給付等基金についての質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、奨学資金の返済は、どのような方法でされているのか。との質疑に。

小山町育英奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例で定められており、条例第14条には、卒業の月1か年後から5年間にその全額を月賦、半年賦または年賦で返還しなければならないと規定しています。学校を卒業したが、就職ができなかった場合には、相談に応じ、返還を勧奨しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第3号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、介護給付費が前年度と比較して約8,076万円、5.3%増加しているが、今後の推移と対応策は。との質疑に。

今後の推移として、介護給付費は伸びていくことが予想されています。給付費全体の47%を占める施設サービス費が前年度対比で7.3%の増であり、施設に係るサービス費が高くなっていくものと考えます。これらの高水準を抑えるためには、介護予防に力を入れていかなければならないと考えています。そのために、町としても総合事業を開始し、要支援1・2の前の段階の方を対象とした予防事業や、一般介護予防事業で要支援や事業対象者ではない方の介護予防を進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

なお、その他に、高額介護サービス費についての質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第7号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成28年度決算5件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第18 認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） ただいま議題となりました認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

決算認定は、既に執行済みの内容だから、今さら反対してどうするという見方もありますが、税金が適正に使われたのかをチェックする重要な位置づけがあり、同時に次年度予算にどう反映していくのかという視点でも欠かすことができないと考え、討論いたします。

我が国の経済は個人消費や企業の設備投資などの内需拡大が伸び悩み状態で、相変わらず厳しい状況にあります。地方経済の回復も思うようにはいかず、庶民の生活は実質収入の減少が止まらず、景気回復の実感はありません。

そんな中での平成28年度決算ですが、一般会計の歳入歳出差引額から翌年度繰越財源と前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,838万2,000円の黒字でした。しかし、これは18億円を超えるふるさと納税寄附金による歳入増が主な要因です。

決算の中身については、幾つか指摘しなければなりません。もちろん、既に執行された事業に

ついて全てを否定するつもりはありません。大きな成果を残した事業も当然あり、高く評価したい取り組みもありますが、今後の行政に活かす意味からも意見を述べます。

反対理由の1つ目ですが、歳入では、昨年度と比較して自主財源の柱となる町税は、決算額で4,159万9,000円の減です。また、各区分のそれぞれの増減はあるにせよ、自主財源全体の9億8,245万2,000円の増加は、寄附金の9億5,650万7,000円の増加によるものだったことは数字の上で明らかです。

一方、依存財源の詳細を見ると、地方交付税、国庫支出金、県支出金の増加が依存財源全体の11億1,377万4,000円の増加につながっています。

歳出面から見ると、委託料が前年度より2億9,872万円増で、一昨年、平成26年度と比べると8億3,003万9,000円の大幅増になっています。昨年も指摘しましたが、委託する事業内容を精査し、安易に委託する方向は避けるという点で、今後も注意深く検証していく必要があると考えます。

財政力指数は0.002ポイント減少しました。また、財政構造の弾力性、硬直度を示す経済収支比率は年々増加し続け、昨年度比1.4ポイント、一昨年度比2.3ポイント増となり、弾力性を失っている傾向を示しています。

さらに、予備費の充用や予算の流用による対応が増加傾向である点や、様々な分野での不用額、次年度繰越金の多さもきちんとした予算設計の見通し不足や円滑な事業推進の甘さではないかと指摘されても仕方ない点です。

また、一般会計の不納欠損額、収入未済額の伸びも見逃せません。特に不納欠損額は国県支出金等が主な要因とはいえ、1,291万9,000円増で、前年度対比で何と3.4倍です。この点も本会計決算の注目点です。

反対理由の2つ目に挙げたいのが、本町の財政状況です。町の実質的な借金依存度を示す実質公債費比率は昨年度より0.6ポイント下がり、9.1ポイントですが、それでも県内でビリから8位、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担費率は77.3ポイントで、昨年より15.4ポイント減少しましたが、やはり県下で最下位です。毎年この2つの指標に町民は不安を抱きます。

また、平成28年度末の公債費の現債高は81億5,400万円で、単純計算した場合、町民1人当たり43万円余になるという本会議での当局説明がありました。

これは大変心配な数字で、きちんと町民に説明する責任があります。また、町の長期計画の観点から言っても、これらの財政指標上の改善が公約どおり本当に可能なのかどうか疑問を抱かざるを得ません。

反対理由の3つ目に挙げたいのが、歳出の中身についてであります。町は、内陸のフロンティアを拓く取組として大型事業を推進しています。そんな取り組みを反映しているのか、土木費が3億1,318万7,000円の伸び、道路工事費等の年次比較では総額で前年度比3億9,774万5,000円の増に対して、教育費はほぼ横ばい、民生費は支出済み額で4億895万4,000円の減です。

幼稚園、保育園の保育料軽減措置など、高い評価の実践もありましたが、華々しい大型開発行為に対して、今を生きる町民を取り巻く環境改善は、昨年度も不十分なまま経過しました。昔から住んでいる町民にとって、買い物や交通など、不便さは依然として続き、特に高齢者にとっては深刻さが増すばかりです。定住移住策もいいですが、以前からこの町に住む町民に、もっと光を当てた施策が必要ではないでしょうか。

町民の中には、大型開発が幾ら進んでも、自分達の身近な生活に変化はないと断言する人も少なくありません。

やはり、これらの大型開発と、今住んでいる人々の身近な生活環境改善のバランスが問題です。開発行為ばかり脚光を浴び、今ある町民の生活環境改善が置き去りにされたら何の意味もありません。その懸念が大いに残った決算であったとは言えないでしょうか。

最後に挙げたいのが、町が進める様々な取り組みで、町民と十分なコンセンサスが得られないまま、一方的に町が事業を推進する印象が多く見られる点です。

例えば、まだ係争中の労金研修所跡地の売買と利活用問題、いまだに反対の旗が立つわさび平の優良田園住宅整備事業をはじめ、今回の決算認定に直接関わる問題ではありませんが、最近では、足柄ふれあい公園内に計画されるバーベキュー場建設事業で近隣住民から異論の声が出ている件、豊門公園修景事業の説明会で、当局の人間の高圧的態度が説明会参加者の間で話題になっている件などです。

これらから分かるように、町の事業を進めていく上で、可能な限り関係住民との対話を重視し、丁寧な説明が求められます。しかし、現状は十分な納得が得られないまま事業が進められている点は問題です。こういうやり方では後に禍根が残ります。

以上、るる反対理由を述べましたが、冒頭に述べたとおり、確かな実績を上げた事業も多くある点は高く評価しますし、何よりも職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加えて、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、認定第1号 平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定すべき立場から賛成討論をさせていただきます。

町長の政策提言であります小山町を元気にする金太郎大作戦第2章目となる平成28年度は、金太郎大作戦第1章の種からつぼみとなってきており、平成29年度以降はつぼみを咲かせていくのではと私は感じております。

まず、平成28年度一般会計の決算収支の状況において、歳入総額115億1,501万7,000円、前年度対比10.7%増で、歳出総額108億5,844万4,000円、前年度対比9.4%増で、歳入歳出差引額は6億5,657万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,424万円を差し引いた実質収支額は3億7,233万3,000円となり、昨年の実質収支額を差し引いても、単年度収支額では黒字となりました。

そして、実質的な健全依存度を示す実質公債費比率は9.1%と、昨年度より0.6ポイント下げ、

改善はされております。

さらに、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担費率は77.3%で、昨年度より15.4ポイントも下げています。全体的に見ますと、平成28年度において財政の健全度は改善されていると、私は見ております。

しかし、昨年、国外ではテロ等が多発し、国内においても熊本の震災や各地の台風被害が、ともに経済に与えた影響も大きな年でしたが、我が町にとっても他人ごとではありません。

まず、施策の成果と予算執行状況を見ますと、小山町の歳入の根幹である町税が昨年に引き続き減少しましたが、ふるさと納税を含む寄附金が9億5,650万円ほど増となり、歳入全体でも11億1,000万円ほど増加となり、財政は持ち直してきている様子が見受けられます。

平成28年度において内陸のフロンティアを拓く取組事業の特に湯船原地区の事業展開や足柄サービスエリア周辺地区のスマートインターチェンジアクセス道路整備の進捗状況はスピード感があり、評価するものであります。

また、定住促進事業としまして、用沢や南藤曲、須走緑が丘などで宅地分譲され、完売となるなど、大きな展開もされました。

健康福祉関係では、お達者度向上プロジェクト事業として出張健康講座やお達者体力測定や健康運動支援なども行っており、次回のお達者度の発表では、県内最下位から脱出できるのではと望むものであります。また、高齢者福祉においても手厚い事業展開がされております。

さらに、子ども子育て支援においては、保育園助成事業で幼稚園に通園する第2子以降を無料とし、保育園に通園する第2子の保育料を半額とし、第3子以降を無料としたことは、まずもって評価できると私は思います。

また、林業振興として、計画的な間伐等の森林整備や素材生産を図るよう森林経営計画を策定するなど、持続可能な林業の活性化も進めてきています。

定住移住政策関係においては、昨年からのU I Jターンや移住体験ツアーなど各種事業展開の中で、ある程度の結果が出始めているのを見ますと、評価できると思いますし、これほど定住移住を行っている市町は、県下では余り聞いておりません。今後は目に見えてくる結果を期待します。

その他、各種事業にも積極的に取り組んでおり、成果が徐々にではありますが、表れていると感じております。

今後、壮大な事業計画の中、財政も厳しくなると予想されますので、収入財源の確保とともに小山町の将来的に持続可能な財政の健全化を図る取り組みをするように望みます。

最後に、町長の金太郎大作戦第2章の1つ目として雇用と賑わい創出への挑戦、2つ目として人口増への挑戦、3つ目の福祉充実への挑戦、以上の政策提言が今後、町民にも実感できるような施策となることを期待するとともに、我々議員もしっかり監視してまいりますことを述べまして、平成28年度小山町一般会計歳入歳出決算を認定すべく、私の賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第19 認定第2号から日程第26 認定第9号までの平成28年度特別会計決算8件及び日程第27 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計9件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第81号までを一括質疑といたします。

それでは、認定第2号から議案第81号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19 認定第2号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第3号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第4号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第5号 平成28年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第6号 平成28年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第7号 平成28年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第8号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

日程第26 認定第9号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第27 議案第81号 平成28年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第81号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第28 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第28 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月2日から4日までの間に福島県、山形県及び宮城県で行う県外行政視察に全議員を、10月17日に静岡市で開催されます静岡県町村議長会総会、正副議長研修会に副議長を、11月7日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、11月8日に静岡市で開催されます静岡県町村議長会広報研修会に議長が指名する議員を、11月10日に御殿場市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、11月14日に裾野市で開催されます2市1町議員研修会に全議員を、11月15日に富士吉田市で開催されます富士箱根伊豆交流圏市町村サミット・交流会に副議長を、11月16日、清水町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣について変更を要するときには、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から議案第82号 工事請負契約の締結について、議案第83号 町有地の処分について、議案第84号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第4号)の3件と、また、議会から発議第3号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書の1件、合計4件の追加議案が提出されました。

発議については、所定の賛成者がありますので、成立しております。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第82号、議案第83号及び議案第84号の3議案並びに議会提出の発議第3号1件の4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

追加日程第1 町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第82号から議案第84号までの3議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結1件、町有地の処分について1件、一般会計補正予算1件の合計3件であります。

はじめに、議案第82号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、内陸フロンティア推進区域の湯船原地区、林業エリアにおける木質バイオマス発電所整備工事の請負契約を締結したいため、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号 町有地の処分についてであります。

今回処分します土地は、賃借人たる医療法人社団青虎会及び社会福祉法人博友会に売却するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号 平成29年度小山町一般会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,500万円を追加し、歳入歳出総額を113億4,608万4,000円とするものであります。

なお、この後、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長兼商工観光課長(池谷精市君) 議案第82号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、湯船原地区で展開している再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業のうち、上野地先の林業エリアにおいて木質バイオマス発電所を整備する平成29年度木質バイオマス発電

所整備工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、木質バイオマス発電所の敷地造成、建屋新築及び機械電気設備工事を施工するものであります。

主な工種は995.73平方メートルの造成工事、建築面積282.84平方メートルの木造2階建て建屋の新築、発電設備として木質ペレットガス化による熱電併給ユニットを設置するものであります。

工事入札は、去る9月11日、町内業者5者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社小山営業所が2億600万円で落札決定し、消費税相当額1,648万円を加え、2億2,248万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成30年3月14日を予定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第83号 町有地の処分について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 議案第83号 町有地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第83号 町有地の処分についてであります。

処分いたします土地は、小山町竹之下字有鬮坂321番1ほか15筆、面積は2万8,483.38平方メートルで、現在、介護老人保健施設菜の花の丘や認定こども園菜の花こども園が立地をしているところであります。

この土地は、現在、賃貸借契約に基づき、医療法人社団青虎会及び社会福祉法人博友会に貸し付けておりますが、このほど当契約に基づく買い取りの申し出があり、協議を行った結果、売買の同意に至りましたので、今月20日に仮契約を締結したところであります。

したがって、契約の相手方は御殿場市川島田に所在します医療法人社団青虎会及び社会福祉法人博友会の2者となり、売却価格は合計2億130万円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第84号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（米山千晴君） 追加日程第4 議案第84号 平成29年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第84号 小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,500万円を追加し、予算の総額を113億4,608万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書の5ページをお開きください。

はじめに、歳入について御説明を申し上げます。

15款2項10目地方創生交付金を5,000万円増額いたしますのは、道の駅ふじおやまフードテラス整備事業に対する交付金で、事業費の2分の1を見込むものであります。

次に、18款1項7目商工労働費寄附金を2,500万円計上いたしますのは、道の駅フードテラス整備のための寄附を見込むものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6款2項3目道の駅管理費のうち説明欄（2）道の駅地域振興センター管理費を1億円増額いたしますのは、観光交流人口の拡大や新規雇用の創出を図るため、道の駅「ふじおやま」のレストランを拡張し、フードテラスを整備するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を2,500万円減額いたしますのは、事業費の一般財源相当分として減額をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議第3号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書

○議長（米山千晴君） 追加日程第5 発議第3号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番 梶 繁美君。

○10番（梶 繁美君） ただいま議題となりました発議第3号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書の提出について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、小山町から小山町議会へ道路財特法の規定に基づく補助率等の特例措置の継続・拡充を求める意見書を国へ提出してほしいとの要望書が議長に提出されました。したがって、議会運営委員会で諮り、総務建設委員会へ付託され、去る9月13日の委員会で慎重審議・協議をした結果、全員の賛成を得ましたので、本日の議会に提案することとなったものでございます。

お手元の意見書第1号を御覧ください。

意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成29年9月25日提出

提出者 梶 繁美

賛成者 藪田豊造、遠藤豪、渡辺悦郎、込山恒広

提案理由につきましては、お手元の意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。それでは、朗読いたします。

道路は、地域経済の持続的な成長、町民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には復旧活動や避難路として町民の命を守る重要な社会基盤のひとつである。

地方創生や定住人口拡大に向けた取り組みは、計画的な道路整備なしでは到底成し遂げられる

ものではなく、急速に進む道路施設の老朽化への対策も着実に進めていかなければならない状況にある。特に東海地震や神奈川県西部地震の被害も懸念される本町にとって、緊急輸送路の有無は、直接町民の命に関わる問題となる。

このような状況において、現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、国道、都道府県道、市町村道などへの補助率等が特別措置により嵩上げされているが、平成29年度の期限を以って終了した場合、地方の財政負担が増加することで道路整備の遅滞を招き、地方創生などの取り組みにも大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、道路財特法の規定による補助率等の特例措置について、平成30年度以降も継続するとともに、更なる制度拡充等の措置を講じるなど、平成29年度補正予算以降も必要な道路関係予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

静岡県駿東郡小山町議会

なお、この意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣に提出するものでございます。

よろしく御審議のほど、承認賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

梶 繁美君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成29年第5回小山町議会9月定例会を閉会いたします。

午後0時16分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	米	山	千	晴
署	名	議	員	鈴	木		豊
署	名	議	員	池	谷		弘